

デジタル放送推進のための行動計画

(第10次)

2009年12月1日

地上デジタル推進全国会議

目 次

はじめに	· · · 1
第一部 総論	
I 基本的考え方	· · · 3
1. これまでの経緯	
2. デジタル放送の意義・メリット	
3. 第10次行動計画の策定にあたっての視点	
II 理解醸成活動等の推進	· · · 7
1. 周知・広報等の徹底	
2. デジサポによる相談・受信者支援体制の充実強化	
3. その他の相談・受信者支援体制の充実強化	
4. いわゆる「悪質商法」への対応	
5. BSアナログ放送終了に係る情報の一元的・効率的な提供	
III 受信機器普及・共聴施設改修等の受信側対策	· · · 15
1. 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及目標	
2. 国民運動による推進	
3. 共聴施設のデジタル化改修の促進	
4. 公共施設等のデジタル化改修	
IV 中継局整備等の送信側対策	· · · 26
1. 中継局等の整備	
2. 地上デジタル放送難視地区対策計画	
3. デジタル・アナログ対比表及びデジタル中継局チャンネル予定表	
4. デジタル混信の対策	
5. アナログ放送終了後の53ch以上のチャンネル切替事業	
6. ケーブルテレビの普及促進等	
V おわりに	· · · 33
1. 地域レベルでの推進体制の拡充及び推進計画	
2. 特別な課題のある地域への対策強化	
3. アナログ放送終了のリハーサル	
4. 次期行動計画	

第二部 各主体が取り組むべき事項

I 政府

· · · 34

1. 周知・広報
2. 相談・支援体制
3. 特別な課題のある地域への対策強化
4. 共聴施設への対応
5. デジタル混信の対策
6. 中継局整備等の支援措置
7. 新たな難視地区への対応
8. 衛星利用による暫定的な難視聴対策
9. 簡易で低廉なチューナーの流通促進
10. 受信機器購入等に対する支援（チューナー支援）
11. 高齢者・障がい者等への働きかけ・サポート
12. ケーブルテレビのデジタル化
13. デジアナ変換の暫定的導入の推進
14. 公共施設等のデジタル化
15. 廃棄・リサイクル対策
16. 「悪質商法」対策
17. アナログ放送終了リハーサルの実施
18. 関係業界への働きかけ
19. アナログ放送終了後の53ch以上のチャンネル切替事業
20. 緊急地震速報の速やかな伝送に向けた取組

II 地上デジタルテレビジョン放送事業者

· · · 40

1. 放送エリアカバー
2. 周知・広報活動等
3. 地上デジタルテレビ放送の受信相談等
4. 特別な課題のある地域への対策強化
5. 地上デジタルテレビ放送への完全移行を前提とした放送サービス
6. 辺地共聴施設の改修
7. アナログ放送終了に向けた放送対応手順及び終了リハーサル
8. 衛星利用による暫定的な難視聴対策
9. デジタル混信の対策
10. アナログ放送終了後の53ch以上のチャンネル切替事業
11. デジアナ変換の暫定的導入等に係る再送信同意
12. 緊急地震速報の速やかな伝送に向けた取組

III 衛星放送事業者

· · · 44

IV ケーブルテレビ事業者

· · · 4 5

1. ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進
2. ケーブルテレビ視聴者等への適切な情報提供
3. 共聴施設の現状把握等への協力
4. 地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスの導入の推進
5. デジアナ変換の暫定的導入の検討
6. 特別な課題のある地域への対策強化

V 受信機器メーカー

· · · 4 7

1. 低廉化を含むより多様な受信機器の開発・普及の推進
2. すべての視聴者にとって使いやすい受信機器等の推進
3. 購入者の理解の促進
4. アフターサービスの充実
5. アナログテレビのリサイクル対策への取組
6. 需要量に的確に対応した供給
7. 社団法人電子情報技術産業協会としての取組
8. 緊急地震速報の速やかな伝送に向けた取組
9. 特別な課題のある地域への対策強化

VI 販売店

· · · 4 9

1. 人材育成
2. 購入者への説明等の徹底
3. 相談窓口の充実
4. アフターサービスの充実
5. デジタル放送のメリットが体感できる機会の提供
6. 工事業者等と連携した計画的工事の促進
7. アナログテレビのリサイクルへの取組
8. デジサポによる高齢者等への戸別訪問に対する協力
9. 特別な課題のある地域への対策強化

VII 工事業者

· · · 5 1

1. 改修の促進
2. 公正な調査・報告の実施
3. 相談対応の充実・強化
4. 特別な課題のある地域への対策強化
5. デジサポ等との連携

VIII 地方公共団体

· · · 5 2

1. 周知・広報活動及び悪質商法対策
2. 地方公共団体施設のデジタル化
3. 地方公共団体施設を原因として設置された受信障害対策共聴施設への対応
4. 辺地共聴施設等への対応
5. 新たな難視地区への対応
6. アナログテレビの適正廃棄・リサイクルへの協力
7. デジタル放送を活用した地域情報の発信
8. 特別な課題のある地域への対策強化
9. 地方公共団体としての立場からの適時の提言等

IX 社団法人デジタル放送推進協会（D p a）

· · · 5 4

1. デジサポ事業
2. 衛星セーフティネット事業
3. 普及促進事業
4. BSデジタル放送との連携
5. 関連業務

資料編

- (資料 1) 世界各国の地上デジタルテレビ放送の動向
- (資料 2) 受信形態別の周知・働きかけの方法と費用負担のイメージ
- (資料 3) アナログ放送終了計画（改定版）
- (資料 4) 地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査
- (資料 5) 辺地共聴施設デジタル化ロードマップ（都道府県別）
- (資料 6) 第9次行動計画策定以降の取組と第10次行動計画策定以降の取組予定
- (資料 7) 地上デジタル放送推進総合対策（第3版）
- (資料 8) 地上デジタルテレビ放送関連団体の役割等

■ 「デジタル放送推進のための行動計画」について ■

- ・総務大臣の懇談会である「ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会」において策定。
(第1次行動計画:2002年6月、第2次行動計画:2003年1月、第3次行動計画:2003年4月)
- ・2003年5月に同懇談会の提言を受けて「地上デジタル推進全国会議」が設立され、本行動計画を承継。
(第4次行動計画:2003年10月、第5次行動計画:2004年12月、第6次行動計画:2005年12月、
第7次行動計画:2006年12月、第8次行動計画:2007年11月、第9次行動計画:2008年12月)

はじめに

「デジタル放送推進のための行動計画」は、デジタル放送に関わるあらゆる関係者が一体となって、国をあげて取り組むべき課題である地上テレビ放送のデジタル化を強力に推進していくために組織された「地上デジタル推進全国会議」が策定する基本計画であり、関係者が共通の認識を持つとともに、各主体の役割を明確にし、それぞれが計画に従って主導的に努力することを目的として策定するものである。

これまで、2002年7月に「デジタル放送推進のための行動計画」が策定されて以来、2008年12月の「デジタル放送推進のための行動計画(第9次)」まで、9次にわたり策定されてきた。

これらの行動計画を踏まえて、同会議に参加する関係者が一丸となって、デジタル放送の推進に取り組んできた結果、地上デジタルテレビ放送のカバーエリアが拡大し、デジタル受信機器も普及するなど、大きな成果があがっている。また、アナログ受信機器をそのまま活用できる簡易なチューナーは、価格の低廉化が大きく進み5,000円を切る価格で入手できるようになり、デジタル受信機器の更なる普及に貢献するものと期待される状況となっている。

一方、テレビは、国民生活に深く浸透した情報基盤であり、アナログ放送の円滑な終了・デジタル放送への完全移行は、国をあげて取り組むべき国家的な課題である。

したがって、アナログテレビ放送が終了する2011年7月までに、アナログテレビ放送を視聴している全てのご家庭で地上デジタルテレビ放送を視聴することができるようとするという方針で、関係者が一丸となって取り組んでいく必要がある。

しかし、アナログテレビ放送が終了する2011年7月まで、残り600日にもかかわらず、地上デジタル放送対応受信機器の普及世帯数が目標を下回り、辺地自主共聴施設・受信障害対策共聴施設の改修が進捗していないなど、現在の状況を踏まえると、アナログテレビ放送を当初の予定どおりに終了させるためには、更に厳しい道のりが待っていると言わざるを得ない。このような受信側の課題に加えて、国民の理解醸成の一層の促進や地上デジタルテレビ放送が難視となる地区への対策など様々な課題が山積しており、これらの課題を解決するために乗り越えなくてはならないハードルも多い。

これからの1年は、2011年7月のアナログ放送終了を確実に実現するためのあらゆるハードルを除去するために最も重要な年である。

昨年の「デジタル放送推進のための行動計画(第9次)」では、全国一律・全居住形態一律・全世代一律の対応・対策から地域別・居住形態別・世代別の対応・対策が必要なフェーズになっているという認識の下で必要な取組を行うとともに、「できること」ではなく「完全に実施しにくすべきこと」を覚悟を決めて断行するという方針でとりまとめた。

第9次行動計画を踏まえて、

- ・ 安価な簡易チューナーの開発・流通
- ・ 地域相談拠点(デジサポ)の設置
- ・ 経済的に困窮度が高い世帯への支援
- ・ 高齢者等への戸別訪問の実施

- ・きめ細かな地デジ説明会・個別相談会や戸別訪問の開催
- ・共同受信施設のデジタル化対応に対する支援
- ・受信障害対策共聴施設改修の際の当事者間紛争を解決する仕組みの創設
- ・デジタルテレビの購入支援(エコポイント)
- ・全家庭への「お知らせ」の送付
- ・衛星による暫定的な難視聴対策
- ・新たな難視地域の特定と当該地区への支援
- ・デジタル中継局の整備
- ・辺地共聴施設デジタル化ロードマップに基づくデジタル化対応の着実な推進などが概ね実現している。

この「デジタル放送推進のための行動計画(第10次)」では、

- ・地域的特性によりデジタル化対応が困難な地域への対応策
- ・受信障害対策共聴に対するより具体的な働きかけ
- ・ケーブルテレビにおけるデジアナ変換の暫定的導入

など残された課題に一定の方向性を示すとともに、最後の仕上げの時期である次の1年間に、関係者が連携・協力して実現すべき目標や実施すべき取組をとりまとめている。

この「デジタル放送推進のための行動計画(第10次)」を踏まえて、この全国会議に参加するあらゆる関係者が不退転の決意で万全かつ徹底した取組を行うこととする。

第一部 総論

I 基本的考え方

1. これまでの経緯

地上デジタルテレビ放送は、2001年の電波法改正並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の変更により、国の政策として導入が決定された。

これは、アナログテレビ放送を受信していた世帯が地上デジタルテレビ放送に移行するためには、一定の負担がかかることとなるものの、21世紀において、日本が、世界で最先端のICT国家としての高度な情報通信の基盤を構築することにより、国民一人一人が高度情報通信技術のメリットを享受できるようにすることが必要と判断されたためである。

なお、国民の利便性向上を目的とした通信と放送の融合・連携を一層進展させるために、放送基盤を完全デジタル化することが必要不可欠になっている。

2. デジタル放送の意義・メリット

(1) 視聴者にとってのメリット

視聴者にとって地上デジタルテレビ放送に移行するメリットとしては、

- ・大画面テレビでもきれいな画像を楽しめる
 - ・データ放送でいつでも天気予報などのリアルタイムな情報を見ることができる
 - ・携帯端末で「ワンセグ」放送を視聴できるなど、移動中でもきれいな放送を見ることができる
- など、視聴者一人一人にとって大きなメリットがある。

具体的には、地上デジタルテレビ放送は、迫力ある画像や音響によるテレビ番組を送ることができるだけでなく、アナログテレビ放送では実現困難であった種々の新しいサービスが簡単なリモコン操作で可能となる。データ放送により、ニュース、天気予報をはじめとする様々な情報をリアルタイムに入手できるほか、テレビ番組と連動することにより新たな形の番組を視聴者に送り届けることが可能となる。また、字幕放送受信機能が標準装備されるなど、高齢者や障がい者にやさしいサービスの充実も期待されている。更に、携帯端末向けサービス(いわゆる「ワンセグ」)は、屋外や移動中でもテレビの視聴を可能とし、新たなサービスや新しいライフスタイルをもたらすものである。特に、これらのデータ放送や「ワンセグ」は、災害時にきめ細かな災害情報を送り届けたり、避難中にも情報を入手できるようにしたりするなど、非常時に効果を発揮することが期待される。加えて、データ放送を活用して地域情報をきめ細かく提供することができるため、地方公共団体がこれまで広報誌等を用いて地域住民に提供してきたような情報をデータ放送により提供する取組も開始されているなど、公共的な分野で新たなサービスの提供に寄与することが期待されている。

このように、5,000万世帯に広く普及している身近で簡便な情報端末であるテレビのデジタル化により、テレビが、より便利で使いやすいICT端末となり、家庭におけるICT社会へのゲートウェイとなる。

視聴者には、このような地上デジタルテレビ放送のメリットを十分に周知し、地上デジタルテレビ放送を視聴するための地上デジタルテレビ放送対応受信機器等の購入等に関するご負担へのご理解をいただくことが必要である。

(2)周波数の有効利用

周波数が逼迫している日本において、地上放送のデジタル化は周波数の有効利用につながる。デジタル化完了後は、アナログテレビ放送時に使用していた周波数がおよそ65%に効率化され、残りの周波数は、周波数ニーズの高まっている他の用途に振り分けられることになる。

具体的には、①需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の「電気通信」、②移動体向けのマルチメディア放送等、テレビジョン放送以外の「放送」、③安心安全な社会の実現等のためにブロードバンド通信が可能な「自営通信」、④より安全な道路交通社会の実現に必要な「高度道路交通システム(ITS)」の4つの用途に用いられる予定である(情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用方策委員会報告書(2007年6月))。

このように、アナログ放送からデジタル放送への移行により空いた周波数を用いれば、
・携帯電話がつながりやすくなり、更に便利な機能を実現できる
・高度道路交通システム(ITS)の高度化により交通事故を減少させることが可能
・警察・消防等の無線通信をブロードバンド化することで犯罪や災害等の被害を減少させることができる
・移動体向けマルチメディア放送など、新たに多様なサービスが提供される
など、多大な効果が期待される。

なお、早期に周波数を有効利用するためには、予定通り2011年7月にアナログテレビ放送を終了することが必要である。

(3)経済効果

総務省で、地上デジタルテレビ放送への完全移行について経済効果(電波法が改正された2001年から、アナログテレビ放送停波10年後の2021年までの20年間)を取りまとめたところ、直接効果と経済波及効果のそれぞれの純増分と全体分は、直接効果の全体額が約101兆円(うち純増分約27.8兆円)、経済波及効果の全体額が約249兆円(うち純増分約69.2兆円)と推計されている。

なお、このうち、アナログテレビ放送で利用している周波数(アナログ放送跡地)で、新たなサービスを展開することによる経済効果の全体額は24.7兆円(うち純増分10.8兆円)となっている。

総務省の取りまとめ結果から、地上デジタルテレビ放送への完全移行は、経済効果の観点からも意義があると評価でき、このような経済効果の推計結果を踏まえ、政府、放送事業者、メーカー、販売事業者、地方自治体等の関係者が、「なぜデジタル化に完全移行するのか」について、国民に対して一層丁寧にわかりやすく説明を行うことが必要である。

(4)国際競争力の強化

アナログ放送からデジタル放送への移行は、諸外国においても実施されているところであり、2000年代初頭を中心に、欧米の18か国で地上デジタルテレビ放送が開始されるとともに、アジア諸国でも順次地上デジタルテレビ放送が開始され、又は開始される予定である。日本方式は、ブラジル(2007年12月)を皮切りにペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラなど、南米において採用が急速に進んでいる(別添資料1「世界各国の地上デジタルテレビ放送の動向」参照)。テレビ関連機器の世界シェアを見れば、例えば、液晶テレビ、プラズマテレビ、DVD録再機など、いずれも日本企業が一定のシェアを占めている。放送のデジタル化により、将来に向けてますます日本の関連産業の市場拡大が期待されるとともに、通信・放送の融合・連携を活かしたデジタルコンテンツの制作・国際的流通、新規ビジネスや雇用の創出など、大きな経済波及効果があるものと期待される。

なお、既に、オランダ(2006年終了)、スウェーデン(2007年終了)、フィンランド(2007年終了)、スイス(2008年終了)、ドイツ(2008年終了)、アメリカ(2009年終了)などでは、アナログテレビ放送が終了しており、フランス(2011年終了予定)、イギリス(2012年終了予定)、韓国(2012年終了予定)などでも、アナログ放送終了に向けて取り組んでいるところである。我が国におけるアナログ放送終了の取組にあたっては、先行してアナログテレビ放送を終了した国や終了を予定している国の経験を踏まえて、推進することが望まれる。例えば、アメリカで放送事業者が実施した、ソフト終了テストやお知らせ画面の一斉放送などについて、その有用性を検証し、実施することの可能性について関係者が検討を進める。

3. 第10次行動計画の策定にあたっての視点

(1)視聴者の理解の醸成

これまでの関係者による周知・広報活動の結果、アナログテレビ放送が終了することの認知度や終了時期の認知度は高まっており、この認知度の高まりを地上デジタルテレビ放送への具体的な対応につなげていく活動が必要である。そこで、地上デジタルテレビ放送受信機器購入、アンテナ工事、共聴施設の改修等、個々の視聴者が地上デジタルテレビ放送を視聴するために取るべき具体的行動について、視聴者が理解するだけでなく、行動に移すための施策を展開していくことが必要不可欠である。

また、2011年7月のアナログ放送終了時に、地上デジタルテレビ放送が視聴できなくなる世帯が発生しないよう、まだ1台も地上デジタルテレビ放送を視聴することができない世帯の理解醸成に向けて、重点的に取り組む必要がある。

なお、「現在のテレビがまだ使用できるから」という理由でデジタル化対応を行わない方にも、デジタル化対応を行っていただくよう、簡易なチューナーを接続すれば地上デジタルテレビ放送が視聴できることの周知などに取り組むことも必要である。

(2)受信環境の整備

地上デジタルテレビ放送を視聴するために必要なデジタル放送対応受信機器は、エコポイントの導入により前年同月比150%を上回る伸びで普及している。残り600日となり、いよいよ最後の追込みの段階に入っている。デジタルテレビや簡易チューナーなどの低

廉化も進み、2台目3台目の地上デジタルテレビ放送受信機器を購入する世帯も増えてきているが、今後は、まだ1台も所有していない家庭に対応していただくために関係者がさまざまな観点から取り組んでいくことが求められる。

また、地上デジタルテレビ放送を視聴するためには、地上デジタルテレビ放送受信機器の購入のほか、アンテナ改修や共聴施設改修などが必要な場合がある。特に、共聴施設(受信障害対策共聴施設、辺地共聴施設及び集合住宅共聴施設)の改修は、共有設備であったり、設備設置時の事情が様々なことなどにより改修手続等に時間を要することから、デジタル化対応率等の現状を把握し、対応目標を立てて取り組まなければ、アナログ放送終了までにデジタル化対応が間に合わなくなるおそれがある(別添資料2「受信形態別の周知・働きかけの方法と費用負担のイメージ」参照)ことから、共聴施設のデジタル化対応促進に重点的に取り組む必要がある。

(3)送信環境の整備

地上デジタルテレビ放送の伝送については、今後とも、地上波中継局によることが基本である。一方、アナログ放送終了期限まで600日という限られた期間であることも踏まえ、従来からのケーブルテレビに加え、ギャップフィラーやIP網の活用等、伝送路に関する視聴者の選択肢について可能な限り多様化・低廉化を図りつつ、アナログ放送終了の前に受信環境整備に必要な時間的余裕をもって、すべての現アナログテレビ放送視聴者に地上デジタルテレビ放送を送り届けるインフラ整備を完了させることが必要である。また、上記のような努力を尽くしてもなお、2011年までに地上デジタルテレビ放送が送り届けられない世帯については、暫定的に緊急避難的な措置として、衛星により地上デジタルテレビ放送の番組を送り届ける(以下「衛星利用による暫定的難視聴対策」という。)こととする。

II 理解醸成活動等の推進

1. 周知・広報等の徹底

これまでの周知・広報活動の結果、アナログ放送終了の認知度やアナログ放送終了時期の認知度は、相当程度、高まっている。

具体的には、2009年9月時点で、アナログ放送終了の認知度は98.0%¹(2009年3月調査では97.7%)である。

また、「アナログ放送終了計画²(改定版)」(2009年4月 全国地上デジタル放送推進協議会)(別添資料3参照)を踏まえて、放送事業者がアナログテレビ放送に「アナログ」マークを表示するなどの取組を行っていることもあり、2009年9月時点では、終了時期(2011年)の認知度は89.6%まで上昇している。

一方で、アナログ放送終了まで残り600日という限られた時間で国民の皆様にデジタル化対応を行っていただくためには、単にこれらの数字を高めるだけでなく、視聴者個々に具体的な取組を行っていただくための周知を重点的に行っていく必要がある。そこで、国民の皆様に地上デジタルテレビ放送について一層ご理解いただくため、関係者が危機感を持って取り組む必要がある。また、テレビについて、国民にご理解をいただくにあたっては、テレビ放送による広報が重要となってくるので、放送による周知・広報とその他の手段によるものとを効果的に組み合わせて行うことが必要である。

なお、総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター(以下「総務省地デジコールセンター」という。)に寄せられている国民からのご意見では、受信方法、受信エリア・開始スケジュール、地上デジタルテレビ放送受信機器などへのご意見・問い合わせが多数寄せられていることから、これらに関する周知・広報を重点的に実施することが必要である。

今後は、テレビ放送に対する関心やニーズも異なる、より幅広い視聴者層を想定し、これらの視聴者層に対し、地上デジタルテレビ放送移行の必要性をご理解いただいた上で、具体的な受信方法等を提示することによって普及を促進する周知・広報活動を実施するとともに、あらゆる関係者がそれぞれが主体的に実施可能な周知・広報手段により、年齢層や視聴方法等に応じたきめ細かな周知・広報活動を展開していく必要がある。

そこで、政府、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、受信機器メーカー、販売店、地方公共団体等の関係機関の連携をさらに強化しつつ、特に以下の事項に重点を置き、周知・広報及び普及に向けた活動を強力に推進することとする。

(1) 基本的考え方

地上デジタルテレビ放送対応受信機器の普及台数は、エコポイントの導入や簡易チューナーの販売・流通等により、順調に増加しているが、普及世帯数は目標を下回っている状況である。

アナログ放送終了に関する情報が相当程度周知されているにもかかわらず、地上デジ

¹ 「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」(2009年3月及び9月 総務省調査)の結果による。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000043398.pdf

² 「アナログ放送終了計画」は、全国地上デジタル放送推進協議会がとりまとめて公表したアナログ放送終了のための放送対応手順

タルテレビ放送受信機器の普及が目標を下回っている現状を踏まえると、今後は、認知度の向上が地上デジタルテレビ放送対応受信機器の普及や共聴施設のデジタル化改修等につながるような取組を徹底して行い、多様な視聴形態に応じて、国民一人一人がデジタル化対応を行うにはどのようにすれば良いか、また、どの程度の費用がかかるのかを分かっていただき、アナログテレビ放送を終了させるために必要な5000万世帯での地上デジタルテレビ放送対応という目標に沿った普及が達成できるよう、関係者があらゆる努力を行っていかなければならない。

(2) 達成指標

上記(1)の「基本的な考え方」を踏まえて、2010年度内に達成する目標として、次の指標を目指して取り組むこととする。

- ①アナログ放送終了時期の認知度を95%に高める
- ②デジタル未対応世帯における「地上デジタル放送視聴のための作業・手続の理解度」を90%に高める³

(3) 具体的取組

上記(2)の指標を達成するために、現在、アナログテレビ放送を視聴している方々にアナログテレビ放送の終了時期や地上デジタルテレビ放送視聴のための作業・手続き等を徹底してお知らせするとともに、きめ細かなサポートが必要であると想定される方々が問合せ・相談ができるところ(総務省地デジコールセンター⁴や総務省テレビ受信者支援センター⁵等)の周知を徹底する。具体的には、以下の取組を行う。

- ①「アナログ放送終了計画」を踏まえて、アナログテレビ放送画面への「アナログ」マーク表示や告知スーパー等の実施
- ②放送番組において地上デジタルテレビ放送の受信方法等を具体的に紹介する等、地上デジタルテレビ放送の普及を促進する番組の制作・放送
- ③情報番組やスポットによる2011年アナログ放送終了の告知
- ④販売店や公共施設等におけるポスター掲示やパンフレット・チラシ配布等の実施
- ⑤アナログテレビ等への終了告知シール貼付等によるアナログ受信機器・録画機器の購入者への2011年アナログテレビ放送終了告知の徹底
- ⑥自治体広報紙等の掲載や総務省チラシ等の地域住民への配布・回覧
- ⑦デジサポの説明会・相談会を通じた説明・相談対応
- ⑧総務省地デジコールセンターへの問合せに対する対応
- ⑨2009年度末までに「地上デジタル放送に関するお知らせ」の全戸郵送による周知

³ 「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」(2009年9月 総務省)では、「地上デジタル放送視聴のための作業・手続の理解度」は、「アンテナを新しく購入したり、方向調整などの工事が別途必要になる場合がある」が76.1%、「地上デジタル放送対応の録画機・チューナー等を接続することでアナログテレビを引き続き使える」が46.1%、「ブラウン管テレビを廃棄する場合、法律により廃棄料が掛かる」が58.5%となっている。

⁴ 「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」は、地上デジタル放送に関する様々なお問い合わせ(受信方法、受信障害、共同受信施設の対応等)について、電話による相談対応

ナビダイヤル：0570-07-0101

I P電話等：03-4334-1111

⁵ 「総務省テレビ受信者支援センター」通称「デジサポ」：2011年7月24日の完全デジタル化に向けて、地上デジタル放送の周知・広報やきめ細かな受信相談を行うために全国52カ所に設置

<http://www.digisuppo.jp/>

また、周知・広報の取組にあたっては、視聴者に具体的な行動をとっていただくため、特に以下の点に留意する。

- ①地域によって、地上デジタルテレビ放送受信に関する課題が異なっていることから、当該地域の課題に応じた周知をすること
- ②辺地共聴施設、都市受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設、ケーブルテレビ加入世帯、戸建て住宅での直接受信等、受信形態によって、どのようなデジタル化のための手続が必要かを周知すること
- ③共聴施設については戸建て住宅よりも煩雑な手續が必要であり、デジタル化に対応するために時間を要することと、早期に対応を開始する必要があることを徹底的に周知すること
- ④地上デジタルテレビ放送を視聴するためには、デジタルテレビやデジタルチューナーのほかに、アンテナ改修やブースター更改等が必要となる場合があることを周知するとともに、具体的なケースやその費用について、周知すること
- ⑤地上デジタルテレビ放送対応受信機器を準備しても地上デジタルテレビ放送を受信するための正確な接続が行われていないために地上デジタルテレビ放送が視聴できない視聴者が生じないよう、接続方法について正確な情報を周知すること⁶
- ⑥デジタルテレビのほかに、デジタルチューナーを接続する方法があること

2. デジサポによる相談・受信者支援体制の充実強化

2011年7月において地上放送が完全デジタル化するためには、受信者の方々に地上デジタルテレビ放送に関する情報を十分にお届けし、地上デジタルテレビ放送受信のために具体的な対応をとっていただく必要がある。

実際、地上デジタルテレビ放送の認知度の向上及び視聴エリアの拡大に伴い、「総務省地デジコールセンター」への相談件数が飛躍的に増加するとともに相談内容の専門化が進展する中、地域に密着した調査・相談対応・支援等を丁寧に行うために、2008年10月、全国11か所に「総務省テレビ受信者支援センター」(デジサポ)が設置され、2009年2月に都道府県単位に拡充・設置されている。現在、北海道、東京などで複数のセンターが活動しているほか、アナログ終了リハーサルの行われている石川県珠洲市にも事務所を置いていることから、全国で52のセンター・事務所が活動している。

デジサポでは、「総務省地デジコールセンター」に対して一般の方から寄せられた問い合わせのうち、個別・専門的な案件について相談対応を行い、必要な場合には現地調査等も行っている。この相談対応については、可能な限り地域の相談を地域で解決できるよう、2010年度前半に全国的に各地域のデジサポに受信相談電話窓口を設置する方向で検討を行っているが、特にデジタル受信機器の普及が遅れている等の課題がある岩手、愛媛、沖縄の3県においては、先行的に2009年10月から、県内専用の受信相談電話窓口を設置している。

また、受信者は、地域での受信状況や個々の世帯で最適な受信方法等、地域的・個別的情情報を求める傾向を強めている。また、今後は、デジタル化対応に極めて関心の薄い

⁶ 「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査（2009年9月 総務省調査）」では、地上デジタルテレビ放送の視聴可能世帯（60.7%）と地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率（69.5%）に差がある。

方々や、受信障害等のため自分だけではデジタル化対応が困難な方々に対しても、デジタル化にご対応いただくことが必要である。さらには、アナログテレビ放送の終了時期が迫る中で、世帯普及率の地域格差の解消や個別具体的な要望に的確に応えていく観点から、今後、デジサポ活動の一層の強化を図る必要がある。

(1)高齢者・障がい者等への働きかけ、サポート

デジサポでは、地上デジタルテレビ放送に対応するために必要な情報が届きにくいと考えられる高齢者や障がい者等を対象として、説明・個別相談会や戸別訪問を行い、地上デジタルテレビ放送のメリットや受信方法等の一般的情報を提供するとともに、個々の実情に応じた助言を行う等、きめ細かなサポートを行っている。説明・個別相談会は、全世帯へ開催案内等を配布し、自治体施設を中心に全国きめ細かく開催している。戸別訪問は、受信者の依頼により行うほか、登録した電器店が「地デジサポーター」として、対象世帯に対して能動的に実施している。

今後は、個別や地域の事情を考慮し、また、地上デジタルテレビ放送への関心が薄い方々や自分では対応困難な方々に対しても働きかけられるような観点から、地域のニーズへの一層の対応や個別相談の充実等、高齢者・障がい者等へのサポートの一層の強化を図る。

(2)受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設のデジタル化対応の支援

地上デジタルテレビ放送は、アナログテレビ放送より受信障害に強いため受信障害が解消される場合が多く、受信障害が解消される世帯では個別受信が可能となる。この場合、地上デジタルテレビ放送を視聴するためには、①個別受信に移行するか、②ケーブルテレビに移行するか、③共聴施設を改修して引き続き放送を視聴できるようにするかを決定する必要がある。

一方、地上デジタルテレビ放送でも受信障害が生じる場合や集合住宅共聴施設で地上デジタルテレビ放送を受信するためには、ケーブルテレビへの移行や施設改修等のデジタル化対応が必要となる。共聴施設のデジタル化対応については、その対応方法や費用負担等について共聴施設設置者や受信者など関係者間で合意することが必要であるが、この合意には時間を要することが多い。

そこで、これまでも共聴施設設置者や受信者に焦点を当てた周知・広報や共聴施設設置者等への働きかけ等に取り組んでいるところであり、今後、この取組を一層強化する。

具体的取組としては、共聴施設設置者や受信者に施設改修の必要性その他の関連情報が届くように2011年までに波状的な周知・広報を反復継続するとの方針のもと、放送事業者や関係業界・団体とも連携し、個別施設設置者及び受信者等に直接周知・訪問し具体的な説明を行うほか、受信調査やデジタル化対応に関する支援措置(助成金制度)などの取組を引き続き実施する。

また、各種媒体を活用した広報、問合わせ等へのデマンド対応をも併用し、放送事業者や関係業界・団体等の協力も得て、効率的かつ効果的に推進するとともに、適時、その取組状況等を検証する。

(3) 地域格差等の解消への取組

地域格差やデジタル化移行困難層等に対して、その要因となっている諸課題を様々な調査等により把握し、これを解決する支援策をきめ細かく検討・実行する必要がある。

3. その他の相談・受信者支援体制の充実強化

デジサポ以外でも、急増する受信者からの受信相談に対応するため、下記のとおり対応窓口が設置されている。

(1) 総務省地デジコールセンター

視聴者に対しての主な一次相談窓口である「総務省地デジコールセンター」について、必要とする国民がいつでも問合せができるよう、あらゆる媒体を通じて一層の周知・広報を図るとともに、同センターや放送事業者等既存の相談窓口の体制充実を図る。また、地上デジタルテレビ放送についての基本的な相談に対するQ&Aについて、支援策の拡充等の最近の状況を踏まえて更新し、相談が多く寄せられると考えられる地方公共団体等の相談窓口にも当該Q&Aを広く配布する。

また、総務省地デジコールセンターが核となり、地上デジタルテレビ放送推進に係わる各コールセンター・相談窓口の情報共有・連携を強化し、デジタル化移行のサポートのより一層の充実を図る。

(参考) 総務省地デジコールセンターへの相談内容

図1 月別相談件数

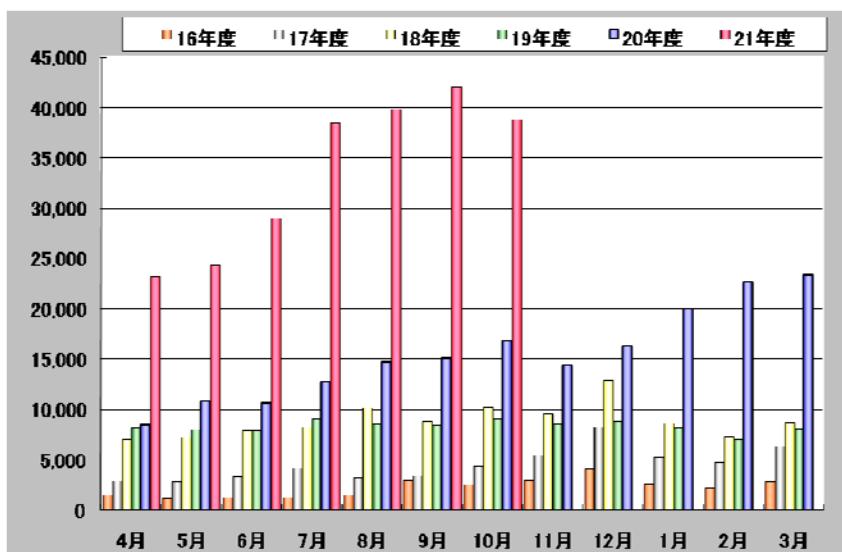


図2 相談件数の推移

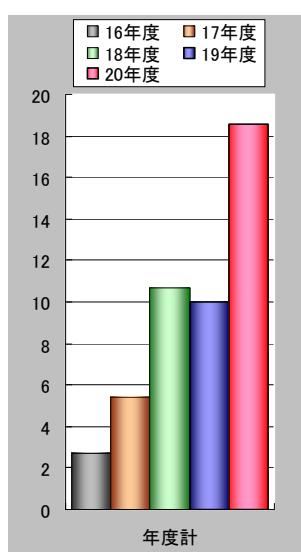
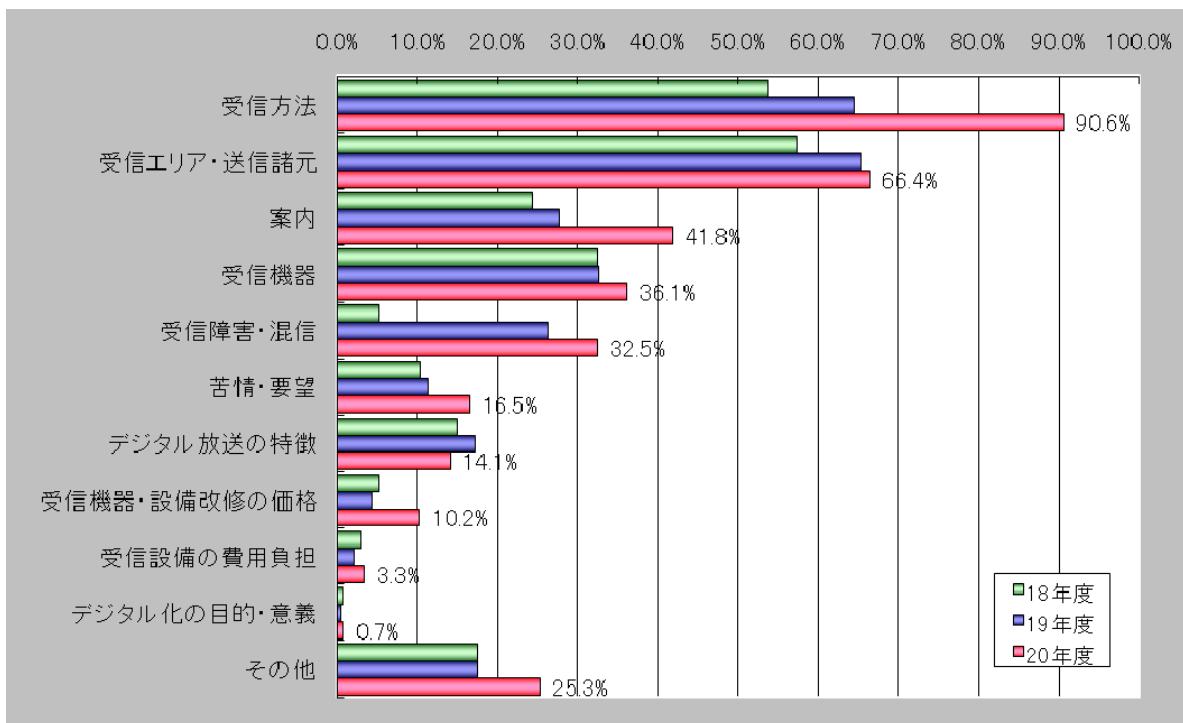


図3 相談内容



(2) 専門相談窓口の明確化と販売店における相談対応

視聴者が問合せ・相談を行いやすいよう、国、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、メーカー、工事業者、販売店等、地上デジタルテレビ放送についての専門相談の担当が期待される機関の窓口及び各機関における担当事項を明確化し、視聴者からの相談が他の相談窓口から担当専門窓口への的確につながるよう各機関において組織化を図っているところである。例えば、受信エリア、受信方法など地上デジタルテレビ放送全般については、総務省地デジコールセンターで、集合住宅の管理会社・管理組合や共聴施設管理者等からの共聴施設のデジタル化改修に関する問合せについては、社団法人日本CATV技術協会で、ケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送受信については、各ケーブルテレビ事業者や社団法人日本ケーブルテレビ連盟で、相談を受け付けているところである。また、全国電機商業組合連合会でも「デジタル110番⁷」を設置して視聴者からの施工、設置に関する依頼・相談に応じている。

販売店は、受信機器購入者との直接の接点であり、購入後の身近な相談先でもあることから、顧客への地上デジタルテレビ放送に係る正確な情報の提供及び相談に対するきめ細かな対応を行う。また、販売店における相談対応の強化を図るため、総務省、放送事業者、社団法人デジタル放送推進協会(以下「Dpa」という。)等の協力により、現在実施している「受信技術講習会」を継続して実施するなど、販売店に対する研修を引き続いている。

今後とも、このような取組を着実に実施することにより、視聴者が必要な情報を円滑に入手できるようにする。

⁷ 「デジタル110番」：全国電機商業組合連合会の会員46都道府県電機商業組合(組合員24,000店)の協力を得て、設置されている家電困りごと相談センター

【電話番号】0570-010186 【ホームページ】<http://www.zds.or.jp/guest/digital110.html>

(3) ウェブサイトによる情報提供の充実

国、Dpa、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、メーカー、販売店等の地上デジタルテレビ放送に関するウェブサイトを通じて、引き続き、中継局ロードマップ、市町村別ロードマップ、地上デジタルテレビ放送が視聴可能なエリア図、ケーブルテレビによる視聴可能エリア、デジタル化対応のために必要な機器・工事等に関する具体的情報等を提供する。

また、地上デジタルテレビ放送はアナログテレビ放送より受信障害に強く、受信障害が解消される場合が多いことから、デジサポが、アナログテレビ放送における受信障害地域の地上デジタルテレビ放送の受信状況(実地の測定結果)を表示した地図を作成・公表し、施設管理者をはじめ、視聴者自身が、視聴者宅付近での視聴可否をインターネットで調べられるよう、ウェブサイトによる情報提供を行う。

4. いわゆる「悪質商法」への対応

地上デジタルテレビ放送に関する誤った情報や、不十分な情報につけこんで関連商品・サービスを売りつけるいわゆる悪質商法による被害が発生している。今後、アナログ放送終了の期限が迫る中、こうした事案の増加が想定されることから、政府では、関係省庁間の連絡体制を構築し、悪質商法等による被害が発生した場合にはその情報を速やかに共有し、対策を講じるなど、アクションプラン2008⁸の「第2 第4章 悪質商法等対策」で実施することとされている施策に取り組んでいる。

また、地域住民が地上デジタルテレビ放送に関する悪質商法の被害にあわないよう、地方公共団体において情報政策担当と福祉担当が連携を図りつつ地域住民への正確な周知・広報に努めるとともに、民生委員の通常の活動の中で高齢者等に対して注意喚起を行う。

なお、デジタル化対応が必要となる方が地上デジタルテレビ放送を受信するために必要な設備・工事、必要な経費についての正確な情報を有していることは、このような「悪質商法」の防止のために重要な観点からも、一層正確な情報提供に努める。

5. BSアナログ放送終了に係る情報の一元的・効率的な提供

BSアナログ放送は、地上アナログ放送と同日の2011年7月24日までに終了し、BSデジタル放送に完全移行することとなっている。終了期日の確定を受け、2008年4月には、BS放送に関する事業者、団体及び総務省により、BSアナログ放送を混乱なく終了させ、BSデジタル放送への円滑な移行を実現することを目的とした「BSアナログ放送の終了に係る関係者連絡会」が設立され、2009年は昨年に引き続きBSアナログ放送終了に係る周知・広報リーフレットの作成・配布を行った。また、2009年4月からは総務省地デジコールセンターにおけるBSアナログ放送終了に係る相談の受付を開始している。

BSアナログ放送事業者においても、2008年5月にNHKがBS1、BS2において番組画面へのアナログロゴの表示を地上放送に先駆けて開始するとともに、2009年6月からはBSアナログ放送終了のスポットCMを放送している。WOWOWにおいても、2008年5月よ

⁸ 「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」：2011年7月24日のアナログ放送停波に向け、関係省庁が連携し、政府を挙げた取組を推進するための施策を取りまとめ

リアナログ契約の新規契約受付を終了し、12月からはBSアナログ放送終了告知のスポットCMを放送するなど、関係者がBSデジタル放送への円滑な移行のための取組を推進している。

これらの取組もあり、2009年9月時点で、BS放送のうちアナログ放送のみ視聴できる世帯でのBSアナログ放送終了の認知度が74.4%⁹(2009年3月調査では65.1%)になるなど、浸透が進展しつつあるところであるが、今後さらに地上波を含めた放送による周知・広報の拡充等、一層の取組を推進していく必要がある。

また、地上・BS両アナログ放送の視聴者が、地上アナログ放送の終了のみを知って地デジ専用チューナーを購入し、その後、BSアナログ放送の終了を知って3波共用チューナーを購入し直すことになるといった事態が生じないよう、可能な限り、地上・BS両アナログ放送に係る情報を一元的・効率的に提供するとともに、視聴者が自らの視聴ニーズに合わせてデジタル化への対応を適切に進めていくことができるよう、総務省を含む関係者が協力しつつ、わかりやすく丁寧な説明を着実に実施していく。

さらに、BSアナログ放送を、地上アナログテレビ放送の空きチャンネルを利用して再送信している共聴施設組合に対しデジタル化対応に関する情報の提供を行うなど、組織的な対応が必要な視聴者や施設組合に対して、放送事業者を中心に関係者が協力して集中的な周知を行う。

⁹ 「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」(2009年3月及び9月 総務省調査)の結果による。
http://www.soumu.go.jp/main_content/000043398.pdf

III 受信機器普及・共聴施設改修等の受信側対策

1. 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及目標

地上デジタルテレビ放送を受信可能なテレビ等の普及については、これまでの行動計画で掲げてきた普及目標カーブが達成できるよう、国、放送事業者、メーカー、販売店等の関係者が努力をしてきたところであるが、地上デジタルテレビ放送対応受信機器の普及台数は、2009年10月末時点で約6085万台に達し、目標(約6040万台)を上回っているものの、2009年9月時点で世帯普及率(普及世帯数)は約69.5%(約3480万世帯)であり目標である72%(約3600万世帯)を下回っている状況である。

第10次行動計画では、この普及目標をデジタル完全移行(アナログ停波)のための普及目標と位置づけ、普及世帯数を当初の普及目標カーブに戻すことを最重点課題として、関係者が全力で取り組むこととし、具体的な目標として次の目標を掲げる。

(1) 普及目標の対象

現在の地上アナログテレビ放送の視聴環境を維持する観点から、「家庭内で地上デジタルテレビ放送をアナログテレビ放送以上の画質や同等の機能で視聴するために用いられる機器」を普及目標の対象とする。現時点では、以下の機器が該当する。

- ①地上デジタルテレビ放送受信機能を持つテレビ受信機器
- ②アナログテレビ受信機器に接続する地上デジタルチューナー(簡易なチューナーを含む)
- ③アナログテレビ受信機器等に接続する地上デジタルテレビ放送受信機能を持つ録画機
- ④ケーブルテレビ経由で地上デジタルテレビ放送を視聴できるセットトップボックス
- ⑤地上デジタルテレビ放送受信機能を持つパソコン

また、上記①から⑤の他に、ケーブルテレビや共聴施設のヘッドエンドで地上デジタルテレビ放送をアナログ信号に変換して送信する「デジアナ変換」を活用すれば、アナログテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できることから、この「デジアナ変換」に接続されているアナログテレビについても、普及目標の対象に加えることとする。ただし、「デジアナ変換」は2011年7月に地上アナログテレビ放送を終了するために実施する暫定的措置であることを踏まえ、できる限り、上記①～⑤の普及を促進する。

(2) デジタル完全移行(アナログ停波)のために設定する普及目標

第10次行動計画では、以下の目標を掲げて、その実現に向けて着実に取り組むこととする。

なお、アナログ放送終了まで残り600日となり、限られた期間で目標を達成しなくてはならないことから、第10次行動計画では、四半期ごとの目標を明確にして取り組むこととする。(目標のうち「最終目標」については、第9次行動計画で示した数値と同じであるが、「当面の目標」については、普及目標カーブを数値として明確化したものである。)

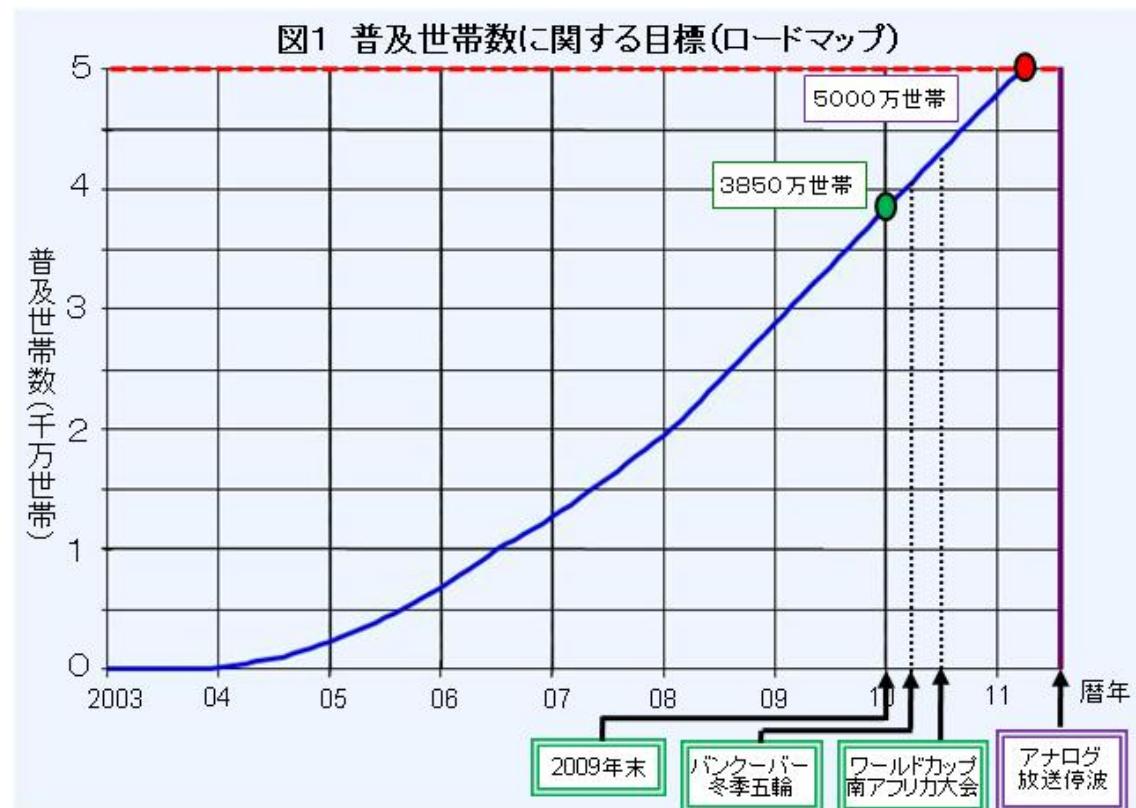
① 普及世帯数に関する目標(図1)

i) 最終普及目標

- ・ 2011年4月までに、全世帯(5000万世帯)への普及(世帯普及率100%)

ii) 当面の普及目標

- ・2010年 3月末 81.6%(4080万世帯)
- ・2010年 6月末 86%(4300万世帯)
- ・2010年 9月末 91%(4550万世帯)
- ・2010年12月末 96%(4800万世帯)



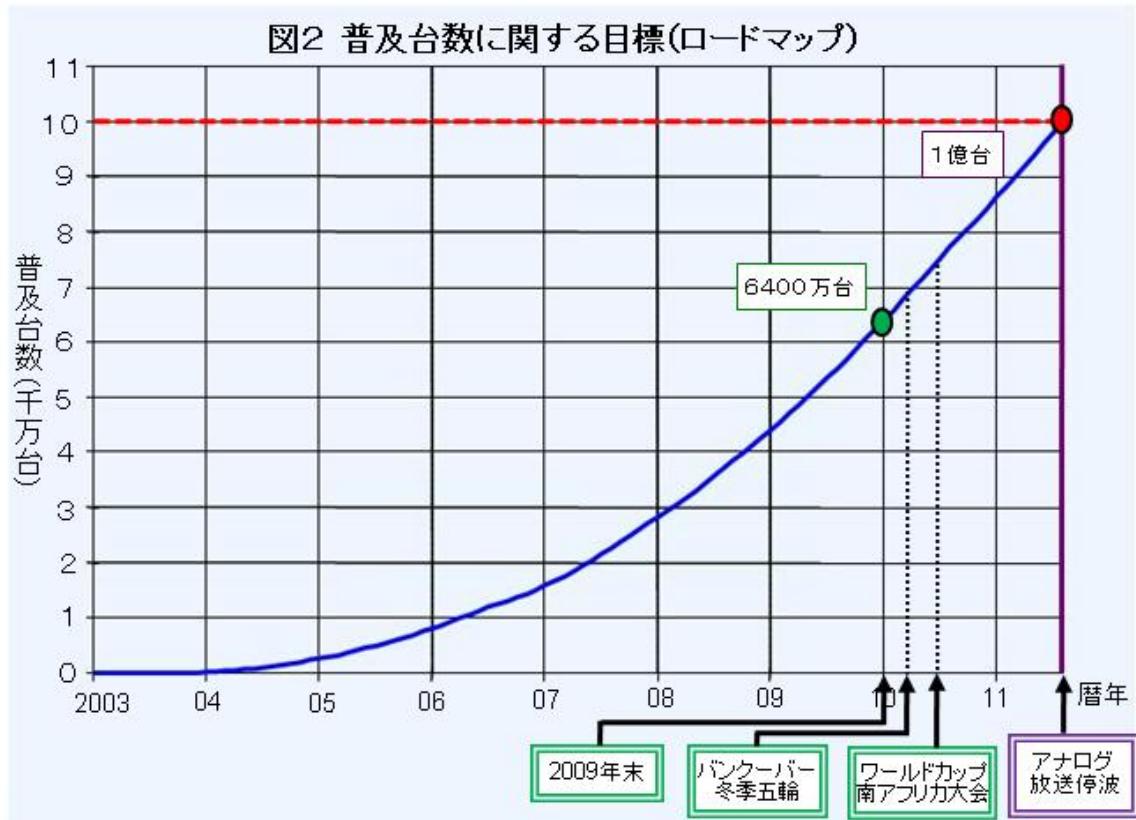
② 普及台数に関する目標(図2)

i) 最終普及目標

- ・ 地上アナログテレビ放送の停止の期限(2011年7月24日)までに1億台の普及

ii) 当面の普及目標

- ・2010年 3月末 6960万台
- ・2010年 6月末 7530万台
- ・2010年 9月末 8080万台
- ・2010年12月末 8630万台



(3)普及状況の把握

2011年の円滑なアナログテレビ放送終了という観点から、普及状況の把握はますます重要性を増しているという認識の下、2010年は、関係者の協力を得て、総務省が引き続き調査を実施する。

- ①地上デジタルテレビ放送視聴可能な世帯及び受信方法
- ②世帯における地上デジタルテレビ放送視聴可能受信機器の台数
- ③地上デジタルテレビ放送受信機器の視聴実態

特に、アナログ放送終了に向けて重要な指標である世帯普及率については、上記(2)の普及世帯目標が達成されているかを確認するために半期ごとに「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」を実施する。

また、四半期ごとに「家計消費状況調査」から把握するとともに、既存の地上デジタルテレビ放送に関する調査も活用しつつ地域毎の達成率の把握に努めることとする。

さらに、関係者が協力して、共聴施設のデジタル化対応状況などについて、地域ごと等の状況を把握し、その進捗を公表することにより、デジタル化改修の促進活動に反映する。

(4)普及方策の検討

- ①受信機器の多様化・低廉化に関する最近の動き

関係者一体となった努力の結果、特に30型未満の地上デジタルテレビ放送対応液晶

テレビで低廉化等が進んでいる¹⁰。一方、フルハイビジョン対応や、動画をより滑らかに表現する倍速表示、入力信号の画素数を高めて出力する超解像技術の搭載等、高機能な薄型テレビが増えるとともに、省エネ化率を従来品の2倍に高めたプラズマテレビや、LEDバックライト搭載の液晶テレビなど、環境志向の高まりと共に販売に拍車がかかっている。

また、2006年4月にスタートしたワンセグは、地上デジタルテレビ放送の特長を活かしたサービスの一つであり、既に対応携帯電話の出荷台数が6800万台以上となっている他、対応の車載器(カーナビ等)やパソコン用のワンセグチューナーなども販売されており、広く普及していると言える。

このように、受信機器の一層の多様化が図られた結果、以下のように多くの成果が、視聴者の目に見える形で実現したと評価し得る。

- i)特に30型未満の地上デジタルテレビ放送対応液晶テレビについて、価格の低廉化傾向
- ii)簡易チューナーが、5,000円を切る価格で販売
- iii)小型テレビの多様化やパソコンに外付けするチューナーの発売など受信機器の多様化の進展や地上デジタルテレビ放送対応パソコンの普及
- iv)2009年9月末現在で「ワンセグ」搭載携帯電話の累計出荷台数が6802万台(JEITA調べ)に到達

地上デジタルテレビ放送受信機器のネット販売価格例¹¹

○2008年11月第1週現在

液晶15型	液晶20型	液晶26型
約4.0万円	約5.0万円	約6.5万円

○2009年11月第1週現在

液晶15型	液晶20型	液晶26型
約3.5万円	約5.2万円	約5.5万円

¹⁰ 19型の地上デジタル対応液晶テレビが実売約3万円程度で販売される事例も出てきている。

¹¹ 大手量販店数社のネット販売による各型式における最低販売価格（事務局調べ）。これは店頭販売価格ではない。また、受信に必要なアンテナ等施工、設置に伴う費用は含まれていない。

図3 地上デジタルテレビ放送受信機器のネット販売価格例の推移¹²

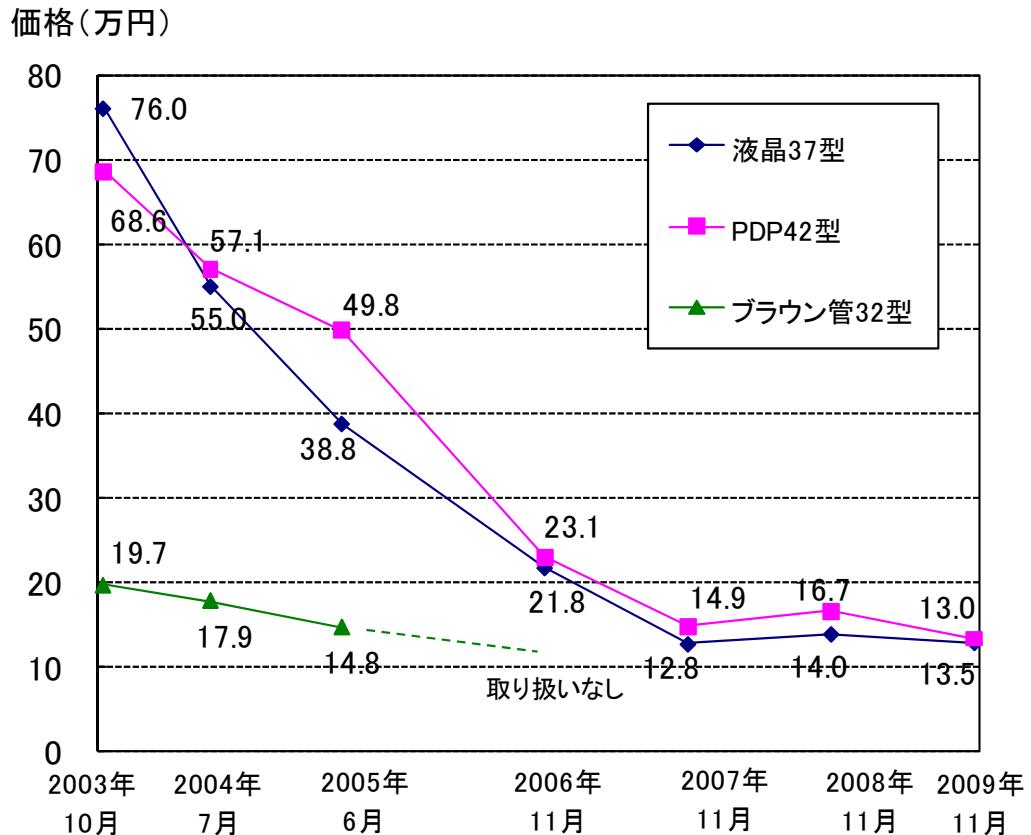
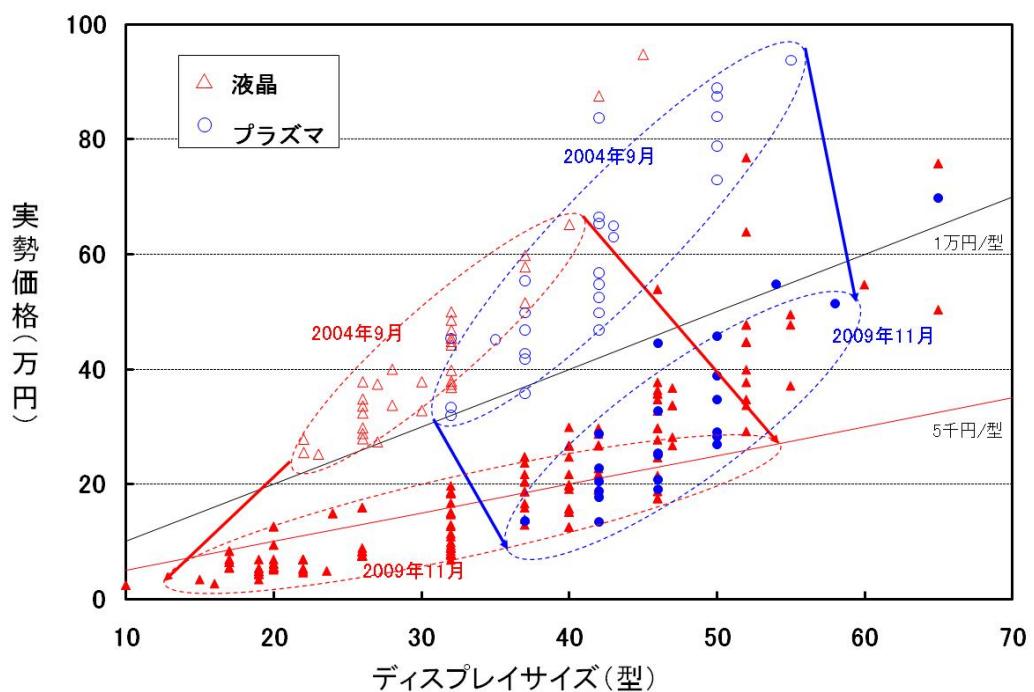


図4 地上デジタルテレビ放送受信機器の価格帯推移¹³



¹² 大手量販店数社のネット販売による各型式における最低販売価格（事務局調べ）。これは店頭販売価格ではない。また、受信に必要なアンテナ等施工、設置に伴う費用は含まれていない。

¹³ 大手量販店ホームページより。

② 取り組むべき課題

i) 受信機器の低廉化を含む機能の多様化及び分かりやすい表示

視聴者一人一人の地上デジタルテレビ放送に対する関心や、受信機器（リモコンを含む）の機能に関する様々なニーズに対応する観点から、受信機器の低廉化も含む機能面の多様化を図る必要がある。

また、多様な形態と機能を有した受信機器の普及が進んできていることから、購入する方が、受信機器の機能について十分な理解をした上で購入できるような取組が必要である。これまでも、例えば、販売店において表示する機能を比較しやすい一覧表にする等の取組が行われてきているが、今後とも引き続き、視聴者に理解しやすい表示の検討、最低限表示すべき項目の検討等を行っていく必要がある。

ii) 廃棄・リサイクル等

アナログ受信機器の廃棄・リサイクルへの対応については、グリーン家電普及促進のためのエコポイントの導入もあって、排出量の増加が前倒しで進んでいる。

併せて、アナログ受信機器をそのまま活用できる地上デジタルチューナーや地上デジタルテレビ放送受信機能を持つ録画機、ケーブルテレビ用セットトップボックス等の普及に取り組むことにより、アナログ受信機器が2011年以降も使用できるようにすることで、廃棄量の増加の抑制・廃棄時期の平準化等を推進することが重要である。そのために、これらの機器を購入すればアナログ受信機器をそのまま活用可能であることを視聴者に周知する取組が必要である。

iii) 受信機器購入以外に必要な対応等の情報提供

地上デジタルテレビ放送を視聴するためには、地上デジタルテレビ放送の受信機器の購入・設置のみで視聴可能な場合も多いが、一方で、これらの機器以外のアンテナやブースター等の機器が必要となる場合があり、その情報を的確に提供していくため、ポスター、リーフレット等の国が行う周知・広報において具体的な情報を提供するとともに、放送番組によるきめ細かな情報提供にも力を入れていく必要がある。例えば、これまでVHF帯¹⁴の放送のみを受信していた場合には、UHF帯¹⁵に対応したアンテナ¹⁶への交換が必要となり、受信する電波の強さ等によっては、高性能アンテナやブースター¹⁷の設置が必要となる場合がある。このようなアンテナやブースターの交換・設置には基本的に機材の価格とは別に工事費が必要となる。地上デジタルテレビ放送を受信できるようにするためにには、どのような対応が必要で、そのためにどの程度の費用がかかるのかの目安について、主要な世帯パターンを例示するなど、消費者に分かりやすく示していくことが必要である。

このような情報について総務省及びDpaでは、周知用のパンフレットやリーフレットを作成し情報提供に努めてきたが、一層の理解促進を図るため、引き続き、当全国会議関係者一体となった行動強化を図る。

¹⁴ 1チャンネル～12チャンネル。

¹⁵ 13チャンネル～62チャンネル。

¹⁶ 実勢価格（14素子）約3,900円～。

¹⁷ 電波を增幅する機器。実勢価格（VHFパス付きUHFブースター）約11,000円～。

なお、地上デジタルテレビ放送受信機器の更なる普及のためには、きめ細かな周知・広報活動が重要であり、「Ⅱ 理解醸成活動の推進」で記述した内容に積極的に取り組むことが必要である。

iv) 経済的な理由で地上デジタルテレビ放送に移行できない世帯への支援と高齢者等への技術的サポート

デジタル化への対応は視聴者の自己負担が原則であるが、経済的な理由により自己負担でデジタル化対応が困難であると考えられる世帯、具体的には生活保護などでNHK受信料が全額免除となっている世帯に対しては「総務省地デジチューナー支援実施センター」を通じて、簡易チューナーやアンテナ改修等に関する支援を引き続き行う。また、経済的な理由ではないが、地上デジタルテレビ放送への対応を理解していただくことが難しいと想定されるような高齢者や障がい者のみの世帯等に対しては、デジサポにより、デジタル化説明会・個別相談会や戸別訪問といった技術的なサポート等を引き続き行い、受信者の求める個別・地域の事情に対応すべく一層の強化を図る。

以上を改めて認識した上で、受信機器の更なる低廉化・多様化と、これを通じた受信機器普及の目標達成に向け、関係者が一丸となってたゆまぬ努力を行うことにより、低廉化傾向が更に促進されるとともに、全てのアナログ受信機器のデジタル化対応を促すために、低価格のチューナーの積極活用に加え、10型台の小型受信機器、地上デジタルテレビ放送対応パソコン、ワンセグ対応携帯電話等今後更に多様化の進む視聴ニーズに対応した製品の普及を一層推進することが必要である。そのためには、早期のデジタル化対応の必要性や、低廉化・多様化が進展しつつある受信機器の活用方法について、デジタル化に未対応の方々に広く理解していただくための周知・広報に関する一層の創意工夫による取組が重要である。

2. 国民運動による推進

残り600日となった中で、まだ地上デジタルテレビ放送に対応していないご家庭に、的確に地上デジタルテレビ放送にご対応していただくためには、さまざまな団体やボランティア等と連携・協力して、地上デジタルテレビ放送を全ての国民にご理解していただくための草の根的な活動（「国民運動」）が必要不可欠であり、このような観点から、総務省では「地上デジタル国民運動推進本部」を設置し、関係者の協力を得て、国民運動の推進に取り組んでいるところである。

例えば、関係者の協力を得てデジサポが実施しているきめ細かな説明会や、地上デジタルテレビ放送への関心を高めていただくためにDpaが実施している「日本全国地デジで元気キャンペーン」・「地デジで親孝行キャンペーン」のほか、全国の民生委員が、通常の活動の中で高齢者等に対して地上デジタルテレビ放送に関する悪質商法等への注意喚起を行う取組なども、国民運動の一環としてとらえることができるものであり、このようにあらゆる活動を通じて国民運動の推進に取り組む。

3. 共聴施設のデジタル化改修の促進

地上テレビ放送の受信方法は、①戸建て住宅(直接受信)、②集合住宅共聴施設、③受信障害対策共聴施設、④辺地共聴施設、⑤ケーブルテレビの5つの形態がある。これらの受信形態のうち、②～④は、「Ⅱ 3. 共聴施設改修等に係る周知・広報の推進」で記述したとおり、デジタル化改修にあたり関係者の合意を得る必要があることなどから改修手続に時間を要する場合が多い。

そこで、特に、このような共聴施設のデジタル化については、目標を掲げて積極的に推進する。

(1) 辺地共聴施設

辺地共聴施設約2万施設のうち、デジタル化改修が完了している施設数(改修不要な施設を含む)は、2009年9月末時点の推計で、約8,500施設(約43%)である。辺地共聴施設のデジタル化対応について、以下の目標を掲げて取り組む。

①2010年3月時点において12,800施設の対応完了(対応率約64%)

	対象施設数	2010.3までの目標	対応率(%)
自主共聴	11,800	約6,800	約58%
NHK共聴	8,200	約6,000	約73%

②2011年3月までに、ほぼ全施設(2万施設、140万世帯)の対応完了

※ デジタル化改修が困難な共聴施設については、2011年3月以降も引き続き整備する。

この目標達成に向けて、自主共聴施設について、2009年9月末の状況に基づき改定した「辺地共聴施設デジタル化ロードマップ」(別添資料5「辺地共聴施設デジタル化ロードマップ(都道府県別)」参照)に沿って、着実にデジタル化対応を進める。また、未だ、ロードマップ上、デジタル化計画が検討中、未定又は未把握となっている施設については、2010年3月末の次期ロードマップ改定までにデジタル化に向けた具体的な対応を確定するよう取り組む。

なお、NHK共聴については、NHKにおいて計画的に改修を進める。

(2) 受信障害対策共聴施設

① 基本的考え方

受信障害対策共聴施設については、全国に約5万施設存在しており、また、これを利用する受信世帯が約600万世帯存在している。これらのデジタル化対応を促進するため、各施設の管理者等に対して訪問等の周知活動を実施し、デジタル化対応状況を把握するとともに対応を促し、必要な情報提供等を行っている。

今後、受信障害対策共聴施設のデジタル化対応について、以下の目標を掲げて取り組む。

i) 2010年3月時点において、対応率50%

ii) 2011年3月時点において、対応率90%

iii) 2011年7月までに全施設(5万施設、600万世帯)の対応完了

また、これらの目標について、市区町村別のロードマップを策定し、各関係者間の取

組の連携を強化する。

②受信障害対策共聴施設を巡る現状

地上デジタル化対応については、原因者(多くの場合当該施設の管理者)とそれを利用する受信者との間での協議により、当事者間での応分の負担により改修を行うことが原則である。

しかしながら、受信障害対策共聴施設の改修に係る協議については、

- i) 受信者が共聴施設で受信しているとの認識がない、又は、管理者(原因者)が誰であるかもわからなくなっている。
- ii) 原因者・受信者において、当該共聴施設のデジタル改修を要することの認識がなく、協議も開始されていない。
- iii) 協議は開始されているが、初期段階で地上デジタルテレビ放送が直接受信できるか否かについて見解が分かれ、改修の必要性について共通認識に至っていない。
- iv) 改修の必要性について共通認識があるが、費用負担について合意に至っていない。

といった様々な段階で協議が進んでいないと考えられる。

③今後必要な取組

今後以下の取組を従来以上に積極的に行うこととする。

i) 基本情報の整備

関係団体等の協力を得つつ、2009年度以降も受信障害対策共聴施設のデジタル化対応状況を定期的に把握する。

ii) 施設管理者への働きかけ

デジサポによる各施設の管理者への訪問を実施するとともに、デジサポ、総合通信局等、関係団体(ケーブルテレビ事業者、工事業者等)等において、説明会の開催や個別の働きかけを強化する。

iii) 施設加入者への働きかけ

設置範囲全域が個別受信可能になる施設を中心に、個別受信やケーブルテレビによるデジタル移行を促進するチラシを配付し、地域ごとに説明・相談会を開催する等施設加入者への働きかけを強力に推進する。

iv) 受信調査結果の公表

地上デジタルテレビ放送では、受信障害対策共聴施設の多くの利用世帯でアンテナによる直接受信が可能となることについて、テレビ媒体等を通じた周知を拡充するとともに、受信調査の結果をホームページで公表し、受信者の意識向上を図る。

v) 改修の促進

ア) 法律専門家による相談及び調停の実施

受信障害対策共聴施設の地上デジタルテレビ放送への対応に当たって、当事者間に紛争が生じた場合等の法律専門家による相談及び調停を行う体制を全国的に整備し(「デジサポ・法律家相談」)、その積極的活用を促進する。

イ) 国による支援

直接受信できる・できない可能性が高い地域がどこであるかを明らかにするための調査を実施し、施設管理者等に情報提供するとともに、デジタル化対応のための

世帯あたりの負担が過重となる場合について、必要な支援策を講じる。

(3)集合住宅共聴施設

①基本的考え方

集合住宅共聴施設については、全国に約210万施設存在する。デジサポでは、受信状況の確認を進めており、このうちデジタル化改修が完了している施設数(改修不要な施設を含む。)は、2009年9月時点での約66%と推定され、約3割が未対応又は対応状況が未確認である。集合住宅共聴施設のデジタル化対応について、以下の目標を掲げて取り組む。

- i)2010年3月時点で、対応率80%
- ii)2011年3月時点で、対応率95%
- iii)2011年7月までに、全施設の対応完了

また、これらの目標について市区町村別のロードマップを策定し、各関係者間の取組の連携を強化する。

②今後必要な取組

集合住宅に設置された共聴施設のデジタル化改修を促進するため、以下の取組を行う。

i)施設管理者等への働きかけ

デジサポにおいて、集合住宅の管理会社への訪問の実施やデジタル化対応済施設に対してステッカーを提供するとともに、デジサポ、総合通信局、関係団体等において、説明会の開催や個別の働きかけを強化する。また、管理会社等が事実上存在しない小規模の集合住宅については、直接、オーナー(大家)を訪問し、デジタル化改修の働きかけを強化する等個別対応を行う。

ii)デジタル化対応促進のサポート

標準的経費の取りまとめなどにより、当事者の対応を側面支援する。

なお、集合住宅共聴施設のデジタル化対応は、戸建住宅のアンテナ改修等に相当するものであり、基本的に利用者の自己負担により行うべきものと考えられる。ただし、小規模かつ老朽化した施設の場合等、デジタル化対応のために過度な負担が発生する場合には、世帯当たりの負担が過重となる場合において、必要な支援措置を講じる。

iii)基本情報の整備

関係団体等(不動産関係団体、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、工事業者等)の協力も得つつ、全国の集合住宅共聴施設のデジタル化対応状況を把握する。

4. 公共施設等のデジタル化改修

国や地方公共団体の施設(公共施設)については、アクションプラン2008で、「公共施設におけるデジタル化改修」及び「公共施設等による受信障害へのデジタル化対応」について、計画を策定して改修に取り組むこととしている。

国の庁舎等施設18,760施設(放送受信設備が不要なものを除く。)及び国の受信障害対策共聴施設544施設(2009年3月末時点の集計結果)について、2010年12月末まで

に全ての施設に係るデジタル化改修・対応が完了することを目標として取り組む。

IV 中継局整備等の送信側対策

1. 中継局等の整備

(1) 基本的考え方

いわゆる「ハード・ソフト一致」の原則が採られている現行制度の下では、デジタル親局及び中継局の全国整備は、基本的には地上デジタルテレビ放送局の免許主体である放送事業者の責務である。具体的には、アナログテレビ放送時に、放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、地上デジタルテレビ放送局の免許主体である放送事業者の自助努力によって、アナログテレビ放送時の100%がカバーされるべきである。こうした責務や、視聴者に対する説明責任の観点から、全国地上デジタル放送推進協議会は、2005年12月に放送対象地域及び放送事業者毎に中継局名及び開局時期等を示した「中継局ロードマップ」¹⁸（開局時期が未定のものも含まれていた）を策定・公表した。以降は2008年3月に全ての中継局の開局時期の明確化、2009年9月に先行局の電波環境により置局を判断するとしていたすべての中継局について、置局の要・不要の判断を行う等、必要な見直しを隨時行っているところである。

放送事業者は、この中継局ロードマップを着実に実施するとともに、引き続きアナログテレビ放送時の放送エリアカバーの100%達成に向けて中継局のカバーエリア等の精査を行い、必要な見直しを隨時行う。

なお、アナログテレビ放送時に中継局によりカバーしてきた地域で、共聴施設・ケーブルテレビ等によりカバーする計画となっている地域については、第9次行動計画と同じく、2010年までに放送事業者が責任を持って取り組む。

また、総務省では外海離島の東京都小笠原村、沖縄県南大東村・北大東村の両地区における海底ケーブルの整備を機に地元地方公共団体等とともに、地上デジタルテレビ放送の送受信環境整備に取り組む。

(2) 整備促進のための環境整備

地上放送のデジタル化に係る一般放送事業者の設備投資をより円滑に進める環境整備の一環として、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成11年法律第63号）等に基づく税制及び金融上の措置が講じられている。

また、一部放送事業者が自力で建設が困難としている中継局については、2010年末までに確実に整備できるよう国の支援措置が講じられているが、これに加え2009年度補正予算において新たな難視地区を解消するためのデジタル中継局の整備及び既存のアナログ中継局所において、アナログテレビ放送を行っていなかった他の放送事業者がデジタル新局を整備する場合についても支援措置の対象とした。これら支援措置を継続するため、2010年度予算で要求を行っている。

さらに、「地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資制度）」の利用が推奨されている。これらの制度の活用により一層の設備投資促進が期待される。

¹⁸ これまで、2005年12月、2006年12月、2008年3月の3次にわたり、策定。2008年3月の「中継局ロードマップ（第3版）」で全ての中継局の整備予定年を明示できたことから、その後は、随時更新することとしている。

(参考)

デジタル中継局の整備状況

2009年12月末で、NHK2, 556局、民放4, 683局の中継局整備が完了する予定であり、全世帯に対する地上デジタルテレビ放送の電波カバー率は、98%¹⁹(NHKのカバー率)となる。また、「中継局ロードマップ」(2009年9月更新)で整備予定のデジタル中継局は次のとおりである。なお、「中継局ロードマップ」で予定されている中継局整備を前提とすると、2010年末時点での全世帯に対する地上デジタルテレビ放送の電波カバー率は、98%(NHKのカバー率)の見込みである。

なお、残る世帯の多くは辺地共聴施設等によりカバーされることになる。

整備中継局数

	~2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
N H K	60	157 (217)	394 (611)	759 (1,370)	1,186 (2,556)	1,536 (4,092)
民 放	81	329 (410)	729 (1,139)	1,368 (2,507)	2,176 (4,683)	2,284 (6,967)
合 計	141	486 (627)	1,123 (1,750)	2,127 (3,877)	3,362 (7,239)	3,820 (11,059)

(参考) かっこ内の数値は、累積の数値

全世帯に対する電波カバー率

	2005年末	2006年末	2007年末	2008年末	2009年末	2010年末
N H K	60%	84%	92%	96%	98% (97.6%)	98% (98.0%)

¹⁹ カバー率は、2008年より17年度国勢調査データを基にしたシミュレーションにより算出（全世帯数（約4,960万世帯））。なお、以前は、12年度国勢調査データ（約4,700万世帯）による。

2. 地上デジタル放送難視地区対策計画

総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会では、アナログテレビ放送では視聴できたが地上デジタルテレビ放送になると視聴できなくなる新たな難視地区について、地方公共団体の協力を得て当該地区の地上デジタルテレビ放送の受信状況や対策手法、対策時期、実施主体等を「地上デジタル放送難視地区対策計画²⁰」としてとりまとめ、2009年8月に公表した。

対策計画は今後定期的に更新(次期更新は、2010年1月)し、この策定に当っては、既に中継局が開局した地域を対象に、放送事業者やデジサポが地上デジタルテレビ放送の電波測定を行い新たな難視地区を特定し、地元に状況を分かりやすく説明できるよう地図等の資料等を含めて提供し、放送事業者が地方公共団体等関係者との調整を総合通信局とともにしていく。また、デジタル電波の未発射地域にあっては、電波が発射され次第、同様の対策計画が策定できるよう必要な準備を進め、すべての地域について2010年末までに速やかに対策計画を策定することとする。この対策計画に基づき、2011年春までに、難視世帯ができる限り少なくなるよう対策を実施し、放送事業者及び総務省は、地方公共団体の理解と協力を得て、最大限の努力を行っていくこととする。

また、対策計画の策定・実施に資するため、総務省は、難視対策用デジタル中継局整備支援や共聴対策の場合の地元負担の軽減について継続した支援措置とするほか、個別受信対策について2010年度予算で要求を行う等、新たな難視対策等のための支援策の充実を一層図る。他方、放送事業者は、中継局整備による対策など送信側対策を優先的に検討することを基本として対策手法を検討し、対策を講じることとする。しかし、受信世帯が少数分散等している場合など受信側対策が現実的な場合は、地方公共団体等関係者との共通認識の下、アナログ放送終了前までに、共聴新設等による代替措置を早期に講じることとする。

このほか、中継局整備ができない地域については、ケーブルテレビ、共聴施設、ギャップィラー、IP再送信など活用可能あらゆる手段の活用を検討する。

なお、IP再送信については、地上デジタル放送補完再送信審査会が示した「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン²¹」を踏まえて、電気通信役務利用放送事業者がサービスの提供を開始しているが、いわゆる条件不利地域においてはサービスが提供されておらず、電気通信役務利用放送事業者から具体的な提供計画も示されていないところである。そもそもIP再送信は、地上デジタルテレビ放送を電波で送り届けることが困難な条件不利地域においても地上デジタルテレビ放送が視聴できるようにするために検討が行われてきたものであり、今後、IP再送信は都市部のみならず、条件不利地域への提供を前提とし、電気通信役務利用放送事業者が提供エリアの拡大やロードマップの早期公表に取り組む。

2011年のアナログ放送終了までに、デジタル中継局等の整備により地上デジタルテレビ放送を送り届けられない地域については、地上デジタルテレビ放送を地上系の手段によ

²⁰ 地上デジタル放送難視地区対策計画：新たな難視（デジタル難視地区）を特定した上で、デジタル難視の状況並びに対策計画が確定したものについて対策手法、対策時期等を掲載

http://www.soumu.go.jp/main_content/000035880.pdf

²¹ 電気通信役務利用放送事業者が地上デジタルテレビジョン放送をIP再送信する際、電気通信役務提供事業者から提供を受けるIP再送信方式が満たすべき基準の規定

<http://nab.or.jp/shinsakai/>

って送り届けられるようにするまでの間、暫定的に衛星により地上デジタルテレビ放送の番組を送り届けられるようにするために、2010年3月の運用開始に向けて、総務省及び放送事業者はその実施主体であるDpaと連携して取り組むとともに、その利用対象となるホワイトリストの策定・公表等を行う。

3. デジタル・アナログ対比表及びデジタル中継局チャンネル予定表

全国地上デジタル放送推進協議会では、2008年6月の「中継局ロードマップ(第3版)」を踏まえて、現在アナログ中継局を受信している地域が地上デジタルテレビ放送を受信する際に対応するデジタル中継局が分かる資料(「デジタル・アナログ中継局対比表²²」)を作成・公表した。

さらに、小規模なデジタル中継局で使用されるチャンネルの情報について、共聴施設のデジタル化改修等に必要不可欠なものであることから、2008年6月に「デジタル中継局チャンネル予定表²³」を公表した。

現在は、中継局ロードマップの見直し等に併せて、「デジタル・アナログ中継局対比表」及び「デジタル中継局チャンネル予定表」の更新を隨時行っている。

4. デジタル混信の対策

デジタル放送とアナログ放送のサイマル期間の周波数逼迫状況においては、他の放送局からの電波による混信のために地上デジタルテレビ放送を良好に視聴できない現象(デジタル混信)が起こる場合があり、既に一部の地域で発生している。

このデジタル混信は、中継局整備が進展するにつれて拡大しつつあることから、混信発生実態を把握しつつ、総務省及び関係する放送事業者で作成するデジタル混信が発生している地区に対する対策計画を作成し、関係者の協力により混信対策用中継局の設置や送信周波数の変更などの具体的対策を進めているところである。なお、混信問題は一般視聴者には理解しづらい問題であることから、国及び地域の放送事業者は、積極的に「対策計画」を地域に説明する。

さらに、周波数の空きがないために2011年春までに対策が完了しないと予想される地域については、必要に応じて、暫定的な衛星利用による難視聴対策の対象となることから、その地域の放送事業者は、上記「対策計画」の立案と並行して対象となる地区のリスト作りを進める。

5. アナログ放送終了後の53ch以上のチャンネル切替事業

2011年7月25日から1年間で実施することが予定されている53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の52チャンネル以下への切替え事業については、中継局毎の切替手順や視聴者への周知・広報の方法、実施体制等について検討を行い、「デジタル放送用周波数再編実施計画(リパック実施計画)²⁴」を2009年3月に策定した。今後は本計画に従い、

²²アナログ放送中継局に対応するデジタル放送中継局一覧（最終更新2009.9.30）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/zenkoku/ana-digi.html

²³地上デジタルテレビジョン放送で使用される予定の放送局のチャンネル等の予定表

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080331_11.html

²⁴地上デジタルテレビジョン放送局チャンネル予定表のうち、2012年7月24日の使用期限が到来するチャンネルを使用するデジタル中継局の送信場所及び2011年7月25日以降の切替先のチャンネルを示した「チャン

所要の取組を確実に進める。

6. ケーブルテレビの普及促進等

(1) ケーブルテレビのデジタル化状況

ケーブルテレビへの加入世帯は、2009年3月末現在、約2,300万世帯、世帯普及率は約44.0%になっており、第9次行動計画において設定した2011年初頭における加入世帯数をすでに上回っている。また、同月現在、ケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送の視聴可能世帯は、約2,250万世帯(加入世帯割合で97.8%)に達しており、第9次行動計画におけるケーブルテレビ事業者による地上デジタルテレビ放送の普及の当面の目標(2009年9月末時点でのケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送の視聴可能世帯数2,240万世帯)を半年早く上回っており、順調に推移しているところである。

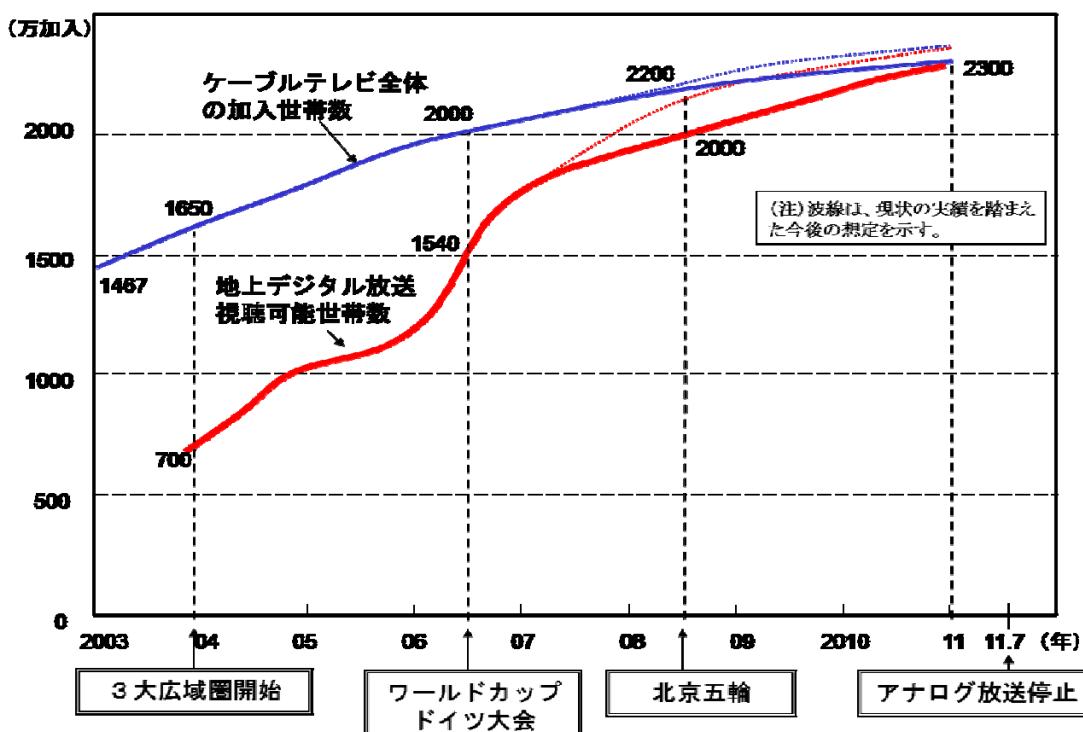
(2) 普及目標の考え方

ケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送の普及目標については、トランスモジュレーション方式²⁵又はパススルー方式²⁶のデジタル再送信によって視聴可能となる世帯数を目標として設定する。

(3) 設定する普及目標

最終普及目標

- ・2011年初頭までに、ケーブルテレビの全加入世帯²⁷において視聴可能



「ネル再編予定表」 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080331_11_bt2.pdf

²⁵ 電波で受信した放送を、ケーブルテレビの伝送に適した変調方式に変換して伝送する方式。

²⁶ 電波で受信したままの変調方式で伝送する方式。同一周波数パススルーと周波数変換パススルーがある。

²⁷ 加入世帯数は、2011年初頭までに、共聴施設の巻き取り等によりさらに増加の見込み（2008年度は前年度比約100万世帯の増加）。

(4)ケーブルテレビ普及の取組

①ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進

ケーブルテレビのデジタル化については、2009年4月1日現在、ケーブルテレビ施設689施設のうち581施設において、ヘッドエンド設備のデジタル化が対応済みとなっている。ケーブルテレビのデジタル化の推進及び視聴者がデジタル化対応をするに当たっての選択肢の提供のために社団法人日本ケーブルテレビ連盟が策定し公表している「ケーブルテレビの地上デジタル放送対応ロードマップ」²⁸において、2010年末時点のデジタル化対応を未定としている事業者の対応方針を早期に明確にするとともに、引き続き、できるだけ早期にケーブルテレビ施設のデジタル化対応が完了するよう取り組む。

②ケーブルテレビ視聴者等への適切な情報提供

地上デジタルテレビ放送への円滑な移行に資するため、ケーブルテレビの既加入者はもとより、加入を検討している視聴者に対しても、再送信サービスの提供条件等の必要な情報が、パンフレットやホームページ、相談窓口等を通して適切な方法及び内容により提供されるための取組等を行う。

③共聴施設の現状把握等への協力

共聴施設のデジタル化の促進に向け、ケーブルテレビ事業者においても、共聴施設の現状の把握や、早期のデジタル化対応に向けた共聴施設管理者等への働きかけなどの取組に最大限協力する。

④地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスの導入の推進

地上デジタルテレビ放送への円滑な移行に資するため、ケーブルテレビ事業者により、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等で地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスの導入が検討され、2009年3月末現在、531事業者のうち243事業者において同サービスが導入・提供されている。引き続き、多くのケーブルテレビ事業者において早期に導入・提供されるための取組を行う。

⑤デジアナ変換の暫定的導入に向けた取組

2011年7月以降も継続使用されるアナログ受信機器への対応や、デジタル化対応の検討が進まない共聴施設がケーブルテレビに移行するに際しての合意形成を加速するため、暫定的措置としてケーブルテレビのヘッドエンドにおいて地上デジタルテレビ放送をアナログ方式に変換して再送信する「デジアナ変換」について、できるだけ多くのケーブルテレビ事業者において導入されるよう、次のような諸課題の整理状況も踏まえて取り組む。

i)導入の開始時期

導入の是非及び導入する場合の開始時期は、各ケーブルテレビ事業者が判断するものであるが、地上アナログ放送終了(2011年7月)までのできるだけ早い時期とする。

ii)終了時期及び運用期間

²⁸ ケーブルテレビによる各市町村における地上デジタル放送の受信の普及ロードマップ
<http://asp.netmap.jp/jcta/roadmap.html>

緊急避難的な暫定的措置であることを踏まえ、衛星利用による暫定的な難視聴対策の運用期間の終了と同時期(2015年3月末)に終了することを目安として調整を行う。

iii) 機能上の制約

社団法人日本ケーブルテレビ連盟により策定されるデジアナ変換の暫定的導入にあたっての「デジアナ変換導入ガイドライン²⁹」に基づき、技術的観点及び費用効率を踏まえた機能上の制約(映像のレターボックス化、録画のコピーワンス制限等)を明確化する。

iv) デジアナ変換に係る再送信同意

手続の簡素化等のため、社団法人日本ケーブルテレビ連盟が策定する「デジアナ変換導入ガイドライン」を踏まえ、ケーブルテレビ事業者と放送事業者間において導入イメージを共有した上で、再送信の条件等について調整を進める。

v) 地上アナログ放送停波後の空き周波数帯の電波を利用する放送等からの混信対策

効率よく問題解決が図れるよう、関係者との協議の場を社団法人日本ケーブルテレビ連盟が設置し、当事者同士による協議を円滑に推進するよう取り組む。

vi) デジタル化対応の必要性の周知

運用期間を定めた暫定的措置であることを踏まえ、運用期間終了後は視聴者において地上デジタルテレビ放送対応受信機器の準備等が必要であることの周知を継続して行う。

²⁹ デジアナ変換の導入にあたって、サービスの内容、運用上の課題等を整理したもの。

V おわりに

1. 地域レベルでの推進体制の拡充及び推進計画

第9次行動計画を踏まえて、都道府県単位で、総務省(総合通信局等)、放送事業者、販売店、地方公共団体等が参加する推進組織を設置し、各地域の実情を踏まえた行動計画を策定している。この都道府県別行動計画を踏まえて、各地域の関係者が連携・協力して地上デジタルテレビ放送の推進に取り組んでいるところであるが、一層取組を強化するために、2009年度末を目指し、各地域において都道府県別行動計画の見直しを行う。

2. 特別な課題のある地域への対策強化

総務省、放送事業者、デジサポ、地方公共団体等が協力して、特別な課題がある地域(例えば、デジタル受信機器の普及率が低い沖縄・岩手や民放1波のため県外波受信のために特殊ブースターを使用する必要がある佐賀など)を、その地域の状況や課題を総合的に分析・検討し、最適な方法を検討するとともに、関係者が連携・協力して各地区に適した対策を講じる。

3. アナログ放送終了のリハーサル

アナログテレビ放送が終了するということを国民に明確にご理解いただくとともに、アナログ放送終了にあたっての諸課題を抽出し、必要な対応を明らかにするために、アナログ放送終了のリハーサルを石川県珠洲市で実施中であり、珠洲市で2010年7月にアナログテレビ放送を先行停波できるよう、関係者が連携・協力して取り組む。

また、その他の地域におけるリハーサルの実施についても、今後検討を行う。

4. 次期行動計画

当全国会議に参加している主体は、本行動計画に記された事項について、着実な実施を図るとともに、実施していく過程で取組を強化すべき場合には、時期を逸すことなく取組の見直しを行うこととする。その上で、2010年12月に最後の行動計画を策定する。

第二部 各主体が取り組むべき事項

I 政府

2008年12月の第9次行動計画の発表以降、2009年3月及び9月には「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」を実施し、地上デジタルテレビ放送の周知・広報や普及状況把握に取り組むとともに、全国地上デジタル放送推進協議会とともに、3月に「中継局コードマップ」の見直し、8月に「地上デジタル放送難視地区対策計画」を策定した。

また、国民の理解醸成、受信側の課題、送信側の課題、アナログテレビ放送の終了にあたっての課題等について、情報通信審議会において議論いただき、2009年5月に第6次中間答申を受けた。

この第6次中間答申における提言を踏まえて、地上デジタルテレビ放送への移行に万全を期するために、2009年7月に総務省で「地上デジタル放送推進総合対策（第3版）」（別添資料7参照）を策定するとともに、同総合対策の実施のために2010年度に必要な予算を要求している。

また、2009年4月に関係閣僚等を構成員とする「デジタル放送移行完了対策推進会議」（議長：内閣官房長官）が設置され、5月に「地上デジタル放送への移行完了に向けて緊急に取り組むべき課題への対応策」をとりまとめるなど、関係省庁が協力・連携して地上デジタルテレビ放送推進に取り組んでいる。

さらに、2009年2月にDpaを実施主体とするデジサポを全都道府県に拡充設置し、地上デジタルテレビ放送に関するお知らせの全戸郵送、地域に密着した説明会・相談会の開催、高齢者等への戸別訪問、受信環境調査、受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設のデジタル化改修に対する助成金交付等を実施している。

国は、今後、引き続き、以下の項目に重点的に取り組む。

1. 周知・広報

デジサポを中心に、地上デジタルテレビ放送に関するお知らせの全戸郵送、説明会・個別相談会の開催、チラシ等の配布、政府広報等による周知・広報を実施するとともに、個別の共聴施設や地域的・具体的な課題に対する周知・広報の推進に取り組む。

また、総務省に設置した「地上デジタル放送国民運動推進本部」（本部長：総務大臣）を中心に、地上放送のデジタル化を国民にご理解いただくための活動を国民運動として展開する。

周知・広報にあたっては、特に、高齢者だけの世帯等、情報が届きにくいと考えられる世帯を含めて、全ての国民に受信形態に対応した正確な情報が届くよう、取り組む。

2. 相談・支援体制

全国都道府県単位に設置しているデジサポを拠点に、引き続き、個別・専門的な案件についての相談対応や、必要な場合には現地調査などを実施する。さらに、2010年度前半に、全国のデジサポに専用の電話番号を付与し、より地域に密着した相談体制を確保する方向で検討を行う。

3. 特別な課題のある地域への対策強化

地上デジタルテレビ受信機器の普及率が極端に低い地域や地上デジタルテレビ放送受信のために特殊な機器が必要となる地域など特別な課題がある地域の放送事業者や地方公共団体等と連携・協力して、各地区に適した対策を講じる。

4. 共聴施設への対応

全国約2万施設と推計される辺地共聴施設については、デジタル化に際して受信点変更が必要となる場合があるなど、相当規模の改修経費が必要となる場合があり得る。受信環境の整備は、視聴者の自助努力によることが原則であるが、視聴者間の負担の公平性や、2011年の地上デジタルテレビ放送への全面移行までの限られた期間等の事情を勘案し、改修費用が著しく過重となる場合等について、辺地共聴施設改修に対する支援制度を設けている。特に、2009年度から、アナログテレビ放送が受信できたにもかかわらず地上デジタルテレビ放送が受信できない地域に辺地共聴施設を新設する場合の補助率を拡充し、これに加え2009年度補正予算において、受信点の大幅な移設に伴う伝送路整備費の一部を全額補助する支援措置を講じた。

また、全国約5万施設と推計される受信障害対策共聴施設についてデジタル化対応に関する状況把握や施設管理者等への働きかけ等を進めるとともに、デジタル化対応のための負担が過重になるような場合に対して支援措置を講じている。

さらに、全国約210万施設と推計される集合住宅共聴施設のデジタル化対応の促進に向けた取組の強化のため、デジタル化対応に関する状況把握や施設管理者等への働きかけ等を進めるとともに、集合住宅共聴施設のデジタル化対応のために、世帯当たりの負担が過重になるような場合について、必要な支援措置を講じている。また、地上放送事業者、不動産関係団体、ケーブルテレビ事業者、工事業者関係団体等の協力を得て、周知・広報活動等を行っていく。

こうした支援措置の継続・拡充について、2010年度予算で要求し、アナログ放送終了までに全ての施設でデジタル化対応が完了する目処がつくよう、取り組んでいく。さらに、有線電気通信法または有線テレビジョン放送法に基づく所定の届出等がされていない受信障害対策共聴施設についても調査・把握を行い、必要な情報提供等により、デジタル化の促進を図る。

なお、多数のテレビを保有しているホテルや病院などの共聴施設では、デジアナ変換による対応が効率的な場合があるため、デジアナ変換についての周知・広報を行う。

5. デジタル混信の対策

デジサポにおける助成制度のために必要な予算確保にむけて、2010年度予算で要求

を行っている。

また、放送事業者とともに、発生が予測される地域で実態把握のための実地調査をデジサポと連携しつつ行い、混信の有無等の見極めを順次行い、対策計画の立案に結びづけしていく。

具体的には、混信が予想される地点での能動的な実測調査、干渉波の強度が揺らいで到達する混信現象を固定的に観測する長期的フェージング調査、共聴施設の受信点における実測調査、小規模な混信発生地区の実態把握を行うための訪問調査等をデジサポと連携して既に開始しているが、今後もデジタル混信対策に必要な調査や放送事業者への支援策を検討していく。

6. 中継局整備等の支援措置

地上デジタルテレビ放送の全国普及に向けて、デジタル中継局整備等について税制上の特例措置等を講じ、放送事業者の投資環境を整備しているところであり、引き続き、投資環境整備に取り組む。なお、国税(法人税)の特例措置については2009年度末で期限となる。

また、中継局ロードマップで「自力建設困難」とされているデジタル中継局、「新たな難視地区」を解消するためのデジタル中継局及び既存のアナログ中継局所において、アナログテレビ放送を行っていなかった他の放送事業者が整備するデジタル新局については、引き続き支援を行うことができるよう、2010年度予算の要求を行っている。

7. 新たな難視地区への対応

総務省は放送事業者とともに、新たな難視地区に対して責任ある対応を行っていくこととし、「地上デジタル放送難視地区対策計画」に基づく対策の実施に向け、辺地共聴施設の新設や難視解消のための中継局への支援のほか、個別受信対策に対する支援並びに共聴新設における技術支援等を行うことができるよう、2010年度予算の要求を行っている。

8. 衛星利用による暫定的な難視聴対策

アナログテレビ放送が受信できていたにもかかわらず、2011年のアナログ放送終了までに、地上系の手段によっては地上デジタルテレビ放送を送り届けられない地域について、地上デジタルテレビ放送を地上系の手段によって送り届けられるようにするまでの間、暫定的に衛星を利用して地上デジタルテレビ放送の番組を送り届けられるよう、2010年3月から衛星の運用を開始するとともに、本対策の対象世帯であって当該再放送の受信設備を有しない世帯に対し、放送の受信を可能とする設備整備を支援する。

なお、暫定的な衛星利用による難視聴対策に必要な経費について、2010年度予算で要求を行っている。

9. 簡易で低廉なチューナーの流通促進

2007年12月に公表した「『簡易なチューナー』の仕様ガイドライン」を踏まえたアナログテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴するための必要最小限の機能を持つチューナーが市場に浸透しつつあるところであり、今後一層の普及促進に向けて関係メーカー等への働き

きかけに努める。

10. 受信機器購入等に対する支援(チューナー支援)

受信機器の購入等は、視聴者の自己負担であることを原則としつつ、2009年10月から経済的な理由により自己負担でデジタル化対応が困難であると考えられる世帯、具体的には生活保護などでNHK受信料が全額免除となっている世帯に対して、受信機器購入等に係る支援(簡易チューナーの無償給付、アンテナ改修など)を行っているところであり、引き続き、2010年度も支援を行うため、必要な経費について、2010年度予算で要求を行っている。施策の実施に当たっては、支援実施機関である「総務省地デジチューナー支援実施センター」を中心に、関係機関と連携をして、支援対象者がこの支援を通じて確実に地上デジタルテレビ放送への移行ができるように取り組んでいく。

11. 高齢者・障がい者等への働きかけ・サポート

デジサポでは、高齢者・障がい者のみの世帯等といった、デジタル化への対応に特別にサポートが必要な世帯に対して、説明会・個別相談会(7万件)や戸別訪問(2009年度は90万世帯を訪問予定)といった技術的なサポートを行っている。今後は、受信者が求める個別・地域のニーズに応え、さらにデジタル化対応に積極的でないような方々に対しても働きかけを行っていく必要がある。2010年度も、地域のニーズへの一層の対応や個別相談の充実等、働きかけ・サポートを一層強化して実施するための必要経費について、2010年度予算で要求を行っている。

12. ケーブルテレビのデジタル化

「ケーブルテレビの地上デジタル放送対応ロードマップ³⁰」において、2010年末時点における地上デジタルテレビ放送への対応を未定としている事業者に対し、2008年11月、今後の対応方針を明確にするよう働きかけを行った。地上アナログテレビ放送終了までのできるだけ早期に、かつ、遅くとも2010年12月末までにすべてのケーブルテレビ施設においてデジタル化対応を完了するよう、地域情報通信基盤整備推進交付金等を活用したデジタル化対応を促進するなど、引き続きケーブルテレビのデジタル化を推進する。

また、2008年12月、ケーブルテレビ業界に対して、2008年7月1日から施行されているケーブルテレビ事業者における営業活動や広告表示に関する統一的な基準の遵守の徹底や、苦情等を受けた事業者への個別指導の実施を働きかけるとともに、ケーブルテレビ事業者に対しては、視聴者へのより丁寧な説明の実施など視聴者等に誤解が生じることのない適切な営業活動が行われるよう働きかける。

さらに、地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスの導入に向けて、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等の検討を要請した。引き続き、適切な営業活動等が行われるよう働きかけるとともに、地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスの導入状況を定期的に把握し、その結果を公表することなどにより、ケーブルテレビ事業者による同サービスの早期導入を促進する。

³⁰ ケーブルテレビによる各市町村における地上デジタル放送の受信の普及ロードマップ
<http://asp.netmap.jp/jcta/roadmap.html>

13. デジアナ変換の暫定的導入の推進

2009年度中に、ケーブルテレビ業界によるデジアナ変換の暫定的導入に関する諸課題の整理結果を踏まえ、各ケーブルテレビ事業者に対して導入の要請を行うとともに、定期的に各事業者の検討状況を把握し、その結果を公表することなどにより、ケーブルテレビ事業者によるデジアナ変換の導入を促進する。

また、デジアナ変換の導入の要請にあたっては、導入に対する国民、関係者等の理解醸成を図るため、ケーブルテレビ事業者と連携して、導入の目的、運用期間、機能上の制約、運用期間終了後のデジタル化対応の必要性等の周知・広報を行う。

なお、ケーブルテレビによる共聴施設の巻き取りを加速する上でデジアナ変換の導入が有効であるが、ケーブルテレビ事業者にとっては導入費用の回収が困難であることから、共聴施設の巻き取りを行う場合についてデジアナ変換の導入を支援する措置を2010年度予算で要求を行っている。

14. 公共施設等のデジタル化

各省庁が所管する施設及び各省庁が所管する施設を原因とする受信障害を解消するための施設については、アクションプラン2008を踏まえて、2010年末までに全ての施設のデジタル化対応が終了することを目標として、2008年8月に各省庁においてデジタル化改修計画を策定したところであり、同計画を着実に実施する。

15. 廃棄・リサイクル対策

アクションプラン2008を踏まえて、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い廃棄・リサイクルされるアナログ受信機器に対する対応に関係省庁が連携して取り組む。具体的には、アナログ受信機器の継続使用が可能であることの周知やアナログ放送終了に向けたアナログテレビの円滑な廃棄の促進のための周知等に取り組む。

16. 「悪質商法」対策

アクションプラン2008を踏まえて、十分な知識を持っていない視聴者が悪質商法の被害にあうことがないよう、関係省庁が連携して悪質商法対策に取り組む。

また、民生委員が通常の活動の中で、地域の高齢者等に注意喚起をしていただくよう、各地域の民生委員児童委員協議会に協力を要請しているところであり、引き続き、同協議会と連携して悪質商法対策に取り組む。

17. アナログ放送終了リハーサルの実施

2011年7月のアナログ放送終了の際、視聴者に混乱が生じないよう対策を講じる必要があることから、放送事業者等関係者とともに、アナログ放送終了のリハーサルを石川県珠洲市で実施中であり、リハーサル地区で2010年7月にアナログテレビ放送を先行停波できるよう、取り組む。

また、その他の地域におけるリハーサルの実施についても、関係者とともに今後検討を行う。

18. 関係業界への働きかけ

地上デジタルテレビ放送への移行促進のために、メーカー、工事業者、販売店、建築物管理業者等に、必要な働きかけを行っていく。

具体的には、例えば、使いやすい機器(リモコンを含む。)の製造・流通をメーカー等に要請する取組、共聴施設の早期改修に向けて共聴施設の所有者等への周知・広報を建築物管理業者等に要請する取組、アナログテレビ放送しか対応しないカーナビの利用者への注意喚起を関係業界に要請する取組、地上デジタルテレビ放送のIP再送信エリアについて条件不利地域等への拡大やロードマップの早期公表などを関係業界に要請する取組、CMを早期に100%ハイビジョン化することを関係業界に要請する取組等を行う。このような要請にあたっては、総務省は、必要に応じて、関係省庁や全国地上デジタル放送推進協議会等と連携して行うこととする。

19. アナログ放送終了後の53ch以上のチャンネル切替事業

アナログ放送終了後の53ch以上のチャンネル切替事業については、放送事業者と協力して、中継局毎の切替手順や視聴者への周知・広報の方法、実施体制等について検討を行い、「デジタル放送用周波数再編実施計画(リパック実施計画)」を2009年3月に策定した。

策定された本計画を踏まえ、放送事業者との協力により、切替事業の効率的実施のための所要の体制構築を進めるとともに、必要な経費について、2010年度予算で要求を行っている。

20. 緊急地震速報の速やかな伝送に向けた取組

地上デジタルテレビ放送等における「緊急地震速報」の伝送の高速化に向け、関係団体や放送事業者、受信機器メーカー等の協力を得て、高速化に資する手法の早期導入の推進を図る。

II 地上デジタルテレビジョン放送事業者

地上デジタルテレビジョン放送事業者は、これまでデジタル中継局の整備により世帯カバー率を98%(2009年12月末予定)まで拡大するとともに、全国地上デジタル放送推進協議会において「中継局ロードマップ」の更新や「地上デジタル放送難視地区対策計画」(初版)の策定・公表を行い、地方公共団体や地域住民への正確な情報の提供とともに対策計画の策定に取り組んできた。

また、全国地上デジタル放送推進協議会において、アナログ放送終了計画に基づき、アナログテレビ放送に「アナログ」というマークを表示したり、放送番組を活用して地上デジタルテレビ放送に関する情報提供を行うなど、周知・広報活動にも取り組んできた。

これからは、2011年7月まで残り少ない期間において、確実にアナログテレビ放送を終了し地上デジタルテレビ放送に完全移行するための取組を更に強化し、放送事業者が実施できることは全て実施する、という方針で次の取組を行う。

1. 放送エリアカバー

アナログテレビの放送電波でカバーされていた視聴世帯については、デジタル化後も100%カバーされることとなるよう、引き続き、中継局ロードマップで示された計画に沿ってデジタル中継局の整備を行う³¹とともに、前倒し整備が可能な中継局については前倒しを検討する。

また、中継局ロードマップにおいて、「自力建設困難」とされている中継局及び既存のアナログ中継局に替えて共聴施設やケーブルテレビ施設を設置することとされている地域については、施設の建設や住民の加入促進について、一義的には放送事業者の責任において行うものであることに鑑み、地元の地方公共団体と協議の上、必要な対応を行う。

また、2009年8月に策定した「地上デジタル放送難視地区対策計画」について、今後定期的に更新(次期更新は、2010年1月)を行い、地元の理解と協力の下、同計画を踏まえて対策を講じることにより対象地域をできる限り減少させるよう努める。

新たな難視への対策については、国及び放送事業者の責任において対応することを基本に、また、中継局の設置等送信側対策を優先的に検討することを基本に対策手法を検討し、地方公共団体・地元住民の方々に受信状況や対策手法等について丁寧に説明し、当該地区における対策計画の早期策定と対策の実施を図る。

2. 周知・広報活動等

第一部の「III 受信機器普及・共聴施設改修等の受信側対策」で記述したとおり厳しい状況であることを踏まえて、第一部に掲げる周知・広報活動の展開に加え、視聴者のデジタル移行を促すために放送番組による周知・広報について、2010年は2009年の取組を上回る取組を行う。特に、デジサポの活動と連携して、地上デジタルテレビ放送のメリットや受信方法(例えば、辺地共聴施設、都市受信障害対策施設、集合住宅、戸建て住宅等のそれ

³¹ 免許方針では、放送普及基本計画の規定に基づき、地上アナログテレビジョン放送から地上デジタルテレビジョン放送への円滑な全面移行を確保するため、既設地上アナログテレビジョン放送と同等の区域において、2010年12月までに地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局等の整備計画を有し、中継局の整備等により、当該地域が地上デジタルテレビジョン放送を受信できることとなるよう努めることとなっている。

それについて必要な対応)を紹介する番組の制作・放送に取り組む。

また、地上デジタルテレビ放送への移行をさらに促進するために、アナログ放送からデジタル放送へ移行するメリットを視聴者がより実感できるような番組制作・編成についても積極的に取り組む。

さらに、アナログテレビ放送を視聴している世帯に対して重点的に周知を行うために、アナログテレビ放送において告知スーパー、お知らせ画面等によりアナログ放送終了に関する周知を行うとともに、放送番組を通じて具体的情報(例えば、早期対応の必要性やメリット・対応手法が分かる番組等)を提供する。

3. 地上デジタルテレビ放送の受信相談等

アナログ放送の終了・デジタル放送への完全移行のためには、国民の理解・協力が不可欠であるところ、総務省では、デジサポを中心とした受信相談体制を引き続き継続・拡充していく予定であるが、放送事業者としても、主体的・積極的に相談・説明に取り組むとともに、要員面での貢献やデジサポ活動に関する放送による周知等、デジサポ活動等に積極的に協力する。

また、既存の中継局を共聴施設やケーブルテレビ施設により代替する場合に、放送事業者が責任を持って対応を行う。

地域内の販売店や工事業者等に対しても、地域内の地上デジタルテレビ放送の受信に関する適時適切な情報を提供することに努める。

4. 特別な課題のある地域への対策強化

総務省等関係者とともに、地上デジタルテレビ放送受信機器の普及率が極端に低い地域や地上デジタルテレビ放送受信のために特殊な機器が必要となる地域など特別な課題がある地域について対策手法の検討を行い、ローカル放送による地域課題の周知など、放送事業者として実施可能な対策を実施する。

5. 地上デジタルテレビ放送への完全移行を前提とした放送サービス

地上デジタルテレビ放送対応受信機器を購入していない視聴者の多くが「アナログ放送で十分」と考えている³²ことを踏まえて、視聴者のアナログテレビ放送からの移行促進を図る観点から、一層、地上デジタルテレビ放送の特長を活かした放送サービスの充実に取り組む。

- ①撮影から編集・制作までをすべてハイビジョンで行う「ピュアハイビジョン番組」を一層充実させる。CMのハイビジョン化にも協力をする。
- ②標準画質で複数の番組を放送するマルチ編成の放送は、視聴者にとって地上デジタルテレビ放送のメリットを明確に実感しやすいものであることから、マルチ編成の放送時間の拡充に努める。
- ③ハイビジョン放送とともに、よりデジタル放送番組の豊かさを視聴者に提供するために、5. 1chサラウンドによる高音質番組の充実も図る。

³² 総務省の「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」(2009年9月)では、地上デジタルテレビ放送を視聴できる環境にあるが、視聴していない理由として、「現在のアナログ放送が慣れているのでよい」は、51.5%であった。

- ④放送番組と連動した付加情報の提供など、データ放送を充実させるとともに、字幕放送や解説放送などの高齢者・障がい者にやさしい放送サービスの充実を図る。
- ⑤サイマル放送の枠組み³³が変更されたことを踏まえて、アナログテレビ放送とは異なる特色ある地上デジタルテレビ放送の番組提供に取り組む。

6. 辺地共聴施設の改修

辺地共聴施設のデジタル化改修にあたって、NHKは、アナログテレビ放送時に果たしてきた責任と同様の責任を引き続き果たして行くことを基本として、その役割を果たしていくこととし、NHK共聴施設のデジタル化改修に責任を持って取り組む。自主共聴施設のデジタル化改修の際の受信点調査や一定の条件の下で自主共聴施設のデジタル化改修経費の一部を負担するなど、自主共聴施設のデジタル化改修の推進にも取り組む。

民間放送事業者は、辺地共聴施設がアナログテレビ放送中継局のエリアの外に建設された施設であることを前提としつつも、各放送事業者のアナログテレビ放送が受信・再送信されている実態を踏まえて、総務省やNHKと協力し、情報提供、相談対応等に取り組む。

7. アナログ放送終了に向けた放送対応手順及び終了リハーサル

全国地上デジタル放送推進協議会がとりまとめた「アナログ放送終了計画」を踏まえて、アナログテレビ放送への「アナログ」マークの表示、告知スーパーの表示、「お知らせ画面」の表示などに取り組むとともに、視聴者の地上デジタルテレビ放送への対応を一層促進するために、常時レターボックス化の前倒し等の検討を行い、検討結果を踏まえて2009年度末を目途に「アナログ放送終了計画」の見直しを行う。

また、2011年にアナログテレビ放送が終了する際に、視聴者に混乱が生じないよう対策を講じる必要があることから、総務省等関係者とともに、アナログ放送終了のリハーサルの実施に取り組む。

8. 衛星利用による暫定的な難視聴対策

2011年のアナログ放送終了までに、デジタル中継局等の整備により地上デジタルテレビ放送を送り届けられない地域については、地上デジタルテレビ放送を地上系の手段によって送り届けられるようにするまでの間、暫定的に衛星により地上デジタルテレビ放送の番組を送り届けられるようにするため、2010年3月の運用開始に向けて、その実施主体であるDpaと連携し取り組むとともに、その利用対象となるホワイトリストの策定等を行う。

9. デジタル混信の対策

周波数の逼迫等により発生するデジタル混信については、無線局の免許人である放送事業者としての責務を果たすべく、主体的な対応の取組を行う。

デジタル混信は既に一部の地域で発生しており、中継局整備が進展するにつれて拡大つつあることから、発生が予測される地域で実態把握のための実地調査をデジサポと連携

³³ 従来の免許方針では「デジタル放送は、その放送の3分の2以上をアナログテレビ放送と同じ内容の放送を行う」とこととされていたが、2008年4月の免許方針では、同じ内容の放送を行う必要はないこととされている。

しつつ行い、混信の有無等の見極めを順次行い、対策計画の立案に結びづけていく。

また、混信による受信障害が確認されている地域については、その地域の放送事業者が主体となりつつ、国の支援措置も活用し、対策の検討及び実施を速やかに完了する。このため、地域の放送事業者は、障害の状況、対策内容、実施時期、実施主体等を整理した個別問題ごとの「対策計画」を順次、すみやかに作成する。

策定される「対策計画」を踏まえ、混信対策事業の効率的実施のための所要の体制構築に着手する。

さらに、周波数の空きがないために2011年春までに対策が完了しないと予想される地域については、必要に応じて、暫定的な衛星利用による難視聴対策の対象となることから、その地域の放送事業者は、上記「対策計画」の立案と並行して対象となる地区のリスト作りを進める。

10. アナログ放送終了後の53ch以上のチャンネル切替事業

アナログ放送終了後の53ch以上のチャンネル切替事業については、国と協力して、中継局毎の切替手順や視聴者への周知・広報の方法、実施体制等について検討を行い、「デジタル放送用周波数再編実施計画(リパック実施計画)」を2009年3月に策定した。

策定された計画を踏まえ、国との協力により、切替事業の効率的実施のための所要の体制構築を進める。

11. デジアナ変換の暫定的導入等に係る再送信同意

ケーブルテレビ事業者によるデジアナ変換の暫定的導入に係る再送信同意について、社団法人日本ケーブルテレビ連盟が策定する「デジアナ変換導入ガイドライン」を踏まえ、手続の簡素化等に取り組むとともに、ケーブルテレビ事業者から再送信同意の申請があつた場合には、速やかに再送信同意を行うよう努める。

また、既設共聴施設のデジタル化対応に伴う区域内再送信同意については、「既設共聴施設のデジタル化対応に伴う区域内再送信同意の簡素化について」(通知)(2008年5月全国地上デジタル放送推進協議会)に基づき、引き続き適切に対応を行う。

12. 緊急地震速報の速やかな伝送に向けた取組

地上デジタルテレビ放送等における「緊急地震速報」の伝送の高速化に向けた手法の導入について検討を進める。

III 衛星放送事業者

2011年7月までに終了するBSアナログテレビ放送については、視聴者が自らの視聴ニーズに合わせて、デジタル化への対応を適切に進めていくことができるよう、地上デジタルテレビ放送の推進と連携したきめ細かな周知・広報を行う必要がある。

具体的には、2008年4月にBS放送に関する事業者、団体及び総務省により設置した「BSアナログ放送の終了に係る関係者連絡会」における周知・広報や視聴者からの問い合わせに係る相談体制の整備などの取組を推進するとともに、BSアナログテレビ放送事業者による視聴者へのより積極的かつ継続的な周知・広報(地上波を含めた放送による周知・広報の拡充等)を行う。

また、2011年のアナログ放送終了までに、デジタル中継局等の整備により地上デジタルテレビ放送を送り届けられない地域については、委託放送事業者であるDpaにおいて、2010年3月から、衛星利用による暫定的な難視聴対策に係る衛星放送事業を着実に実施する。

IV ケーブルテレビ事業者

1. ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進

「ケーブルテレビの地上デジタル放送対応ロードマップ」において2010年末時点における地上デジタルテレビ放送への対応を未定としている事業者においては、2009年末までに今後の対応方針を明確にするよう検討を行う。また、地上アナログ放送終了までのできるだけ早期にすべてのケーブルテレビ施設においてデジタル化対応を完了するよう、地域情報通信基盤整備推進交付金等も活用しつつ、引き続きデジタル化を着実に遂行する。

2. ケーブルテレビ視聴者等への適切な情報提供

ケーブルテレビの既加入者のみならず、加入を検討している視聴者による地上デジタルテレビ放送への対応の検討にも資するため、再送信サービスの開始時期、提供エリア、工事費、利用料金その他の提供条件や、個別アンテナによる直接受信の可能性などの情報を、パンフレットの配布、自主チャンネルにおける放送、ホームページへの掲載、相談窓口等における対応等の適切な手段により提供する。

また、総務省地デジコールセンター等にケーブルテレビ事業者による営業活動や広告表示等に関する意見が寄せられていることを踏まえ、ケーブルテレビ業界として、2008年7月1日から施行している営業活動や広告表示に関する統一的な基準の遵守を一層徹底するとともに、引き続き、苦情等には統一的な窓口により対応し、その内容を調査した上で、必要に応じ適正化に向けた個別指導を実施する。また、営業活動に携わるすべての者が契約前に契約に係る重要事項を適切に説明できるよう、重要事項説明書等の業界標準を策定し、事業者の利用に資する。

ケーブルテレビ事業者においては、こうした業界としての対応も踏まえ、引き続き、視聴者等に誤解が生じることのない適切な営業活動が行われるために必要な取組を行う。

3. 共聴施設の現状把握等への協力

受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設のデジタル化の促進に向け、関係者間の取組が今後加速することから、ケーブルテレビ事業者においても、事業の公共性や社会的使命等にかんがみ、共聴施設の現状(施設設置者やデジタル化対応の有無等に係る情報)の把握や、早期のデジタル化対応(ケーブルテレビの活用を含む。)に向けた共聴施設管理者等への働きかけなどの取組に最大限協力する。

4. 地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスの導入の推進

各種サービスの導入の是非や提供条件等については、ケーブルテレビ事業者が自らの経営戦略に基づき独自に判断・決定すべきものであるが、地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスは地上デジタルテレビ放送への円滑な移行に資するものであるため、ケーブルテレビ業界として、同サービスの早期導入を推進する。

ケーブルテレビ事業者においては、地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスについて、引き続き具体的なサービスメニュー、提供条件等を速やかに検討し、視聴者に対して可能な限り早期に提供できるよう取り組む。

5. デジアナ変換の暫定的導入の検討

デジアナ変換の暫定的導入に関する諸課題を整理するとともに、総務省からの要請を受けて、社団法人日本ケーブルテレビ連盟が策定する「デジアナ変換導入ガイドライン」を踏まえ、できるだけ多くのケーブルテレビ事業者においてデジアナ変換が導入されるよう、関係者とともに諸課題の整理状況を踏まえ導入の検討を行う。また、導入することができない場合は代替措置の検討を行う。

また、デジアナ変換の暫定的導入は、各ケーブルテレビ事業者が諸課題の整理状況を踏まえ判断するものであるが、暫定的な導入にあたっては、導入に対する国民、関係者等の理解醸成を図るため、導入の目的、運用期間、機能上の制約、運用期間終了後のデジタル化対応の必要性等の周知・広報を行う。

さらに、地上アナログ放送停波後の空き周波数帯の電波を利用する放送等からの混信については、当事者同士による協議を円滑に推進するよう、社団法人日本ケーブルテレビ連盟が設置した関係者との協議の場において、当事者間の情報共有方法や混信対策の対応ガイドラインの策定等の検討を行う。

6. 特別な課題のある地域への対策強化

地上デジタルテレビ放送受信機器の普及率が極端に低い地域や地上デジタルテレビ放送受信のために特殊な機器が必要となる地域など特別な課題がある地域について、総務省からの要請を踏まえて、ケーブルテレビによる地域課題の周知など、ケーブルテレビ事業者として実施可能な対策を実施する。

V 受信機器メーカー

1. 低廉化を含むより多様な受信機器の開発・普及の推進

- ①「地上デジタルテレビ放送受信機器の普及目標 普及方策の検討」に明記された期待感も踏まえ、視聴者の選択肢の一層の拡大と、これを通じた受信機器普及の更なる加速を図る。引き続き、低廉な受信機器や以下に記載する小型受信機器に対する地上デジタルテレビ放送受信機能搭載を含めた受信機器等の多様化に努める。
- i) テレビ受信機器については、デジタルテレビ放送全体の普及を図る観点から衛星デジタルテレビ放送(BS、110度CS)と地上デジタルテレビ放送のすべてに対応した3波共用受信機器に加えて、視聴者ニーズに合致した地上デジタルテレビ放送専用受信機器の機種展開を推進することにより、視聴者の選択肢の拡大を図る。
 - ii) 地上デジタルテレビ放送受信機能を搭載した機器は、小型テレビ(概ね10型以下のパーソナル用途等も含む。)、パソコン、録画機等の多種多様なニーズがあり、ニーズを踏まえてさらに多様化を促進する。
 - iii)車載器(カーナビ等)の分野において、関連団体等に働きかけを行うことにより、地上デジタルテレビ放送受信機能を持つ端末の普及をさらに促進するとともに、アナログテレビ放送にのみ対応している車載器(カーナビ等)について2011年7月のアナログ放送終了によりテレビ視聴ができなくなることの周知に取り組む。
- ②地上デジタルテレビ放送の視聴手段の多様化を図るため、パソコンでの地上デジタルテレビ放送視聴の普及に向けて、地上デジタルチューナー搭載パソコンはもとより、USBチューナー等既存パソコンで地上デジタルテレビ放送を視聴可能とする周辺機器等の普及に努める。
- ③地上デジタルテレビ放送への移行の一層の円滑化を図る観点から、引き続き、録画機への地上デジタルチューナー搭載に努めると同時に、地上デジタルテレビ放送のメリットであるハイビジョン画質をより楽しめる商品の普及を促進する。
- ④アナログテレビ放送にはないサービスである5. 1chサラウンドについては、5月1日を「サラウンドの日」に制定し放送事業者と連携した普及促進活動を進めると共に、引き続き設置・導入のしやすい5. 1chサラウンド放送受信・再生機器の提供に努める。
- ⑤地上アナログテレビ放送を視聴されている方が、引き続きアナログテレビ受信機器³⁴を使い続けることを希望される視聴者のニーズに対しては、2007年12月に公表された「『簡易なチューナー』の仕様ガイドライン」に基づいたチューナーを含め、地上デジタルチューナー等の低廉化に努める。

2. すべての視聴者にとって使いやすい受信機器等の推進

操作ボタンの大型化など、高齢者や障がい者を含め、すべての視聴者にとって、より使いやすいリモコン及び操作性の改善について、社団法人電子情報技術産業協会は操作性の改善事例集を作成し同協会のホームページに公開することで広く周知を図って行く。

また、消費者団体、障がい者団体等との懇談会などで意見交換・周知活動を実施してき

³⁴ 本行動計画では、「アナログテレビ受信機」とは、地上デジタルテレビ放送受信機能を搭載していないテレビ受信機を意味する。

たが、引き続き、視聴者のニーズを踏まえた受信機器の開発とともに、使いやすい簡易なりモコンの普及推進に取り組む。

3. 購入者の理解の促進

- ①アナログ放送の終了・デジタル放送への完全移行のためには、国民の理解・協力が不可欠であるところ、総務省では、デジサポを中心とした受信相談体制を引き続き継続・拡充していく予定であるが、受信機器メーカーとして、主体的・積極的に相談・説明に取り組むとともに、要員面での貢献等、デジサポ活動等に積極的に協力する。
- ②今後、受信機器の機能の多様化が進むため、購入者が購入に際してその機能を十分理解できるよう努める。特に、機能が限定されたデジタル受信機器や録画機器等にあっては、機能が限定されていることについて、カタログ、取扱説明書等購入者にわかりやすいよう、社団法人電子情報技術産業協会で策定したガイドラインに基づき明示するように努める。
- ③異なるメーカーの機器接続等に円滑に対応できるよう、メーカー間の協力により、対応マニュアル、Q&A等の一層の充実を図るよう努める。
- ④受信機器の販売・広告に際しては、放送普及基本計画におけるデジタルテレビ放送への移行のスケジュールやアナログテレビ放送の終了時期に沿って、地上及びBSのアナログテレビ放送の終了時期が正確かつ確実な形で国民視聴者に伝わっていくよう、関係者と協議しながら継続的に行うとともに、デジタル受信機器の普及に向けて広報活動を一層強化する。

4. アフターサービスの充実

デジタル受信機器の購入者が安心して機器を使用し続けられるよう、購入者からの問い合わせに対して引き続きカスタマーセンター等において対応を行う。

5. アナログテレビのリサイクル対策への取組

アナログテレビのリサイクルについては、家電リサイクル法に従い対応してきた。2009年5月以降、政府のグリーン家電普及促進のためのエコポイント導入等により、地上デジタルテレビ放送対応テレビとの買換えが進み、前年実績を大幅に上回る台数のアナログテレビが排出されている。

メーカーでは、家電リサイクル法に基づく義務を果たすよう、適切に対応していく。なお、アナログ受信機器の廃棄・リサイクルの時期・台数の予測については、社団法人電子情報技術産業協会において試算しているところであるが、直近の販売動向や調査結果を踏まえて、毎年度に見直しを行う。

6. 需要量に的確に対応した供給

2011年に向けて需要が増加すると見込まれる地上デジタルテレビ放送に関するデジタル受信機器等について、需要量に的確に対応できるよう努める。

7. 社団法人電子情報技術産業協会としての取組

総務省、放送事業者、Dpa(デジサポを含む。)等と連携し、以下の項目に対し積極的に協力していく。

- ・世帯普及率が低い地域に対する活動
- ・珠洲市におけるアナログ放送終了リハーサル並びに先行停波に向けた活動
- ・衛星セーフティネットのスムーズな導入に向けた周知活動
- ・周知・広報活動(CEATEC 等の各種イベント、パンフレット作成、機器間接続、受信アンテナ、Web 等)

8. 緊急地震速報の速やかな伝送に向けた取組

地上デジタルテレビ放送等における「緊急地震速報」の速やかな伝送等に向け、関係団体における検討結果等を踏まえ、伝送制御信号等の活用などの検討を図る。

9. 特別な課題のある地域への対策強化

総務省等関係者とともに、地上デジタルテレビ放送受信機器の普及率が極端に低い地域や地上デジタルテレビ放送受信のために特殊な機器が必要となる地域など特別な課題がある地域について対策手法の検討を行い、メーカー団体として実施可能な対策について実施する。

VI 販売店

1. 人材育成

デジタルテレビ放送の受信機器及びそれに接続する周辺機器の販売及び設置に当たっては、従来のアナログ対応の場合と比べ、高度な商品知識や技術が求められることから、販売店においては、その習得を積極的に行う必要がある。このため、これまで、総務省、放送事業者、Dpa等と連携・協力し、販売店が「受信技術講習会」を受講すること等により人材育成に努めてきたところであり、今後とも、デジタルテレビ放送に対応した知識や技術を持つ人材を育成するための講習会等の開催の充実を図る。

2. 購入者への説明等の徹底

テレビ放送受信機器の購入者が、正しく理解して購入・使用できるように説明等を行うよう努める。特に、以下の点に留意する。

- ①デジタル受信機器の販売に際しては、購入者が視聴を希望する地域において地上デジタルテレビ放送の視聴が可能であるかを確認の上、購入者に説明するとともに、地上デジタルテレビ放送が視聴可能な場合には、地上デジタルテレビ放送が視聴できるようにするなど適切な施工・設置工事が行われるよう留意する。なお、地上デジタルテレビ放送が受信できないような場合や視聴者の希望によりアナログテレビ放送のみを視聴するように設定する場合には、「地上デジタルテレビ放送への切り替えに際しては再度設定が必要となる場合がある」ことを明確に説明する。

- ②機能が限定されたデジタル受信機器や録画機器等の販売に際しては、機能が限定されていることについて、購入者に、わかりやすい方法で明示し、説明する。
- ③受信環境を整えるためには、諸費用(アンテナ、施工・設置、操作説明など)が必要であることを説明する。
- ④消費者に対してはデジタル受信機器の販売を優先し、特別な理由等でアナログ受信機器の購入を求める消費者に対して、アナログ受信機器を販売する場合は、終了告知シールの貼付を確認するとともに、アナログテレビ放送は2011年に終了し、チューナー等の取り付けが必要となることを説明する。

3. 相談窓口の充実

全国電機商業組合連合会では、沖縄県を除く46都道府県に「デジタル110番」を設置し、消費者からの相談に応じて施工・設置等の対応しているところである。また、大手家電量販店の中には、デジタル化専用の相談対応窓口を設置して、消費者対応に取り組んでいる量販店もある。このような取組を継続するとともに、一層、消費者が円滑に地上デジタルテレビ放送視聴に移行できるよう、店頭及びそれ以外の相談窓口を充実させるなど相談体制の強化に取り組む。

4. アフターサービスの充実

デジタル受信機器の購入者が、快適に機器を使用し続けられるよう、アフターサービスの充実を図る。

5. デジタル放送のメリットが体感できる機会の提供

地域の消費者に、デジタル対応テレビの魅力を十分に伝えるために、店頭で地上デジタルテレビ放送のメリットが体感できるような工夫をする。

6. 工事業者等と連携した計画的工事の促進

視聴者の住宅等において、デジタル化のためのアンテナ工事や配線工事等が早期に実施されるよう、工事業者等関係業者と連携して、周知・広報等も含めて取り組む。

7. アナログテレビのリサイクルへの取組

アナログテレビのリサイクルを確保する観点から、消費者理解の向上に向けた取組を行う。

8. デジサポによる高齢者等への戸別訪問に対する協力

全国電機商業組合連合会は、「デジタル110番」に登録している電器店が、「地デジサポート」として、デジサポが実施する高齢者等への戸別訪問に対して協力するよう取り組む。

9. 特別な課題のある地域への対策強化

地上デジタルテレビ放送受信機器の普及率が極端に低い地域や地上デジタルテレビ放

送受信のために特殊な機器が必要となる地域など特別な課題がある地域について、総務省からの要請を踏まえて、販売窓口における地域課題の注意喚起(例:アンテナ交換や特殊なブースターが必要等)など、販売店として実施可能な対策を実施する。

VII 工事業者

1. 改修の促進

工事の平準化の観点から、デジタル化改修工事が早期に実施されるよう、受信者、共聴施設管理者、集合住宅管理会社等関係者への周知・働きかけ等に積極的に取り組む。

特に、共聴施設については、戸建て住宅よりも時間を要すると考えられることから、重点的に取り組む。

2. 公正な調査・報告の実施

例えば、地上デジタルテレビ放送導入と同時に衛星放送受信などの導入改修提案を行う場合は、グレードアップ分が明確に切り分けられるよう調査・報告するなど、依頼者の要望を的確に受け止め、公正な調査・報告に努める。

また、社団法人日本CATV技術協会において、改修事例などをもとに共聴施設のモデルケースでのデジタル化改修の工事内容及び概算費用等について紹介する。

なお、地上デジタルテレビ放送はアナログテレビ放送より受信障害に強く、受信障害が解消される世帯では個別受信が可能となることから、共聴施設のデジタル化対応の提案や相談への対応等にあたっては、受信調査の実施や、デジサポがインターネット上で公表する、アナログテレビ放送における受信障害地域の地上デジタルテレビ放送の受信状況を確認し、施設状況に応じた工事方法等の提案を行うよう努める。

3. 相談対応の充実・強化

社団法人日本CATV技術協会では、共聴施設の改修等に係る技術的対応について、電話やホームページに相談窓口を設けるなど、施設管理者等からの相談対応に取り組んでいるところである。今後とも、このような取組の充実・強化を図る。

4. 特別な課題のある地域への対策強化

地上デジタルテレビ放送受信機器の普及率が極端に低い地域や地上デジタルテレビ放送受信のために特殊な機器が必要となる地域など特別な課題がある地域について、総務省からの要請を踏まえて、視聴者からの問合せに対して特に丁寧で適切な説明を行う(例:アンテナ交換や特殊なブースターが必要等の説明を行う。)など、工事業者として実施可能な対策を実施する。

5. デジサポ等との連携

上記各取組を行うにあたっては、各都道府県に設置されたデジサポや総合通信局等、関係者との連携を図るよう努める。

VIII 地方公共団体

都道府県及び市区町村は、地上デジタルテレビ放送がこれからの地域情報化において極めて有効な情報通信基盤となることを共通認識としつつ、地域住民が円滑にアナログテレビ放送視聴から地上デジタルテレビ放送視聴に移行できるよう、次のような取組を行う。

1. 周知・広報活動及び悪質商法対策

地上アナログテレビ放送のデジタル化に関する地域住民の理解醸成のため、広報紙等を通じた周知文書の掲載、総務省作成パンフレット等の配付や、地域消費生活センターが主催する消費生活講座、市民活動による各種市民講座等の機会を活用し、総務省、Dpa、放送事業者、家電メーカー等関係者を講師として招く場を提供する等、住民への周知等を強化する。

また、地上放送のデジタル化への対応について、十分な知識を持っていない場合、悪質商法の被害にあうおそれがあることから、各地方公共団体としても広報誌等で悪質商法防止のための周知・広報を行う。

2. 地方公共団体施設のデジタル化

地方公共団体の施設(住宅供給公社及び都市整備公社の施設を含む。)について、2010年末までにデジタル化対応を完了することを目標として、各施設のデジタル化改修状況を速やかに把握するとともにデジタル化改修の計画を策定し、同計画を踏まえて必要な措置を講じる。

3. 地方公共団体施設を原因として設置された受信障害対策共聴施設への対応

地方公共団体の施設(住宅供給公社及び都市整備公社の施設を含む。)を原因として設置された受信障害対策共聴施設について、2010年末までにデジタル化対応を完了することを目標として、受信障害の現状等を速やかに把握するとともにデジタル化対応に向けた具体的計画を策定し、同計画を踏まえて必要な措置を講じる。

4. 辺地共聴施設等への対応

地上デジタルテレビ放送の辺地共聴施設又は中継局のデジタル化改修に対する支援に關し、地方公共団体は、国及び放送事業者と連携・協力し、アナログ放送終了後も引き続き地域住民が地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにする観点から、地域における辺地共聴施設等へのデジタル化改修促進のため積極的な対応を行う。

5. 新たな難視地区への対応

2009年8月、「地上デジタル放送難視地区対策計画(初版)」が策定・公表された。本対策計画において、放送事業者・総務省は現地調査等により新たな難視地区の特定を行っているが、把握しきれない難視地区もあることから、地方公共団体においては新たな難視の現状把握とともに、放送事業者等へ情報提供等の協力をう。

また、放送事業者等による対策計画策定のための地元対応への協力や総務省等の支

援による対策実施の円滑化のために協力する。

6. アナログテレビの適正廃棄・リサイクルへの協力

アナログテレビ放送が終了し、地上デジタルテレビ放送に完全移行する際に、廃棄されるアナログテレビは、家電リサイクル法等により適切に処理されるべきであるが、国の「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」等における取組を踏まえて、各地方公共団体としても国の取組に協力していく。

7. デジタル放送を活用した地域情報の発信

デジタル放送の特性(例えばデータ放送やワンセグなど)を活かして、地域の情報を住民に届けるなどの情報発信の仕組みを、放送事業者と連携して構築するよう努める。

8. 特別な課題のある地域への対策強化

総務省等関係者とともに、地上デジタルテレビ放送受信機器の普及率が極端に低い地域や地上デジタルテレビ放送受信のために特殊な機器が必要となる地域など特別な課題がある地域について対策手法の検討を行い、住民が円滑に地上デジタルテレビ放送に対応できるよう、地方公共団体として実施可能な対策について実施する。

9. 地方公共団体としての立場からの適時の提言等

2011年のデジタル全面移行時まで残された期間が600日という状況にあるにも関わらず、地域間格差のない地上デジタルテレビ放送の普及の実現に向けては、なお諸課題が残っていると考えられる。引き続き地上デジタルテレビ放送の普及状況について注視とともに、地方公共団体の視点及び立場から、必要に応じて、関係者に対する提言等を実施していく。

IX 社団法人デジタル放送推進協会（Dpa）

Dpa³⁵は、2008年10月から「総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）」の事業を全都道府県で推進し、アナログテレビ放送の終了対策および地上デジタルテレビ放送受信環境の整備に全力を挙げている。また普及促進事業においては、「アナログ放送終了時期の周知徹底」と「デジタル放送受信機器の普及」を大きな柱に据えて、テレビスポット、新聞広告、キャンペーン、イベントなど多種多様な事業を展開している。

完全デジタル移行の実現に向けて「実質的普及推進事業の最後の1年」となる2010年は、アナログテレビ放送の終了対策、デジタル放送普及促進の両面において、確実な効果を得られる施策をきめ細かに実行しなければならない。Dpaは、政府・放送事業者・メーカー・販売店・地方公共団体、そのほかすべての関係者との連携と協力を強化して、デジタル放送普及推進の中心的役割を担う。

1. デジサポ事業

デジサポは、共聴施設管理者への対応や管理会社訪問、受信相談、難視混信調査、高齢者等への説明・相談・戸別訪問、珠洲市の終了リハーサル、さらには助成金事業、紛争処理事業など、各種の国の財源によるデジタル化支援事業に取り組んでおり、その成果の如何がアナログ放送終了・完全デジタル移行の成否に直結する。Dpaは、今後もデジサポ事業にさらに積極的に取り組むとともに、地域ごとの普及状況や課題に応じた個別具体的な対策に注力する。

支援を必要とする受信者がデジサポを有効に利用できるように、デジサポ事業の認知度を高め広くPRすることが肝要である。また、UHFアンテナ設置や簡易チューナー購入の斡旋を要望する受信者への対応を検討し、支援策の更なる充実を図る。

2. 衛星セーフティーネット事業

衛星利用による暫定的難視聴対策に係る委託放送業務については、2010年3月の運用開始に向けて準備を進めている。また、当該放送の受信を可能とする受信設備整備が必要な世帯に対し、無償により設備整備支援業務（BSデジタルチューナーについては貸与）を実施し、国の財源等による円滑なデジタル移行を補完する。

3. 普及促進事業

普及促進事業はデジサポ事業と「車の両輪」のように密接に連動することに留意する。

テレビスポットには草彅剛・地デジ推進大使・地デジカを起用、課題に応じてきめ細かく制作するが、世帯普及率が70%を超える状況に鑑み、サイマル放送では地上デジタルテレビ放送をポジティブに伝えるテレビスポットを露出し、アナログテレビ放送ではレターボックスでのスーパー等で地域の状況に応じたメッセージを放送するなど、放送事業者に連携協力を求めて具体策を工夫する。

また、「日本全国“地デジで元気！キャンペーン”」のような、デジタル放送時代の到来を明るく広めるポジティブキャンペーンを引き続き展開して、デジタル化についての国民・視聴

³⁵ Dpaは、2009年度「デジサポ事業」及び2009年度「衛星セーフティーネット事業」の補助事業者

者の理解を深め支持を拡大する。2010年3月11日の「500日前」、2010年7月24日の「1年前」には、すべてのデジタル放送推進関係者に呼びかけて、「2011年7月アナログ放送終了・完全デジタル移行」を国民・視聴者に明確に認識してもらう周知・広報イベントを実施する。

また、Dpaは2009年の国民運動推進本部で決定された「12の施策」に深く関わったが、2010年・2011年はさらに広範な国民運動の展開が期待されるため、全国各地、諸方面の協力を得て地デジ普及推進国民運動の実現を図る。

4. BSデジタル放送との連携

BSアナログ放送が、地上アナログテレビ放送と同じく、2011年7月に終了することを踏まえて、地上・BSが連携したデジタル放送の普及活動を推進する。地デジ対応受信機器におけるBSデジタルおよび110度CSデジタル放送の受信機能(3波共用機のメリット)を周知することにより、デジタル受信機器への早期買い替えを促進する。

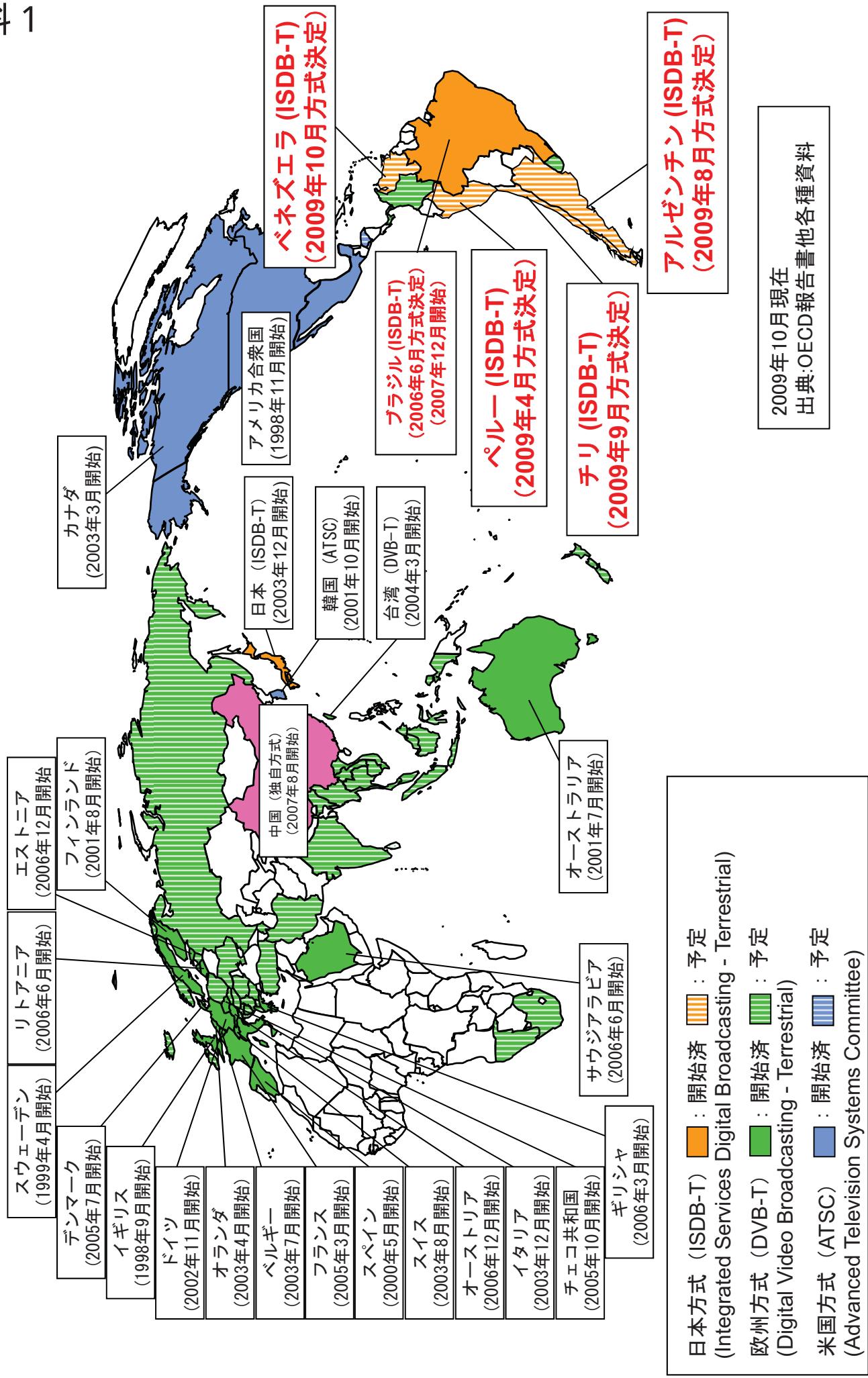
5. 関連業務

デジタル放送への円滑な移行とその安定的な運用を図るため、放送エリア情報の周知・広報、国民視聴者からの問い合わせや質問に答える視聴者対応、デジタル放送に関する調査・研究、送・受信技術に関する規格化の推進、エンジニアリングサービスの運用、放送番組の著作権保護に関する関係事業者との連絡、調整、契約に関する業務などに引き続き積極的に取り組む。

資 料 編

世界各国の地上デジタルテレビ放送の動向

論
文
1



受信形態別の周知・働きかけの方法と費用負担のイメージ

受信形態				
	戸建て住宅(直接受信)	集合住宅共聴施設	受信障害対策共聴施設	辺地共聴施設
世帯数 (施設数)	2,000万世帯程度	約1,900万世帯 (約210万棟)	約600万世帯 (約5万施設)	約140万世帯 (約2万施設)
施設の デジタル 化等	宅内改修(アンテナ、ブースタ ー、分配器、ケーブル等の交 換)が必要な場合がある。	共聴施設改修(アンテナ、ブースター、分配器、ケーブル等の交換)等が必要な場合に下欄のような対応等が必要になる。 また、施設の規模により、デジタル放送の再送信同意の申請が必要な場合がある。	改修方法の決定(改 修、個別受信等の選択)が必要。 受信障害の原因物所有者と住民と の改修等費用の負担調整が必 要。	地上デジタルテレビ放送の再 送信サービスへの加入(STB レンタル等)が必要な場合が ある。 なお、加入しているケーブルテ レビ事業者がデジアナ変換を 導入する場合には当面、対応 不要。
周知・ 働きかけ	分譲集合住宅の場合には、住民 管理組合等においてデジタル化改 修等の合意が必要。	デジタル化対応方法の決定(改 修、個別受信等の選択)が必要。 受信障害の原因物所有者と住民と の改修等費用の負担調整が必 要。	国が業界団体等と連携して施設設 置者等に対し周知。 デジサポートによる集合住宅管理会社 等への働きかけ。	NHK 共聴は、NHK が地元共聴組 合に對し周知。 自主共聴は、国が地方公共団体 等と連携して施設設置者等に対し 周知。
自己負担。 費用負担 の基本的 考え方	放送事業者のスポット・テレビ番組、総務省・Dpa の「パンフレット・地方公共団体の広報誌、Dpa の「地デジキャラバン」等を通じて周知。	国が業界団体等と連携して施設設 置者等に対し周知。 デジサポートによる施設管理者への勵 きかけ。 デジサポートが法律専門家による相 談・調停の紛争処理体制を整備。	受信障害が解消した場合は、「集合住宅」と 同じ。 受信障害が解消されない場合の 共聴施設改修の費用負担は、原 因物所有者と視聴者の間で協議省 が提示(2006年11月)。 デジタル化対応(改修やケーブル テレビへの移行)費用の負担が著 しく過重となる場合は国が経費の 一部を補助。	NHK 共聴は、NHK と視聴者等で費 用負担。 自主共聴は、施設の設置管理者 (自治体又は共聴組合)負担。視 聴者負担が著しく過重となる場合 は国が経費の一部を補助。NHK が難航であるなどの要件を満たせ ば、NHK が経費の一部を助成。
目 標		2010年3月時点:対応率85% 2011年3月時点:対応率95%	2010年3月時点:対応率50% 2011年3月時点:対応率90%	2010年3月時点:対応率64% 2011年3月までに、ほぼ全施設 の対応完了

(注1)各家庭内でデジタル放送視聴に必要な機器(デジタルテレビ等)は自己負担であるが、上表では省略している。
 (注2)都市受信障害対策共聴施設や辺地共聴施設等で受信している世帯でも、室内改修が必要な場合があるが、上表では省略している。
 (注3)世帯数については、「ケーブルテレビ」により受信している「集合住宅」があるなど、重複がある。なお、「戸建て住宅(直接受信)」の世帯数は推計値である。

アナログ放送終了計画(改定版)

-アナログ放送の終了に向けた放送対応の手順について-
全国地上デジタル放送推進協議会（平成21年4月）

アナログ放送終了の基本的な考え方

1. 終了の基本原則

アナログ放送の終了にあたっては、2011年7月に円滑に終了できるよう、視聴者の混乱防止の観点から、

① 地域間で終了時期に差を設けることはしないこと

② 放送終了に向けた取組を段階的に強化すること

を基本として、放送事業者が取り組む。

また、国も、この取組が円滑に実施されるよう環境整備に取り組む。

2. 無線局の運用終了日

無線局の運用終了日は、2011年7月24日とする。

(参考) 法令上は、2011年7月24日までに終了することとされている。

3. 終了方法の見直し

今後のデジタル放送の世帯普及率等を踏まえて、全国地上デジタル放送推進協議会において、適宜、本計画を見直すこととし、必要に応じて、終了告知スーパーの運用時期を早める等の措置を講じる。

アナログ放送の段階的終了（4つのステップ）

無線局の運用終了日の3年前目途(第1ステップ開始)

第1ステップ

第2ステップ開始までに
・普及世帯:3400万世帯
・普及台数:5500万台
を目標

無線局の運用終了日の2年前目途(第2ステップ開始)

第2ステップ

第3ステップ開始までに
・普及世帯:4900万世帯
・普及台数:8800万台
を目標

無線局の運用終了日の半年前目途(第3ステップ開始)

第3ステップ

第4ステップ開始までに
・普及世帯:5000万世帯
・普及台数:9800万台
を目標

無線局の運用終了日の3週間前目途(第4ステップ開始)

第4ステップ

第4ステップ終了までに
・普及世帯:5000万世帯
・普及台数:1億台
を目標

段階的に取組を強化

無線局の運用終了日(2011年7月24日)

第1ステップの取組

取組1：放送番組による理解醸成

<民 放>

- ・ネット番組：各系列でPR強化月間を設定し、多様な番組で取上げ。
(2008年5月フジテレビ、6月TBS、8月日本テレビ、9月テレビ朝日、2009年2月テレビ東京)
- ・ローカル番組：PR共通素材の活用を含め、各局が臨機応変に放送を実施。

<NHK>

- ・広報番組のほか定時番組、特集番組等、多様な番組で放送するとともに、地域放送においても、地域の関心に応じて継続的に取上げ。

取組2：「アナログ」ロゴマークの表示

アナログ放送画面に「アナログ」のロゴマークを表示（参考1参照）し、アナログ放送の視聴者への注意喚起を実施。

取組3：「お知らせ画面」及び「告知スーパー」の実施

2008年7月24日から、1日の放送開始時又は放送終了時に「お知らせ画面」（参考7参照）を表示。また、「告知スーパー」（参考2参照）を適宜実施。

取組4：完全移行3年前キャンペーン

完全移行3年前となる2008年7月24日に、NHK・民放とともにキャンペーンを行い、視聴者がアナログ放送終了までのスケジュールを明確に意識できるような取組を実施。特に、NHKでは、デジタル放送とアナログ放送の番組内容を変え、アナログ放送では、アナログ放送終了のお知らせ画面を30秒間表示。

3

第2ステップ及び第3ステップの取組例

第2
ステップ

アナログ放送終了告知スーパーの統一的運用等

第1ステップにおける取組に加えて、一部の時間帯でレターボックス化を行うとともに、アナログ放送番組の終了告知スーパーを放送事業者全社により統一的に実施する（参考2・参考3参照）。また、段階的にスーパーの運用時間を増加させる。

アナログ放送停止リハーサルの実施

住民の方々や地方自治体のご理解と全面的なご協力が得られる前提に、アナログ放送停止のリハーサルを行う。

第3
ステップ

レターボックス化と告知スーパーの常時運用等

アナログ放送で、常時「レターボックス」による放送を行うとともに、常時「告知スーパー」を表示する（参考3参照）。また、アナログ放送のみで、アナログ放送終了のスポットやミニ番組を集中的に放送するほか、アナログ放送の放送時間を差別化することも検討する。
なお、デジタル化の進捗状況を勘案し、第4ステップの取組を前倒しするなど、取組の強化についても検討する。

4

第3ステップ開始までに実施する環境整備の例

第3ステップでは、放送により、アナログ放送の視聴者に対して、デジタル放送視聴への移行を強く促すことになるため、第3ステップの開始までに、以下のような環境整備を行う。

(取組例)

- 「総務省テレビ受信者支援センター」（デジサポ）を全都道府県に設置（2008年10月に全国11箇所に設置し、2009年2月に全都道府県（全国51箇所）に拡充）。
- 高齢者等にも十分に情報が届くよう、高齢者等への説明会・戸別訪問等をきめ細かに実施（2009年度からデジサポを中心に実施予定）。地方公共団体や販売店等においても取組を実施。メーカー・販売店の顧客サポート体制も充実。
- 「簡易なチューナー」の開発・市場流通（2007年12月の「仕様ガイドライン」を踏まえてメーカー等が取組中）。
- 経済的に困窮度の高い世帯への受信機購入等の支援（2009年度からNHK受信料全額免除世帯に対する支援を実施予定）。
- 共聴施設に対する早期改修の促進（関係業界の協力を得て実施中）。
- 公共施設の確実なデジタル化（2008年10月に国の施設のデジタル化計画を策定。2008年7月に総務省から地方公共団体に対してデジタル化計画を策定するよう要請）。
- 中継局ロードマップに記載されている全ての中継局の整備又は代替措置等の送信側の準備の完了（2010年末までに完了予定）。
- 衛星による難視聴地域対策を開始（2009年度内に開始予定）。

5

第4ステップの取組例

第4
ステップ

「お知らせ画面」の一部で通常番組の表示等の実施

2011年7月1日から全ての放送時間帯について、下記①～④のいずれかの表示方法による放送とする。

- ① 「お知らせ画面」の一部に通常放送を縮小表示（参考4参照）
 - ② 通常番組の上に「お知らせ画面」の文字を全面スーパー表示（参考5参照）
 - ③ デジタル放送への対応をお願いするミニ番組等を繰り返し放送（参考6参照）
 - ④ 「お知らせ画面」（静止画）のみの表示（参考7及び参考8参照）
- ①～④のいずれの表示方法とするかは各放送事業者で判断する。
ただし、上記①～④による放送中であっても、緊急報道の際には通常の表示方法（参考3）で放送する。

2011年4月以降を第4ステップの前段階ととらえ、必要性とデジタル受信機の普及率を踏まえて、①～④の対応を前倒し実施し、漸次時間を増加させることを検討する。

アナログ放送の完全停波

原則として、2011年7月24日正午に全ての放送を終了し停波する。
正午に停波することが技術的に困難な場合には、各放送事業者の判断により、2011年7月24日24時までに停波を行う。

6

(参考 1) アナログロゴの表示



7

(参考 2) 「告知スーパー」の表示



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

8

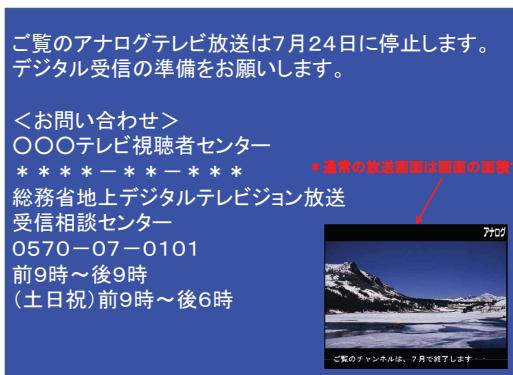
(参考 3) 「レターボックス」で「告知スーパー」の表示



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

9

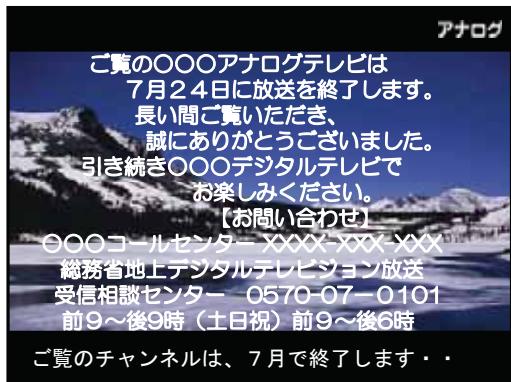
(参考 4) 「お知らせ画面」の一部で通常番組の表示



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

10

(参考 5) 通常の番組の上に「お知らせ画面」の表示



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

11

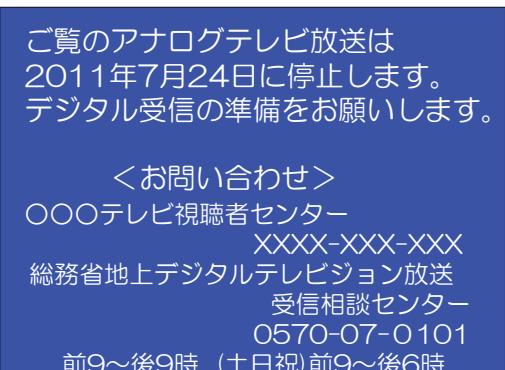
(参考 6) デジタル放送への対応方法を説明する番組



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

12

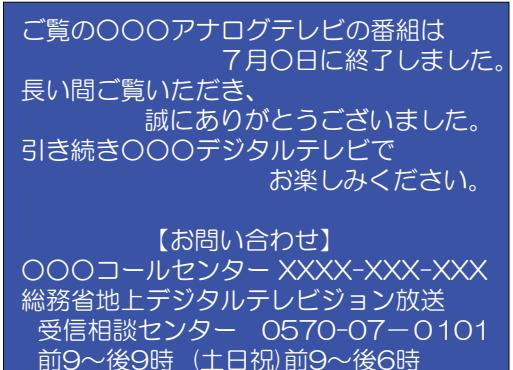
(参考 7) アナログ放送終了前の「お知らせ画面」



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

13

(参考 8) アナログ放送終了後の「お知らせ画面」



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

14

地上デジタルテレビ放送に関する 浸透度調査

平成21年11月
総務省情報流通行政局

目 次

(ページ)

1 地上アナログテレビ放送停波に関する認知度	2
2 地上デジタルテレビ放送に関する認知度	4
3 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率	7
4 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況	13
5 共同受信施設における対応状況	16
6 今後のデジタル化の予定	18
7 その他	23

調査概要

- | 調査概要 |
|------------------------------------|
| ○調査実施時期
平成21年9月 |
| ○調査対象地域
全国47都道府県の全域 |
| ○調査対象者
男女15歳以上80歳未満の個人 |
| ○調査方法
RDD法によりサンプルを抽出した後、郵送調査を実施 |
| ○有効サンプル数
12,864 |
| ○調査実施団体
社団法人デジタル放送推進協会 |
| ○調査委託先
株式会社サーベイリサーチセンター* |

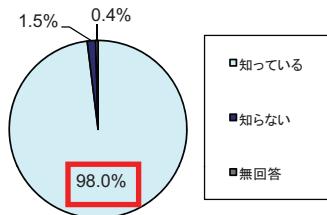
※総務省テレビ受信者支援センターの運営団体である社団法人デジタル放送推進協会より請負

1-1 地上アナログテレビ放送停波に関する認知度 一概要

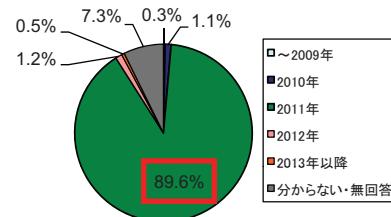
ほぼ全ての人が地上アナログテレビ放送の停波について知っている。2011年にアナログ放送が停波することの認知度は89.6%と、前回調査と同じ値^{※1}となっている。

※1 地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査（2009年3月）の結果は89.6%

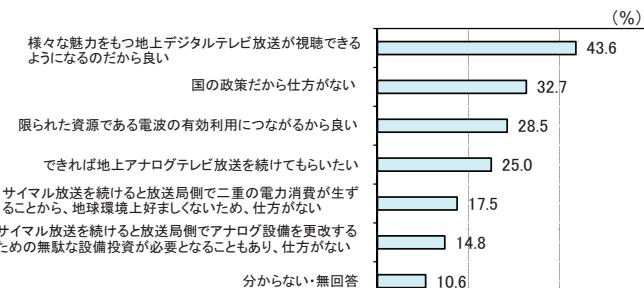
地上アナログテレビ放送停波についての認知度 (全員)^{※2}



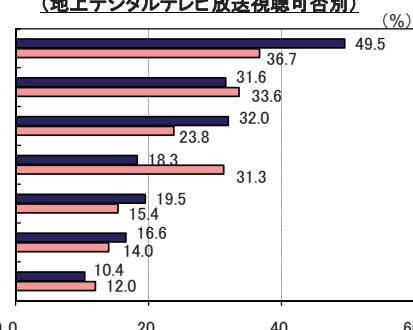
地上アナログテレビ放送停波の時期についての認知度 (全員)



地上アナログテレビ放送停波についての感想(複数回答) (全員)



(地上デジタルテレビ放送視聴可否別)



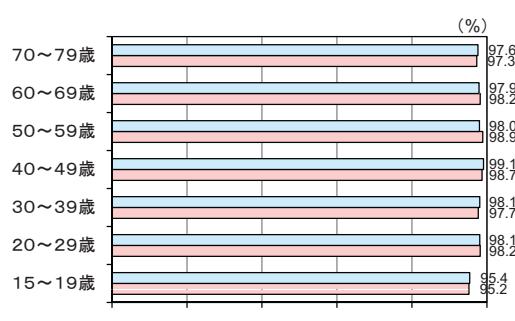
※2 ()内は各調査項目の回答者、以下同様

2

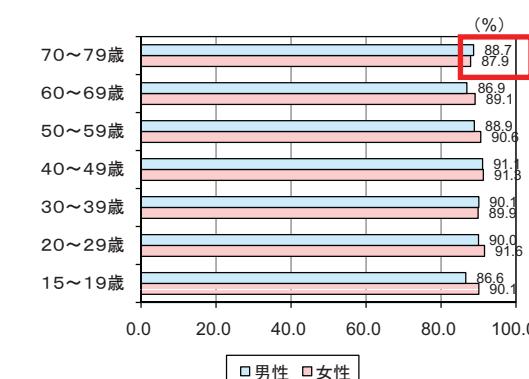
1-2 地上アナログテレビ放送停波に関する認知度 一年代・性別の状況

地上アナログテレビ放送停波及び停波時期についての認知は、年代及び性別にかかわらず高まっており、70歳代の方についても同程度の認知度(男性:88.7%、女性:87.9%)となっている。

地上アナログテレビ放送停波についての認知度 (全員)



地上アナログテレビ放送停波の時期についての認知度 (全員)



年代・性別のサンプル数

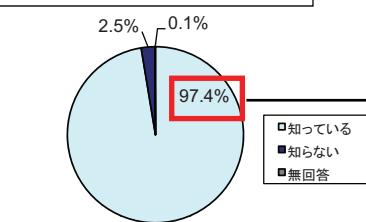
	男性	女性	小計
70～79歳	827	775	1602
60～69歳	1110	1148	2258
50～59歳	1130	1281	2411
40～49歳	956	1085	2041
30～39歳	1061	1208	2269
20～29歳	723	858	1581
15～19歳	354	348	702
合計	6161	6703	12864

3

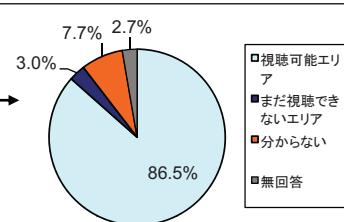
2-1 地上デジタルテレビ放送に関する認知度 一概要一

ほぼ全ての人が地上デジタルテレビ放送について認知している。

地上デジタルテレビ放送の認知度 (全員)

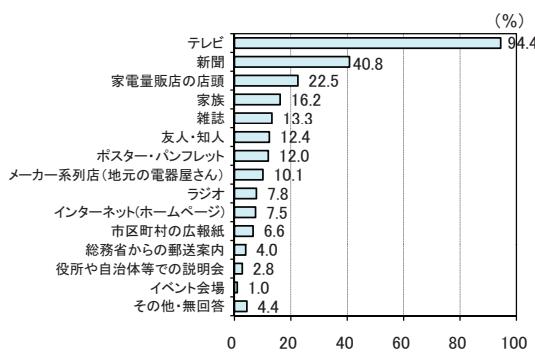


居住地域での地上デジタルテレビ放送視聴可否の認知度



地上デジタルテレビ放送等についての認知経路(複数回答)

(地上デジタル放送もしくは地上アナログ放送停波を知っているとの回答者)



地上デジタルテレビ放送のメリットについての認知度(複数回答)

(地上デジタルテレビ放送を知っているとの回答者)

地上デジタル放送では「画質や音質のよい番組」を視聴できる

「データ放送」が可能となり、リモコンのボタンを押すだけで、地域の天気予報やニュース、さらには視聴中の番組の情報などを表示できる

見たい番組をテレビ画面上の「電子番組表」で検索したり視聴予約ができる

テレビに電話線やインターネットを接続することで「双方向サービス」が可能となり、テレビを通じて視聴者参加型クイズ番組やアンケート、投票に回答することができる

1つのチャンネルの中で複数の番組を同時に放送することができる

テレビをデジタル化することで周波数の有効利用が可能となり、空いた周波数で、携帯電話や車両間通信、安全・安心確保のための移動通信などの新たなサービスが実現できる

携帯電話などの移動体向けの放送(ワンセグ放送)が実現できる

音声速度の変換などによる高齢者に優しい放送が実現できる

(%)

92.4

70.6

58.4

44.6

27.8

27.2

24.0

17.8

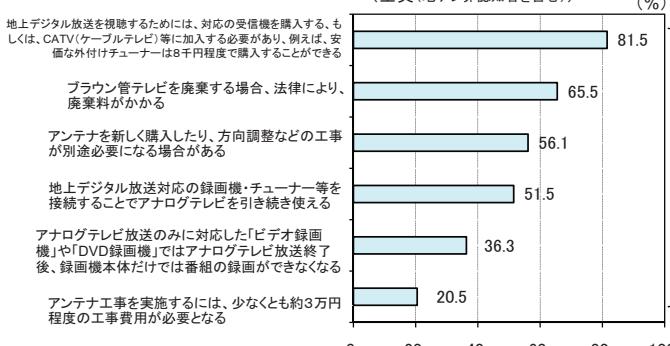
4

2-2 地上デジタルテレビ放送に関する認知度 一視聴するための作業や手続き一

地上デジタルテレビ放送を視聴するための作業・手続きについては、対応受信機購入の必要性など、認知度が高い項目がある一方、半分以下の認知度である項目がある。

地上デジタル放送視聴のための作業・手続きの認知度(複数回答)

(全員(地デジ非認知者を含む))



地上デジタルテレビ放送視聴のための作業・手続きの認知度(複数回答)

(%)

80.7

35.9

25.2

19.9

16.1

13.0

12.1

10.1

9.8

6.3

5.7

3.7

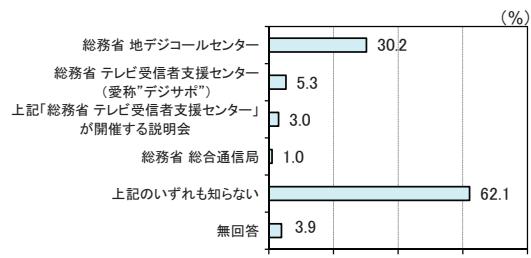
2.8

1.0

5.6

地上デジタルテレビ放送に関する国の相談窓口等についての認知度(複数回答)

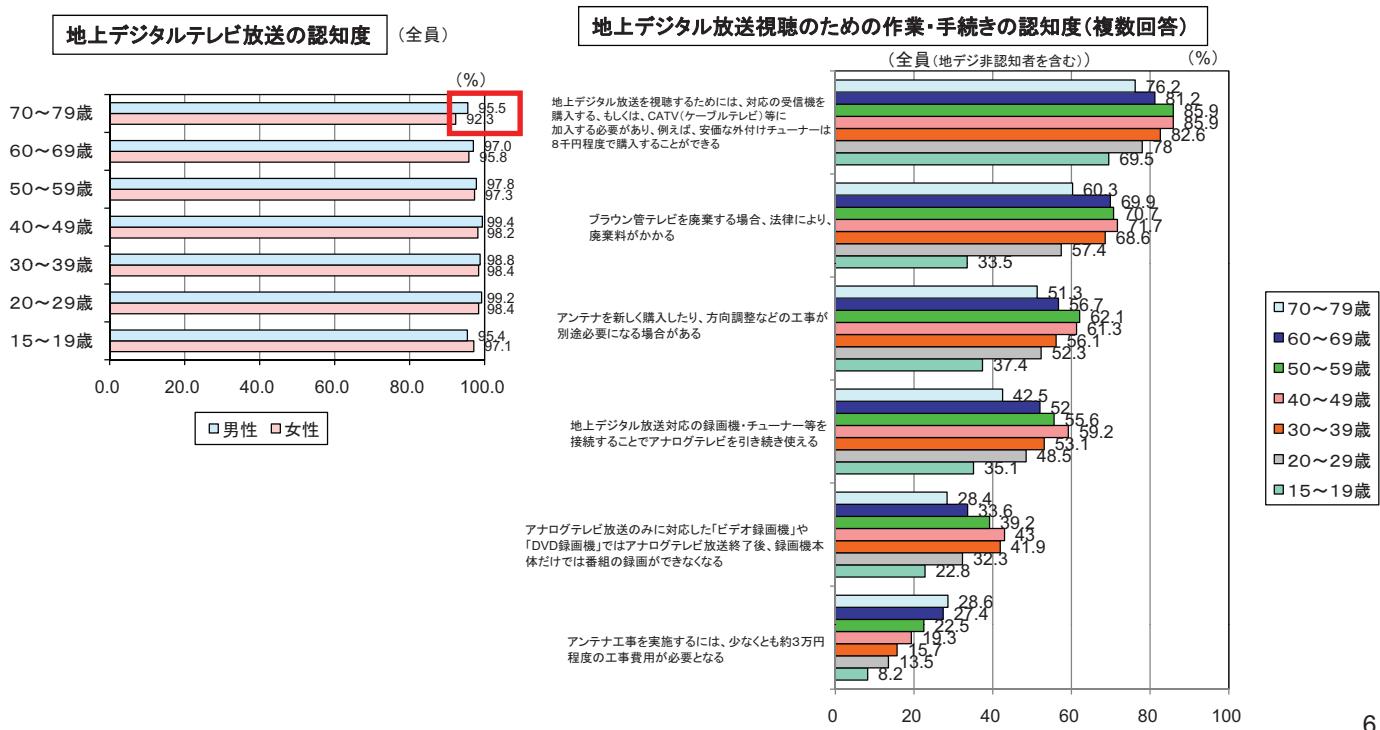
(全員(地デジ非認知者を含む))



5

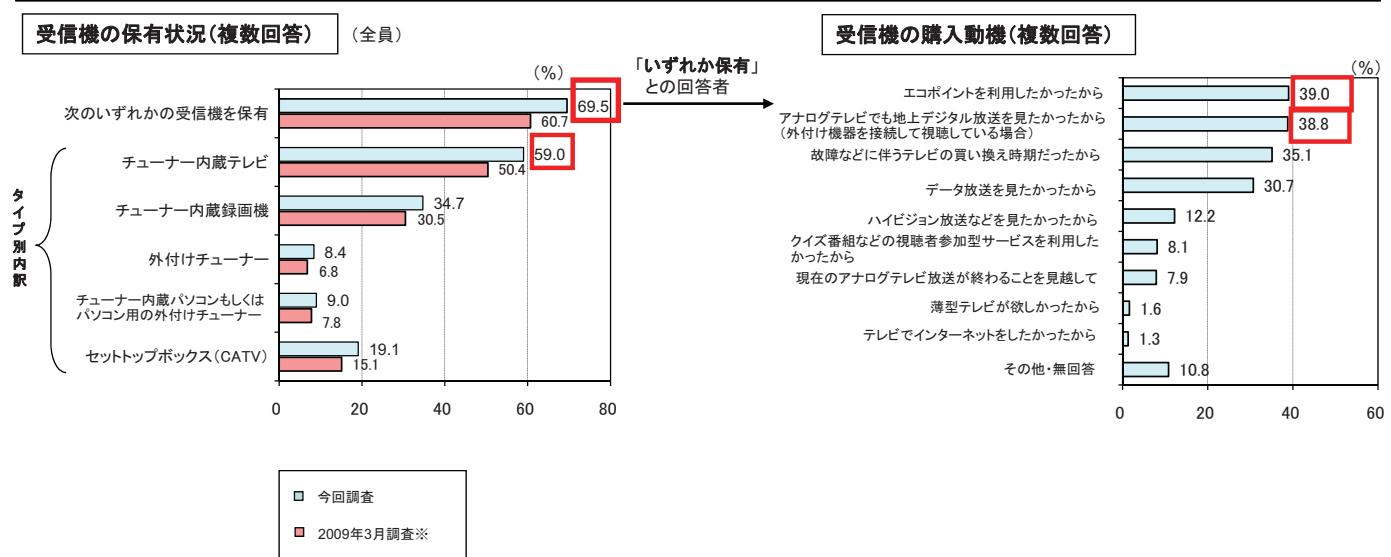
2-3 地上デジタルテレビ放送に関する認知度 一年代・性別の状況

地上デジタル放送の認知度は、年代及び性別にかかわらず高く、70歳代の方についても同程度の認知度(男性:95.5%、女性:92.3%)となっている。一方、地上デジタルテレビ放送視聴のための作業・手続きの認知度は、40歳代前後で高い傾向はあるが、他の年齢層でも同程度である。



3-1 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率 一概要

地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率は前回調査から8.8ポイント増加し、69.5%となった。また、チューナー内蔵テレビの世帯普及率は前回調査から8.6ポイント増加し、59.0%となった。受信機の購入動機としては、エコポイントの利用に加え、外付け機器を接続して現在保有するアナログテレビでも地上デジタルテレビ放送を見たいとする回答が多かった。



※ 総務省“地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査”(2009年3月)

3-2 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率 -地方ブロック別の状況-

地方ブロック別及び都道府県別の地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率はいずれも増加した。また、世帯普及率の最も高い県と最も低い県の差は23.2ポイントであり、地域差については前回調査^{*}より縮まった。

※ 地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査（2009年3月）の結果は31.5ポイント

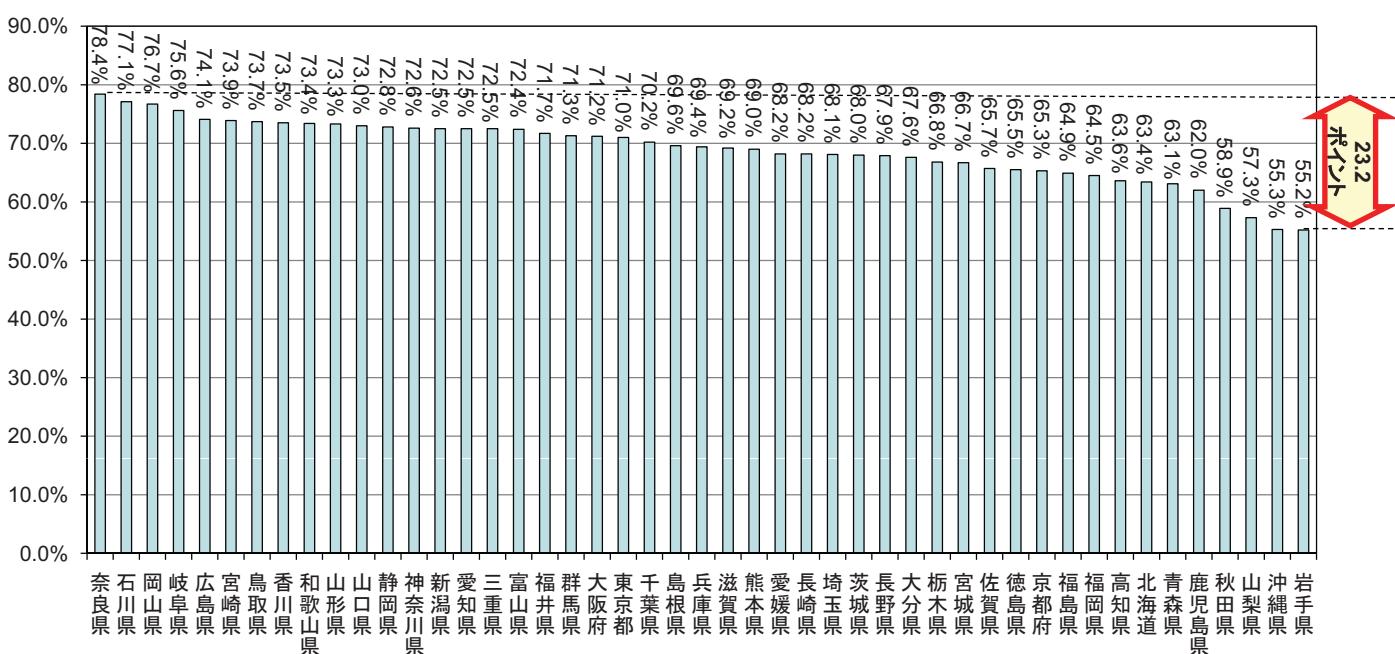
		サンプル数		普及率(%)				サンプル数		普及率(%)				サンプル数		普及率(%)	
北海道		421		63.4													
東北	青森県	1134	187	63.9	63.1	信越	新潟県	411	218	70.2	72.5	中国	鳥取県	1010	190	74.1	73.7
	岩手県		172		55.2		長野県		193		67.9		島根県		184		69.6
	宮城県		231		66.7	北陸	富山県	533	174	72.4	72.4		岡山県	176	76.7		76.7
	秋田県		180		58.9		石川県		175		77.1		広島県	282	74.1		74.1
	山形県		176		73.3		福井県		184		71.7		山口県		178		73.0
	福島県		188		64.9	東海	岐阜県	1206	217	73.0	75.6	四国	徳島県	714	177	68.0	65.5
	茨城県	3207	272		68.0		静岡県		276		72.8		香川県		185		73.5
	栃木県		187		66.8		愛知県		535		72.5		愛媛県		176		68.2
	群馬県		188		71.3		三重県		178		72.5		高知県		176		63.6
関東	埼玉県		517		68.1	近畿	滋賀県	1827	172	70.4	69.2	九州	福岡県	1400	361	66.3	64.5
	千葉県		436		70.2		京都府		251		65.3		佐賀県		172		65.7
	東京都		789		71.0		大阪府		656		71.2		長崎県		173		68.2
	神奈川県		647		72.6		兵庫県		395		69.4		熊本県		174		69.0
	山梨県		171		57.3		奈良県		176		78.4		大分県		173		67.6
							和歌山县		177		73.4		宮崎県		176		73.9
													鹿児島県		171		62.0
												沖縄県		1001		55.3	

(注) いざれも統計データであり、ある程度の誤差は想定されるもの。その目安は以下の通り。

・都道府県別：サンプル数に応じて±3～8%前後、ブロック別：サンプル数に応じて±2～5%前後

8

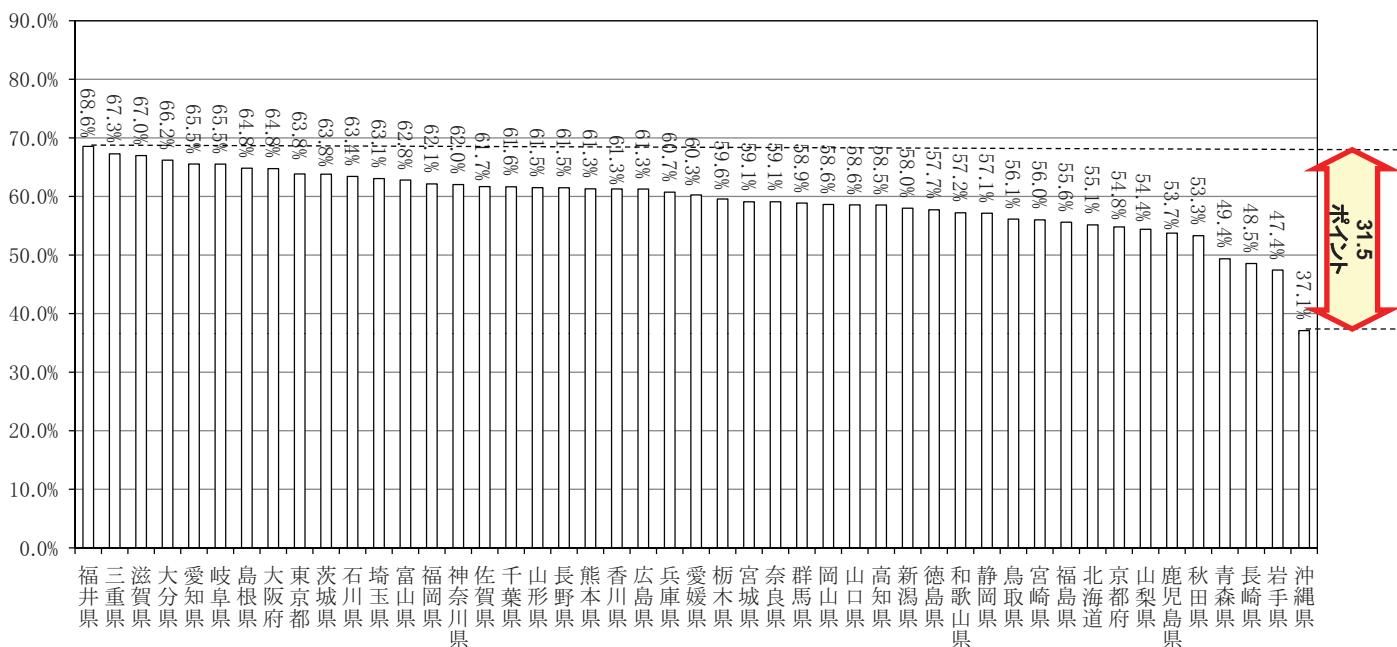
(参考1) 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率(今回調査) -都道府県別の状況-



(注) いざれも統計データであり、ある程度の誤差は想定されるもの。その目安はサンプル数に応じて±3~8%前後。

(参考2) 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率(前回調査※) 一都道府県別の状況一

※ 総務省“地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査”(2009年3月)

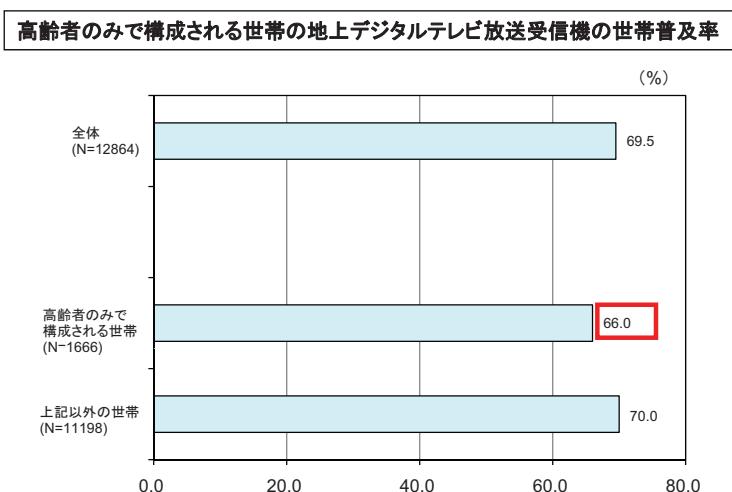


(注)いざれも統計データであり、ある程度の誤差は想定されるもの。その目安はサンプル数に応じて±4~7%前後。

10

3-3 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率 一世帯構成年齢別の状況一

高齢者(65歳以上)のみで構成される世帯における世帯普及率は、それ以外の世帯と比べて若干(4ポイント)低い。

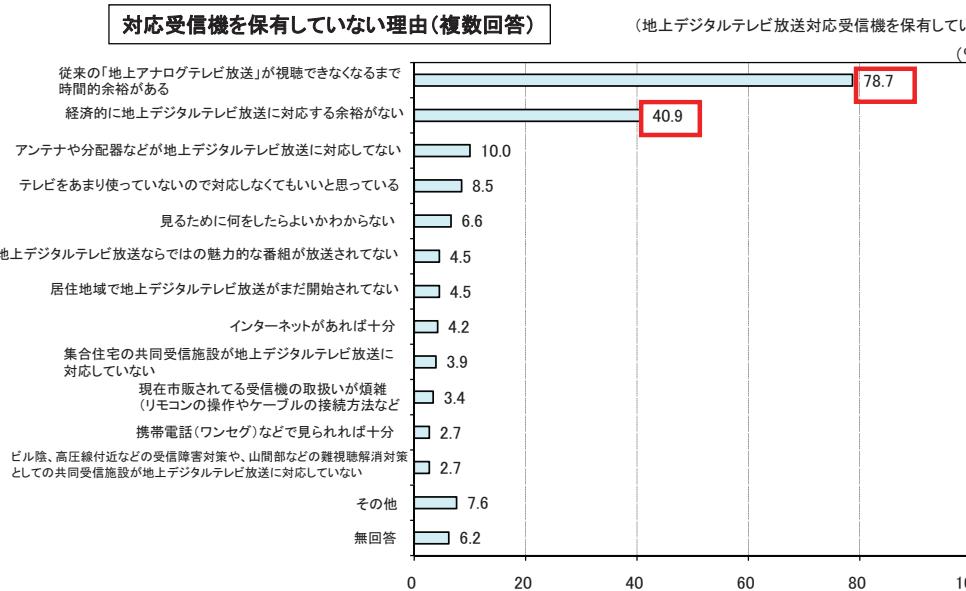


(注)いざれも統計データであり、ある程度の誤差は想定されるもの。その目安はサンプル数に応じて±1~3%前後。

11

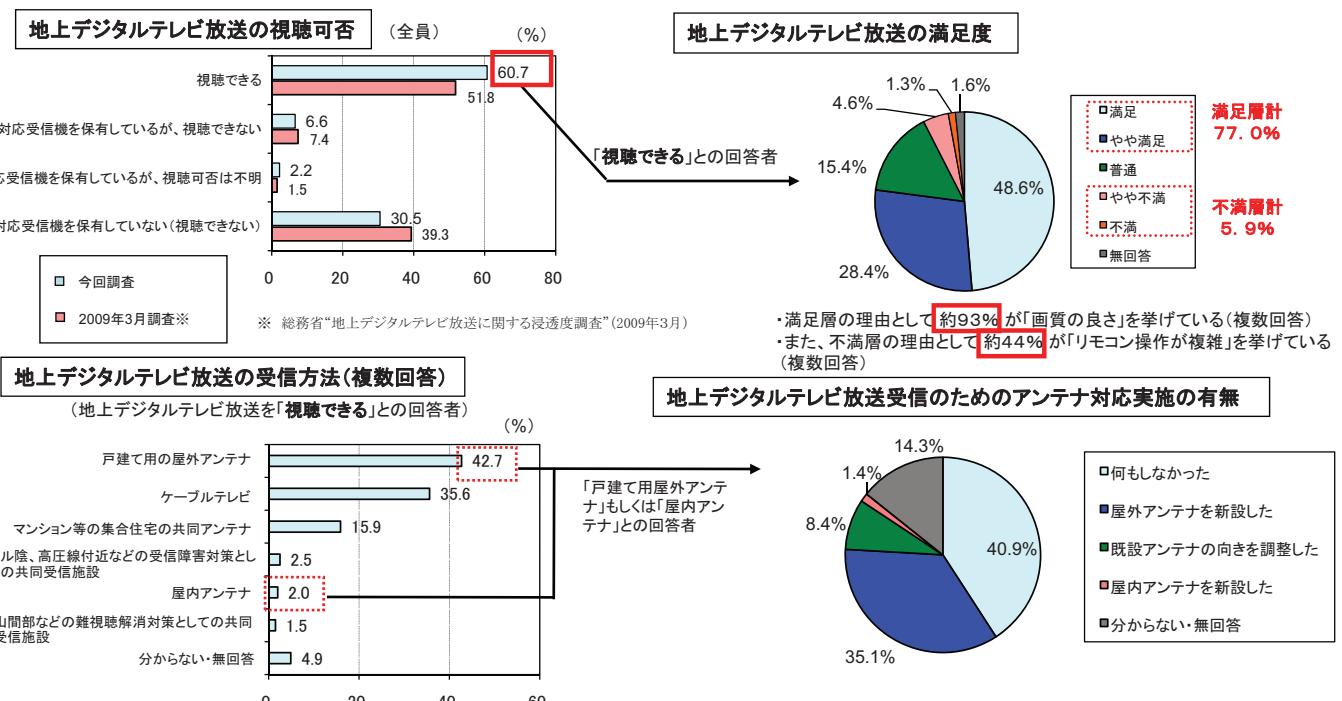
3-4 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況 一対応受信機を一台も保有していない理由

地上デジタル放送対応受信機を一台も保有していない理由としては、アナログ放送の停波まで時間的余裕があるとの回答が8割程度ある一方、経済的に余裕がないとの回答も4割程度ある。



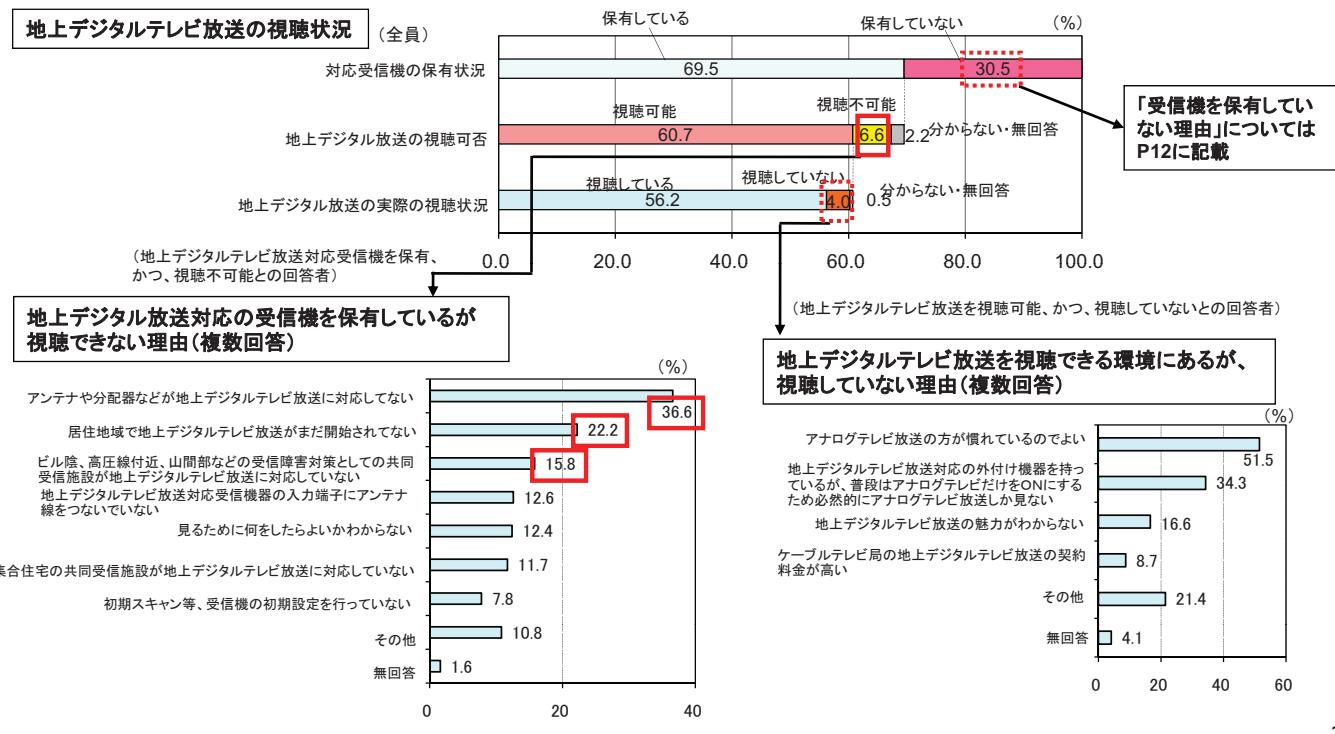
4-1 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況 一概要

地上デジタルテレビ放送対応受信機を保有し、地上デジタルテレビ放送を視聴可能な世帯は、全体の60.7%であり、前回調査から約9ポイント上昇した。また、地上デジタルテレビ放送を実際に視聴して満足な点としては画質の良さが多く挙げられている一方、不満である点としてはリモコン操作の煩雑さが多く挙げられている。



4-2 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況 一視聴可否一

受信機を保有しながら地上デジタルテレビ放送を視聴できない世帯は、6.6%存在する。視聴できない理由としては、アンテナや分配器が未対応、居住地域で地デジがまだ開始されていない、共同受信施設が未対応などの理由が挙げられた。

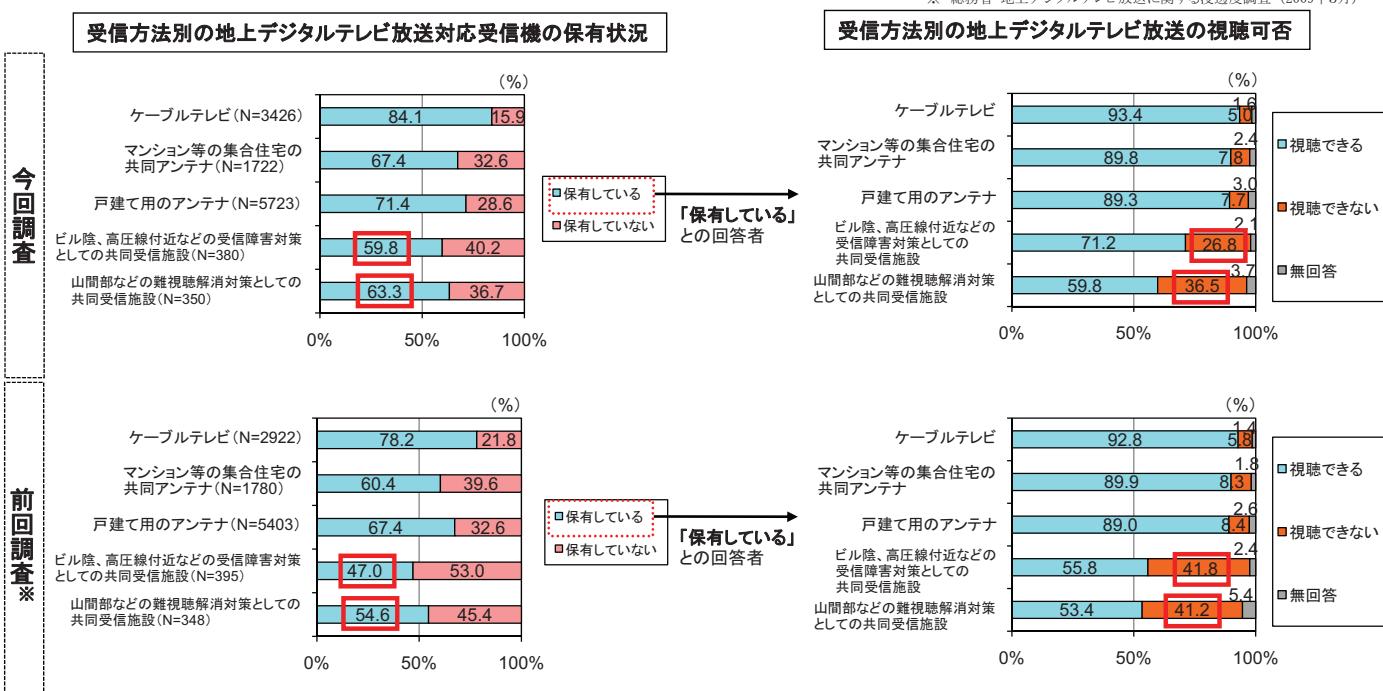


14

4-3 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況 一受信方法別等一

ビル陰、高圧線付近などの受信障害対策としての共同受信施設、及び山間部などの難視聴解消対策としての共同受信施設では、前回調査^{*}に比較して、地上デジタルテレビ放送対応受信機の保有が着実に進展するとともに、対応受信機を保有するにもかかわらず地上デジタルテレビ放送を視聴できないとの回答の割合が減少した。

* 総務省“地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査”(2009年3月)

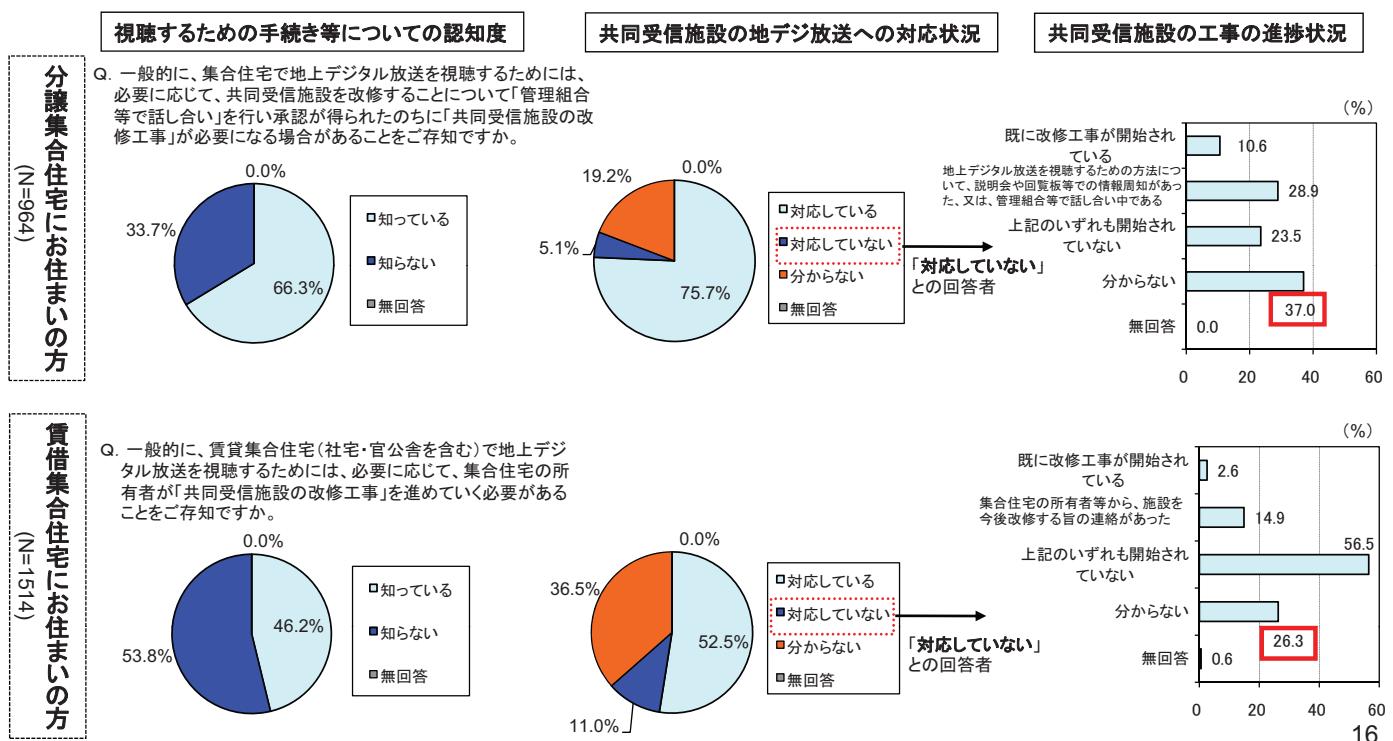


注 本項での受信方法とは地上アナログ放送又は地上デジタル放送の受信方法を示す。なお、両方が視聴可能な場合は地上デジタル放送の視聴方法で分類した。

15

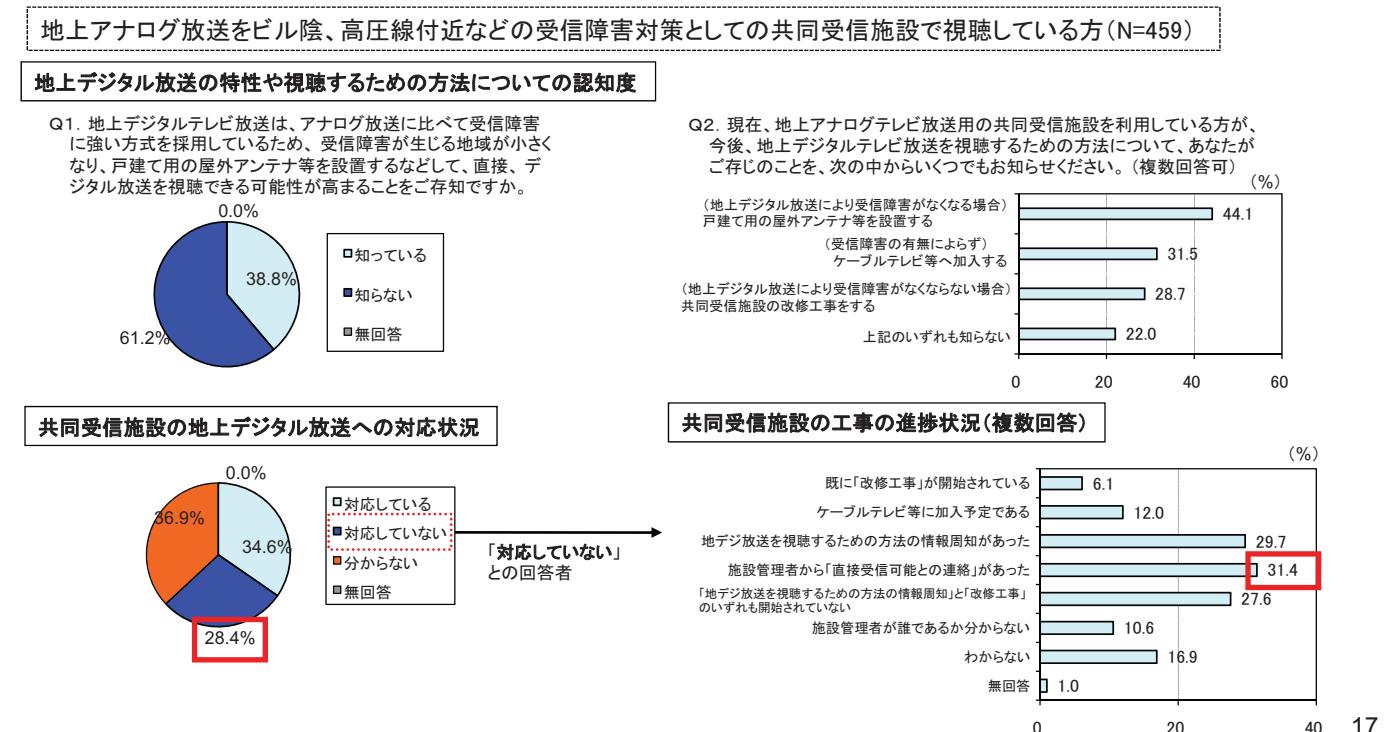
5-1 共同受信施設における対応状況 -集合住宅-

分譲集合住宅や賃貸集合住宅にお住まいの回答者のうち、地上デジタル放送未対応と認識している共同受信施設の工事進捗状況に関する認知度について、「分からない」としているのは3割前後にとどまっている。



5-2 共同受信施設における対応状況 -ビル陰、高圧線付近などの受信障害対策-

ビル陰、高圧線付近などの受信障害対策としての共同受信施設の地上デジタルテレビ放送への対応状況について、「対応していない」と回答した世帯は約3割あるが、施設管理者から直接受信などの対応方法の連絡があったとの回答が多く、周知が進んでいる。

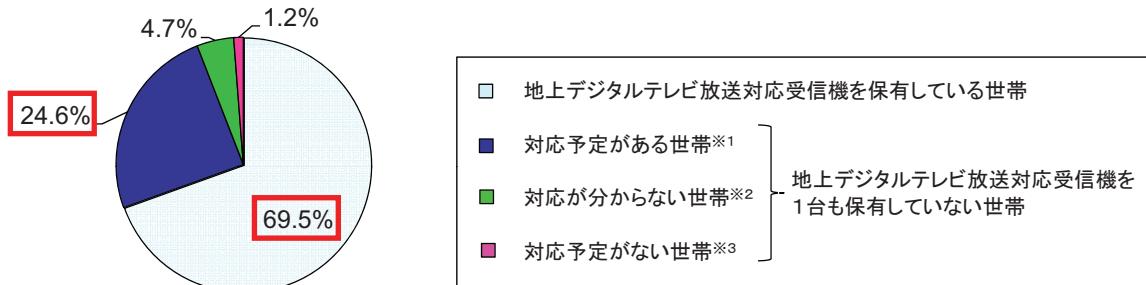


6-1 今後のデジタル化の予定 一概要一

地上デジタル放送対応受信機を1台も保有していないが、少なくとも一台はアナログ放送の終了までに「対応予定あり」としている世帯は、全世帯の24.6%。既に地上デジタル放送対応受信機を保有している69.5%と合計すると、全世帯の94.1%がアナログ放送の終了までに地デジ対応受信機を保有する見通し。

受信機の保有状況とアナログ放送停波までの対応予定

(全員)



※1 受信機を1台も保有していないが、アナログ放送停波までに少なくとも1台のアナログテレビは対応予定があると回答した世帯

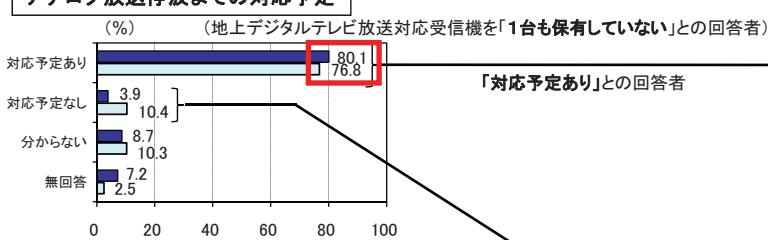
※2 受信機を1台も保有しておらず、一部又は全部のアナログテレビについて対応未定と回答した世帯

※3 受信機を1台も保有しておらず、全てのアナログテレビについて対応予定がないと回答した世帯

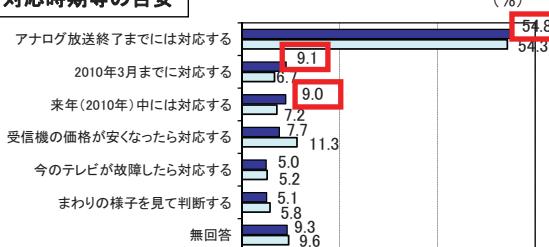
6-2 今後のデジタル化の予定 一対応受信機を1台も保有していない世帯一

地上デジタルテレビ放送対応受信機を1台も保有していない世帯のうち、約8割(全世帯の24.6%)は「対応予定あり」と回答している。またその72.9%は、1台目のアナログテレビ(画面サイズの大きさ順で区分)における対応時期を明確に見定めていると見られる。一方、「対応予定なし」とする理由としては経済的に余裕がない、あまり使用していないテレビなので対応しなくてもよい、インターネットがあれば十分だからとの回答が多い。

アナログ放送停波までの対応予定

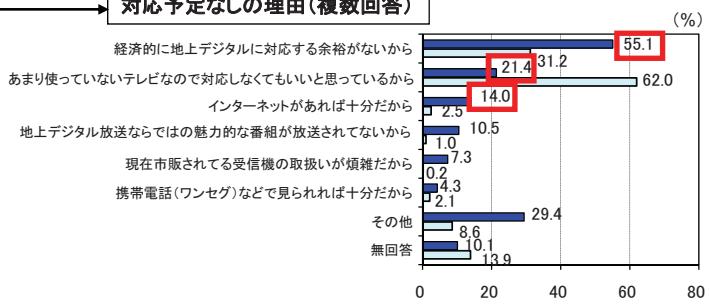


対応時期等の目安



「対応予定なし」との回答者

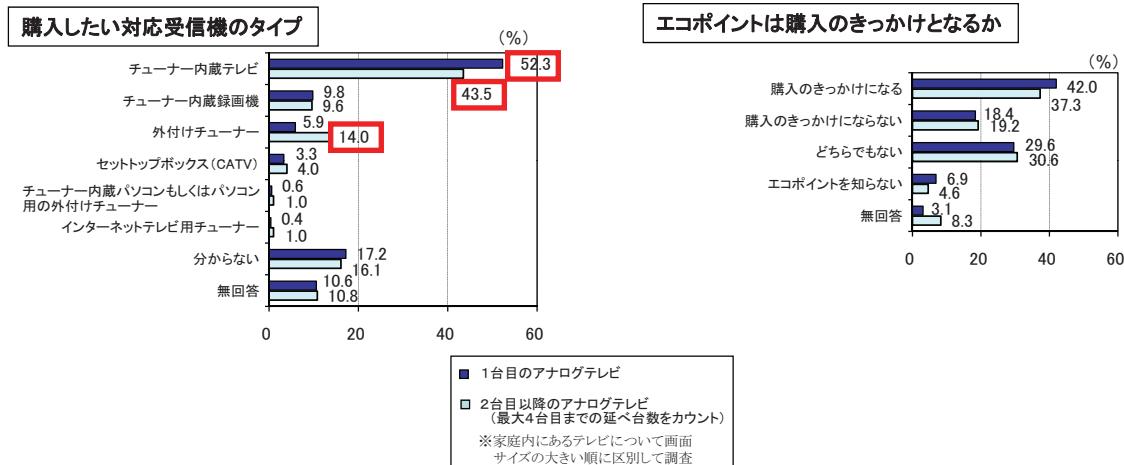
対応予定なしの理由(複数回答)



6-3 今後のデジタル化の予定 一対応受信機を1台も保有していない世帯で今後対応予定があるテレビー

地上デジタルテレビ放送対応受信機を1台も保有していない世帯においてアナログ放送停波までに対応予定のあるアナログテレビに関して、購入したい対応受信機のタイプとしてはチューナー内蔵テレビが多く挙げられた。また、2台目以降のアナログテレビ(画面サイズの大きさ順で区別)については、それに加えて外付けチューナーで対応する傾向も見られる。

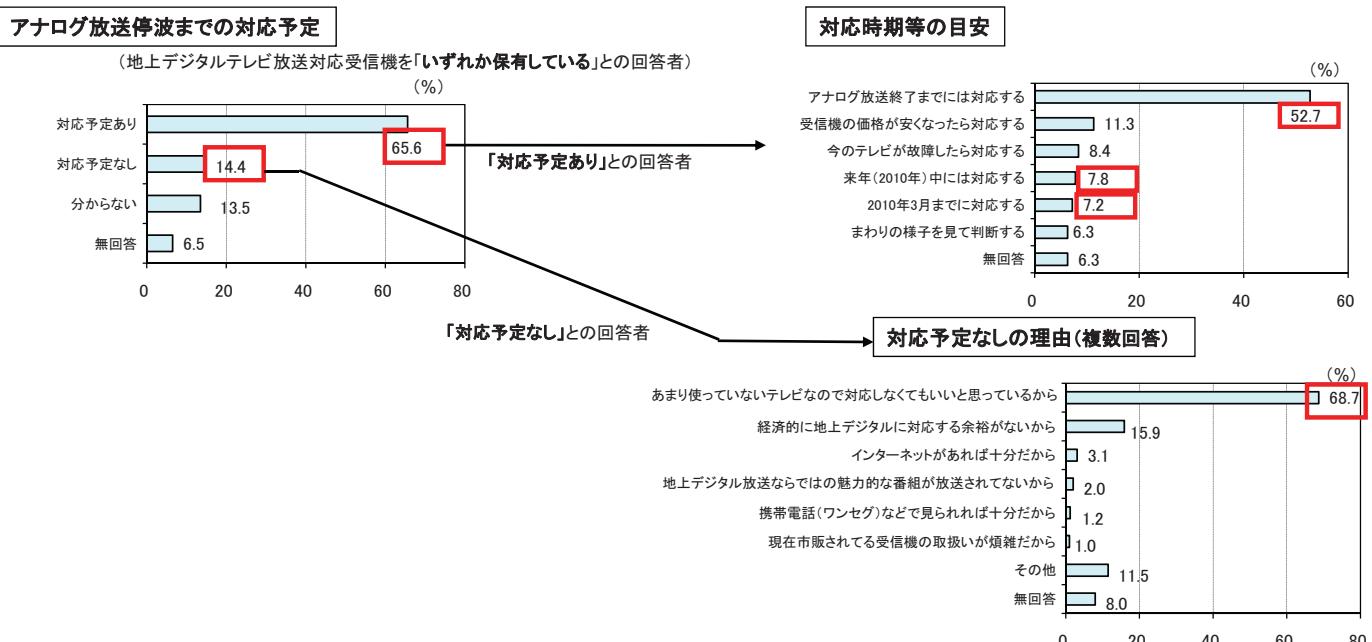
(地上デジタルテレビ放送対応受信機を「1台も保有していない」が、アナログ放送停波までに「対応予定がある」との回答者)



20

6-4 今後のデジタル化の予定 一既に対応受信機を1台は保有している世帯ー

既に受信機の一台は地上デジタルテレビ放送に対応済みの世帯では、未対応受信機の対応予定について65.6%が「対応予定あり」と回答しており、その67.7%はその対応時期を明確に見定めていると見られる。一方、14.4%は「対応予定なし」と回答しているが、その理由としてあまり使用していないテレビであるため対応してもよいとの回答が多い。



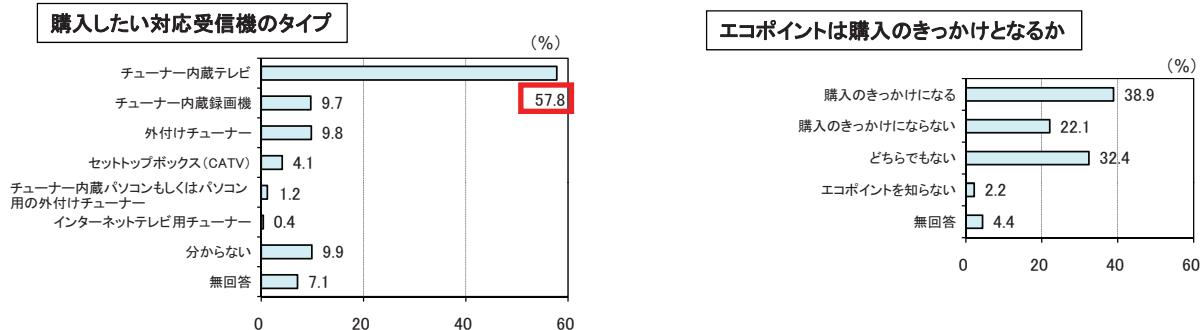
※家庭内にあるデジタル化未対応のテレビについて最大4台までの延べ台数をカウント

21

6-5 今後のデジタル化の予定 ー既に対応受信機を1台は保有している世帯で今後対応予定があるテレビー

既に地上デジタルテレビ放送対応受信機を1台は保有している世帯での、アナログ放送停波までに対応予定のあるアナログテレビに関して、購入したい対応受信機のタイプとしてはチューナー内蔵テレビが多く挙げられた。

(地上デジタルテレビ放送対応受信機を「いずれか保有」しており、アナログ放送停波までに未対応のアナログテレビについて「対応予定がある」との回答者)

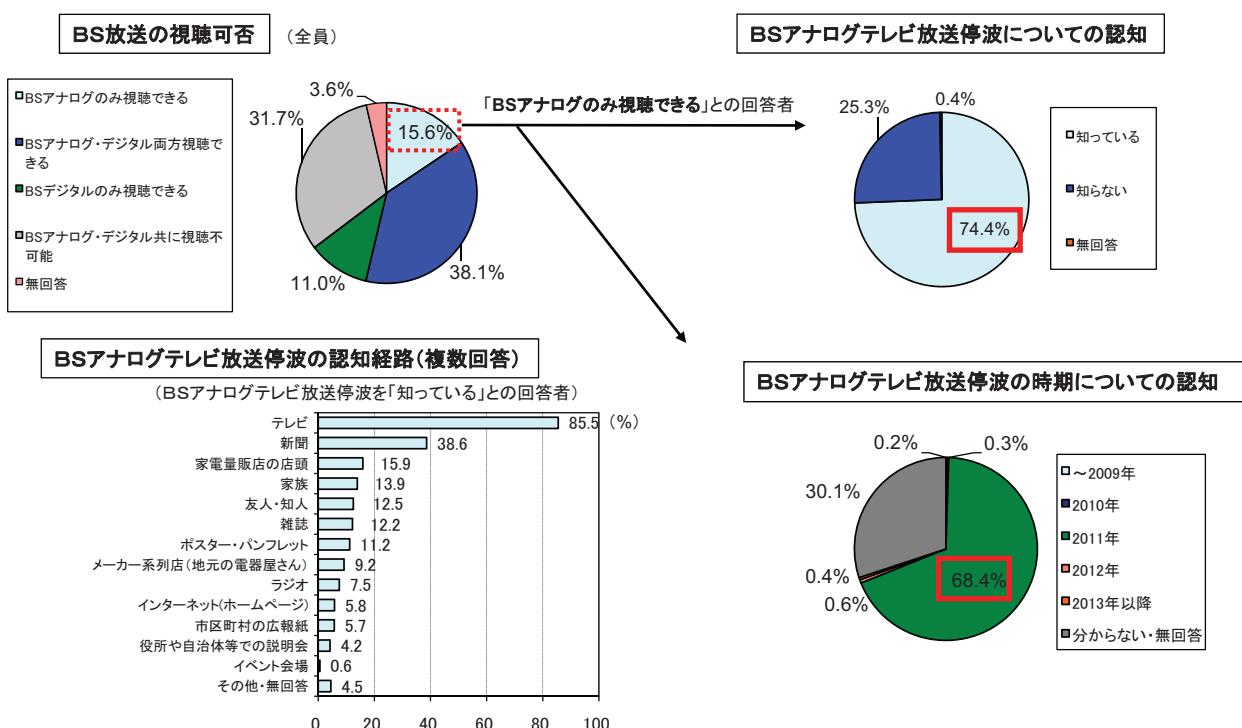


※家庭内にあるデジタル化未対応のテレビについて最大4台までの延べ台数をカウント

22

7 その他 ーBSアナログテレビ放送停波に関する認知度ー

BSアナログテレビ放送のみ視聴可能と回答した世帯のうち、BSアナログテレビ放送が停波することについては74%程度、2011年という正確な停波時期については68%程度が認知している。



23

資料 5

辺地共聴施設デジタル化ロードマップ(都道府県別)

総務省まとめ(H21. 9. 30現在)

都道府県	施設数 H21.9.30	デジタル化 対応済 (施設数) H21.9.30	デジタル化 進捗率 [%] H21.9.30	デジタル化計画								未定又は 未把握 (施設数)	
				デジタル化改修時期(施設数)			ケーブルテレビ編入時期(施設数)			その他 (直接受信へ移行予定など) (施設数)			
				21年度	22年度	23年度又は 検討中	21年度	22年度	23年度又は 検討中				
北海道	341	76	22.3%	52	95	31	48	-	1	38	-	-	
青森県	53	9	17.0%	2	16	4	-	9	-	12	1	-	
岩手県	535	154	28.8%	137	128	25	16	31	22	18	4	-	
宮城県	133	31	23.3%	29	47	10	-	-	-	15	1	-	
秋田県	256	140	54.7%	47	39	8	-	-	15	7	-	-	
山形県	119	50	42.0%	5	30	13	1	-	-	17	3	-	
福島県	206	55	26.7%	21	34	46	2	13	-	33	2	-	
茨城県	124	23	18.5%	8	53	32	-	-	-	8	-	-	
栃木県	83	29	34.9%	5	3	30	1	1	-	4	10	-	
群馬県	207	70	33.8%	31	28	54	-	-	-	24	-	-	
埼玉県	101	46	45.5%	29	2	10	6	-	1	1	6	-	
千葉県	71	23	32.4%	6	19	12	-	-	-	10	1	-	
東京都	41	14	34.1%	-	5	12	-	-	4	6	-	-	
神奈川県	173	73	42.2%	10	9	27	-	1	4	26	23	-	
山梨県	158	14	8.9%	8	53	21	-	2	15	13	32	-	
新潟県	545	248	45.5%	80	98	15	64	1	3	36	-	-	
長野県	224	69	30.8%	28	24	8	69	2	2	22	-	-	
富山県	17	10	58.8%	-	-	1	1	-	5	-	-	-	
石川県	322	160	49.7%	-	-	3	129	1	24	5	-	-	
福井県	81	30	37.0%	1	3	15	10	1	8	13	-	-	
岐阜県	376	237	63.0%	44	48	11	26	6	1	3	-	-	
静岡県	683	241	35.3%	84	292	16	4	-	-	46	-	-	
愛知県	105	52	49.5%	2	-	1	19	23	-	8	-	-	
三重県	58	39	67.2%	1	6	3	-	8	-	1	-	-	
滋賀県	68	23	33.8%	5	36	-	1	2	-	1	-	-	
京都府	443	109	24.6%	113	64	3	24	119	-	8	3	-	
大阪府	114	26	22.8%	8	62	2	4	3	-	2	7	-	
兵庫県	761	299	39.3%	154	184	-	72	30	-	22	-	-	
奈良県	101	62	61.4%	5	11	1	7	5	-	4	6	-	
和歌山県	370	103	27.8%	58	133	4	42	29	-	1	-	-	
鳥取県	102	48	47.1%	2	25	-	8	17	-	2	-	-	
島根県	279	104	37.3%	1	13	-	55	102	-	4	-	-	
岡山県	439	223	50.8%	19	37	-	105	37	4	8	6	-	
広島県	626	297	47.4%	61	191	-	27	24	-	26	-	-	
山口県	117	39	33.3%	5	17	-	6	42	-	8	-	-	
徳島県	272	83	30.5%	22	3	8	15	94	34	3	10	-	
香川県	37	13	35.1%	1	10	2	-	8	-	3	-	-	
愛媛県	598	130	21.7%	62	100	28	140	78	24	21	15	-	
高知県	459	118	25.7%	96	92	25	28	44	34	21	1	-	
福岡県	194	116	59.8%	39	25	8	2	-	-	4	-	-	
佐賀県	64	13	20.3%	1	5	-	-	44	-	1	-	-	
長崎県	128	44	34.4%	10	47	-	22	2	2	1	-	-	
熊本県	435	101	23.2%	113	102	-	107	-	-	12	-	-	
大分県	481	68	14.1%	47	70	3	57	224	2	10	-	-	
宮崎県	323	47	14.6%	37	74	2	135	24	-	4	-	-	
鹿児島県	412	177	43.0%	118	89	3	1	1	-	23	-	-	
沖縄県	25	7	28.0%	1	13	1	-	-	-	3	-	-	
合計	11,860	4,143	34.9%	1,608	2,435	498	1,254	1,028	205	558	131	-	

辺地共聴施設デジタル化ロードマップについて

施設数 H21. 9. 30	<p>施設数に計上するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H21. 9. 30時点で、現存する施設(H21. 9. 30時点で、新たに存在が発覚したものを含む。) ・ H21. 9. 30時点で、他施設への統合やケーブルテレビ巻取りでデジタル化対応したもの(廃止届提出・未提出のいずれの場合も含む。) ・ H21. 9. 30時点で、全世帯が直接受信へ移行し施設を廃止したもの <p>施設数に計上しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H21. 9. 30までに、加入世帯がいなくなつたために施設を廃止したもの ・ H21. 9. 30までに、施設の不存在が判明し抹消したもの ・ H21. 9. 30までに、管理簿の重複が判明し抹消したもの 																
デジタル化対応済数 H21. 9. 30	<p>デジタル対応済に計上するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H21. 9. 30時点で現存する施設(H21. 9. 30時点で、新たに存在が発覚したものを含む。)のうち、デジタル化対応が完了しているもの(改修しなくてもデジタル放送視聴可能なものを含む) ・ H21. 9. 30までに、他施設への統合やケーブルテレビ巻取りで対策したもの(廃止届提出・未提出のいずれの場合も含む。) ・ H21. 9. 30までに、全世帯が直接受信へ移行し施設を廃止したもの 																
デジタル化進捗率[%]	デジタル化対応済／施設数 (H21. 9. 30)																
<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">21年度</td><td>H21年度に、デジタル化改修により対策するもの</td></tr> <tr> <td>22年度</td><td>H22年度に、デジタル化改修により対策するもの</td></tr> <tr> <td>検討中</td><td> <p>デジタル化改修を行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">21年度</td><td>H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>22年度</td><td>H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>検討中</td><td> <p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの </td></tr> </table> </td><td>その他</td><td>直接受信へ移行するもの</td></tr> </table>	21年度	H21年度に、デジタル化改修により対策するもの	22年度	H22年度に、デジタル化改修により対策するもの	検討中	<p>デジタル化改修を行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの 	<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">21年度</td><td>H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>22年度</td><td>H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>検討中</td><td> <p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの </td></tr> </table>	21年度	H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの	22年度	H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの	検討中	<p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの 	その他	直接受信へ移行するもの	未定又は未把握	デジタル化対応方策が決定していないもの
21年度	H21年度に、デジタル化改修により対策するもの																
22年度	H22年度に、デジタル化改修により対策するもの																
検討中	<p>デジタル化改修を行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの 																
<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">21年度</td><td>H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>22年度</td><td>H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>検討中</td><td> <p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの </td></tr> </table>	21年度	H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの	22年度	H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの	検討中	<p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの 	その他	直接受信へ移行するもの									
21年度	H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの																
22年度	H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの																
検討中	<p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの 																

施設数 H21. 9. 30	<p>施設数に計上するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H21. 9. 30時点で、現存する施設(H21. 9. 30時点で、新たに存在が発覚したものを含む。) ・ H21. 9. 30時点で、他施設への統合やケーブルテレビ巻取りでデジタル化対応したもの(廃止届提出・未提出のいずれの場合も含む。) ・ H21. 9. 30時点で、全世帯が直接受信へ移行し施設を廃止したもの <p>施設数に計上しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H21. 9. 30までに、加入世帯がいなくなつたために施設を廃止したもの ・ H21. 9. 30までに、施設の不存在が判明し抹消したもの ・ H21. 9. 30までに、管理簿の重複が判明し抹消したもの 																
デジタル化対応済数 H21. 9. 30	<p>デジタル対応済に計上するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H21. 9. 30時点で現存する施設(H21. 9. 30時点で、新たに存在が発覚したものを含む。)のうち、デジタル化対応が完了しているもの(改修しなくてもデジタル放送視聴可能なものを含む) ・ H21. 9. 30までに、他施設への統合やケーブルテレビ巻取りで対策したもの(廃止届提出・未提出のいずれの場合も含む。) ・ H21. 9. 30までに、全世帯が直接受信へ移行し施設を廃止したもの 																
デジタル化進捗率[%]	デジタル化対応済／施設数 (H21. 9. 30)																
<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">21年度</td><td>H21年度に、デジタル化改修により対策するもの</td></tr> <tr> <td>22年度</td><td>H22年度に、デジタル化改修により対策するもの</td></tr> <tr> <td>検討中</td><td> <p>デジタル化改修を行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">21年度</td><td>H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>22年度</td><td>H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>検討中</td><td> <p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの </td></tr> </table> </td><td>その他</td><td>直接受信へ移行するもの</td></tr> </table>	21年度	H21年度に、デジタル化改修により対策するもの	22年度	H22年度に、デジタル化改修により対策するもの	検討中	<p>デジタル化改修を行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの 	<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">21年度</td><td>H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>22年度</td><td>H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>検討中</td><td> <p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの </td></tr> </table>	21年度	H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの	22年度	H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの	検討中	<p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの 	その他	直接受信へ移行するもの	未定又は未把握	デジタル化対応方策が決定していないもの
21年度	H21年度に、デジタル化改修により対策するもの																
22年度	H22年度に、デジタル化改修により対策するもの																
検討中	<p>デジタル化改修を行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの 																
<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">21年度</td><td>H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>22年度</td><td>H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>検討中</td><td> <p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの </td></tr> </table>	21年度	H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの	22年度	H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの	検討中	<p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの 	その他	直接受信へ移行するもの									
21年度	H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの																
22年度	H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの																
検討中	<p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの 																

施設数 H21. 9. 30	<p>施設数に計上するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H21. 9. 30時点で、現存する施設(H21. 9. 30時点で、新たに存在が発覚したものを含む。) ・ H21. 9. 30時点で、他施設への統合やケーブルテレビ巻取りでデジタル化対応したもの(廃止届提出・未提出のいずれの場合も含む。) ・ H21. 9. 30時点で、全世帯が直接受信へ移行し施設を廃止したもの <p>施設数に計上しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H21. 9. 30までに、加入世帯がいなくなつたために施設を廃止したもの ・ H21. 9. 30までに、施設の不存在が判明し抹消したもの ・ H21. 9. 30までに、管理簿の重複が判明し抹消したもの 																
デジタル化対応済数 H21. 9. 30	<p>デジタル対応済に計上するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H21. 9. 30時点で現存する施設(H21. 9. 30時点で、新たに存在が発覚したものを含む。)のうち、デジタル化対応が完了しているもの(改修しなくてもデジタル放送視聴可能なものを含む) ・ H21. 9. 30までに、他施設への統合やケーブルテレビ巻取りで対策したもの(廃止届提出・未提出のいずれの場合も含む。) ・ H21. 9. 30までに、全世帯が直接受信へ移行し施設を廃止したもの 																
デジタル化進捗率[%]	デジタル化対応済／施設数 (H21. 9. 30)																
<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">21年度</td><td>H21年度に、デジタル化改修により対策するもの</td></tr> <tr> <td>22年度</td><td>H22年度に、デジタル化改修により対策するもの</td></tr> <tr> <td>検討中</td><td> <p>デジタル化改修を行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">21年度</td><td>H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>22年度</td><td>H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>検討中</td><td> <p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの </td></tr> </table> </td><td>その他</td><td>直接受信へ移行するもの</td></tr> </table>	21年度	H21年度に、デジタル化改修により対策するもの	22年度	H22年度に、デジタル化改修により対策するもの	検討中	<p>デジタル化改修を行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの 	<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">21年度</td><td>H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>22年度</td><td>H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>検討中</td><td> <p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの </td></tr> </table>	21年度	H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの	22年度	H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの	検討中	<p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの 	その他	直接受信へ移行するもの	未定又は未把握	デジタル化対応方策が決定していないもの
21年度	H21年度に、デジタル化改修により対策するもの																
22年度	H22年度に、デジタル化改修により対策するもの																
検討中	<p>デジタル化改修を行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの 																
<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">21年度</td><td>H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>22年度</td><td>H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの</td></tr> <tr> <td>検討中</td><td> <p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの </td></tr> </table>	21年度	H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの	22年度	H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの	検討中	<p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの 	その他	直接受信へ移行するもの									
21年度	H21年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの																
22年度	H22年度に、ケーブルテレビ巻取りにより対策するもの																
検討中	<p>ケーブルテレビ巻取りを行うものであつて、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時期がH23年度以降になるもの ・ 対応時期未定又は検討中のもの 																

資料6

第9次行動計画策定以降の取組と第10次行動計画策定以降の取組予定

2008年

12月 第9次行動計画策定

2009年

- 1月 総務省「地上デジタル放送推進総合対策（第2版）」の公表
- 1月 総務省「デジタルテレビ放送に関する移行状況緊急調査」の実施
- 2月 「総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）」の拡充（全国51カ所）
- 2月 都道府県単位で地上デジタル放送推進組織を整備
- 3月 総務省「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」の実施
- 4月 「デジタル放送移行完了対策推進会議」（議長：内閣官房長官）の設置
- 5月 デジサポ共聴施設のデジタル化促進活動等開始
- 5月 デジサポ「高齢者・障害者への働きかけ、サポート」事業の本格的な活動開始
- 5月 「辺地共聴施設デジタル化ロードマップ」の公表（改定：2009年3月末現在）
- 5月 デジタル放送移行完了対策推進会議で緊急に取り組むべき課題への対応策を決定
- 5月 「地方公共団体施設の地上デジタル放送対応計画の策定状況」の公表
- 5月 情報通信審議会第6次中間答申
- 5月 受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設のデジタル化対応状況の公表
- 6月 地上デジタル放送への完全移行に向けた都道府県単位の行動計画の策定完了
- 7月 エコポイントの登録・商品交換申請の受付開始（5/15に遡って適用）
- 7月 「共聴施設デジタル化推進会議」（スクラム2011）の設置
- 7月 総務省「地上デジタル放送推進総合対策（第3版）」の公表
- 7月 石川県珠洲市におけるアナログ放送終了リハーサル（一時休止）の実施
- 8月 デジサポ「集合住宅等における受信環境整備のための助成金の申請受付」開始
- 8月 「地上デジタル放送難視地区対策計画」（初版）の公表
- 9月 「共聴施設デジタル化緊急対策」の公表
- 9月 デジサポ「ビル陰共聴施設に関する法律専門家による相談及び調停」を開始
- 9月 総務省「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」の実施
- 9月 「地デジで親孝行運動」の実施
- 9月 地上デジタル放送のデジタル混信に対する対策計画の公表開始
- 10月 NHK受信料全額免除世帯への簡易チューナー給付支援の申込みの受付開始
- 11月 地デジ受信対応促進のための集合住宅貼付用「地デジカ・ステッカー」の提供
- 12月 第10次行動計画策定
- 12月 関係省庁連絡会議アクションプラン2008の見直し

2010年

- 1月 石川県珠洲市におけるアナログ放送終了リハーサル（長時間休止）の実施
- 1月 総務省「地上デジタル放送推進総合対策（第4版）」の公表
- 1月 「地上デジタル放送難視聴地区対策計画」の更新
- 1月 衛星による暫定的難視聴対策事業のホワイトリスト（初版）の公表
- 3月 総務省「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」の実施
- 3月 「アナログ放送終了計画」の見直し
- 3月 地上デジタル放送への完全移行に向けた都道府県単位の行動計画の見直し
- 3月 衛星による暫定的難視聴対策事業の開始
- 3月 ケーブルテレビにおけるデジアナ変換の暫定的導入の要請
- 5月 「辺地共聴施設デジタル化ロードマップ」の公表（改定：2010年3月末現在）
- 夏 情報通信審議会第7次中間答申
- 7月 石川県珠洲市におけるアナログ放送の完全停波
- 7月 総務省「地上デジタル放送推進総合対策（第5版）」の公表

12月 第11次行動計画策定

テレビは、国民生活に深く浸透した情報基盤です。
 そのテレビ放送が、従来の「アナログ放送」という方式から、付加価値の高いサービスが実現できる「デジタル放送」という方式に変わります。
 国民の皆様に最も広くご視聴いただいている地上テレビ放送も、平成23年7月24日を目標にデジタル放送への切り替えを進め、最終的には「アナログ放送」を終了する予定です。

「地上デジタル放送」は、平成15年12月に三大都市圏で開始され、平成18年12月には全都道府県で開始されました。

- 地上テレビ放送がデジタル放送に変わると、
 • 大画面テレビでもきれいな画像を楽しめる
- データ放送でいつでも天気予報などのリアルタイムな情報を見ることができます
- 携帯端末で「ワンセグ」放送を視聴できるなど、移動中でもきれいな放送を見る
 ができます
- など、国民一人一人にとって大きなメリットがあります。

また、地上テレビ放送をデジタル化することにより、周波数の有効利用が可能となります。例えば、空いた周波数を用いれば、

- 携帯電話がつながりやすくなる、
- 高速道路交通システム（ITS）の高度化が可能となり交通事故が減少する、
- 警察・消防等の無線通信をブロードバンド化することで犯罪・災害等の被害が減少する、
- 移動体向けマルチメディア放送が可能となり、新たに多様なサービスが提供されるなど、多大な効果が期待されます。

他方、地上テレビ放送のデジタル放送への変更が完了し、従来のアナログ放送が終了されると、

- アナログ放送を視聴する機器・施設では、地上テレビ放送が視聴できなくなる
- デジタル放送の電波が届かない地域が生じた場合、そこでは、地上テレビ放送が受信できなくなるなどの課題があります。

総務省は、すべての視聴者の皆様に、地上テレビ放送を引き続きご視聴いただくため、必要な方策を総合的に検討して参りました。

平成16年に情報通信審議会に対し、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けた行政の果たすべき役割」に関する諮問を行い、これまで6次にわたり、中間答申をいたしました。総務省では、これらの答申を踏まえて、「できること」ではなく「つくすべきこと」を覚悟を決めて断行するため、今後実施すべき施策を別紙のとおり整理しました。

地上デジタル放送推進総合対策

(第3版)

平成20年7月24日策定
平成21年1月23日改訂
平成21年7月24日改訂
総務省

まずは、平成23年7月24日には、アナログ放送が終了し、デジタル放送を通じ、あるいは全国移行することを、すべての国民にご理解いただくために、テレビ放送を通じ、あるいは全国各地域におけるきめ細かな説明会の開催により、さらには必要に応じ相談員が各ご家庭を訪問するなどにより、ご説明を尽くしてまいります。地上放送のデジタル化のために、何が必要か、どこに相談したら良いか等、必要な情報のご提供、ご相談など、万全の取組を行います。

次に、山間地などの地形的条件や高層建築物等が原因で、デジタル放送を受信できない地域があれば、共同受信施設のデジタル化改修や新規整備を促進します。
さらに、放送事業者のデジタル中継局整備を促進し、デジタル放送が全国各地域に送り届けられるよう、視聴可能地域の拡大に努めます。

総務省は、施策の実施のために必要な経費については、平成21年度予算として措置しており、平成22年度以降の予算についても措置できるよう予算要求を行なう予定です。

同時に、平成23年7月に、すべての国民の皆様が、地上放送のデジタル化への対応を完了し、引き続き、テレビを視聴することができるよう、多くの関係者と連携・協力して、この総合対策を全力で実施していきます。

例えば、放送事業者には、デジタル中継局整備などアナログカバーエリアへのデジタル放送の確実な普及、放送によるお知らせ活動の強化に取り組むことを期待します。メーカーには、低廉なデジタルテレビやデジタルチューナー、使いやすいリモコン等の実現に取り組むことを期待します。販売店には、アンテナ設置の必要性等消費者への丁寧な説明に取り組むことを期待します。地方公共団体には、広報誌等による地域の住民の周知や説明会開催への協力を期待します。

地上デジタル放送をご視聴いただけたる環境が整つても、視聴者の皆様ご自身で地上デジタル放送に対応した受信機をご用意いただき、場合によつてはアンテナの取替えなどを実際には実際にはご視聴いただくなればなりません。

地上テレビ放送のデジタル化は、国民生活に密接に関連するものであり、国民の皆様のご理解がなくては実現できません。皆様のご協力をお願い申しあげます。

地上デジタル放送推進のために総務省において取り組む施策	1
I. 国民に地上デジタル放送についてご理解いただきための取組.....1	
1. 必要な情報の徹底した提供.....1	
(1) 放送を活用した周知の徹底等	
(2) 全家庭への「お知らせ」郵送	
(3) 説明会の開催及び戸別訪問	
(4) 地方公共団体等との連携	
(5) アナログ受信機の譲購入防止等	
(6) 国民運動の展開	
2. 惠質商法対策.....2	
III. 受信側の取組.....2	
1. 受信機の普及.....2	
(1) エコポイントを活用したデジタルテレビの普及促進	
(2) 簡易なチューナーの開発・流通の促進	
(3) 使いやすい機器の普及促進	
(4) 経済的に困窮している方への支援	
2. 共聴施設の整備促進.....2	
(1) 辺地共聴施設のデジタル改修促進	
(2) 受信障害対策共聴施設の改修促進	
(3) 集合住宅共聴施設の改修促進	
III. 公共施設における地上放送のデジタル化への対応.....3	
1. 送信側の取組.....3	
(1) デジタル中継局の整備.....4	
(1) 中継局整備の促進	
(2) デジタル難聴対策	
2. デジタル混信への対策.....4	
3. ケーブルテレビ等の活用	
(1) ケーブルテレビ	
(2) I P再送信	
4. 暫定的な衛星利用による難聴対策.....5	
IV. アナログ放送終了等に当つての取組.....5	
1. アナログ放送終了のための放送対応手順.....5	
(1) アナログ放送終了計画	
(2) アナログ放送終了のリハーサル	
2. アナログ放送終了のための体制整備等.....5	
(1) 地域レベルで関係者が連携する推進体制	
(2) 廃棄・リサイクル	
(3) 政府をあげた推進体制	
3. アナログ停波後のチャンネル切替.....6	

I. 国民に地上デジタル放送についてご理解いただきための取組

1. 必要な情報の徹底した提供

アナログ放送をご覧になっている方が地上放送のデジタル化への対応をしていただくための端緒となるよう、きめ細かな周知情報がアナログ放送をご覧になっている世帯に繰り返し届くような取組を徹底する。特に、お年寄り等、情報が届きにくいう方に情報が届くよう、十分な配意をする。

(1) 放送を活用した周知の徹底等

アナログテレビの視聴者が、放送を通じ、今ご覧いただいている放送が終了することをご理解いただけるような取組を強化するよう、放送事業者に働きかける。

既に「アナログロゴマーク」の常時表示が実施されているが、さらに、「アナログ放送終了告知スーパー」、「アナログ放送終了のお知らせ画面」等の取組を強化するよう、放送事業者に働きかける。
放送以外の様々なメディアを通じてあらゆる機会を捉えた周知にも取り組む。

(2) 全家庭への「お知らせ」郵送

本年度内に、全てのご家庭に、アナログ放送の終了及びデジタル放送への移行に関するお知らせを送付する。

(3) 説明会の開催及び戸別訪問

すべての国民に地上放送のデジタル化に対応していただけるよう、地域に密着した調査・相談対応・支援等を丁寧に行うために、「テレビ受信者支援センター（デジサポ）」を全都道府県（全国52か所）に設置している。このデジサポにおいて、本年度内に、全国で合計7万回の説明会・受信相談会を開催するとともに、高齢者等への戸別訪問を実施する。

(4) 地方公共団体等との連携

高齢者だけの世帯等、情報が届きにくいと考えられる世帯を含め、国が、地方公共団体、自治区、民生委員等その地域に密着した方々の協力を得ながら、すべての国民に受信形態に対応した正確な情報が届くよう、取り組む。

(5) アナログ受信機の誤購入防止等

アナログテレビをデジタル放送が受信できる機器と誤解して購入しないよう、アナログテレビのメーカー・販売店において、注意を喚起する大型シールを貼付するよう引き続き働きかける。
地元電器店等の販売店の協力により、説明資料の配布等にも取り組む。

(6) 国民運動の展開

地上放送のデジタル化を 국민にご理解いただきための活動を国民運動として盛り上げて充実している。

いくことができるよう、関係者とともに、全国各地でのイベント開催、「地デジで親孝行」活動などに取り組む。

2. 惠質商法対策

ホームページ、説明会等を通じた注意喚起を行うとともに、関係省庁が連携して、惠質商法の防止に取り組む。また、惠質商法による被害が発生した際には、その情報を速やかに共有し、報道機関にも提供するとともに、関係機関と連携して、再発防止等に努める。

II. 受信側の取組

1. 受信機の普及

(1) エコポイントを活用したデジタルテレビの普及促進
省エネ効果が高いデジタルテレビの購入に対して、一定の商品と交換可能な点数・ポイント（エコボイント）を付与することにより、デジタルテレビの普及を促進する。

(2) 簡易なチューナーの開発・流通の促進

アナログ受信機を使い続けることを望む国民のニーズに対応するため、現在広く普及しているアナログ受信機に接続してデジタル放送を視聴するための最小限の機能を有する簡易なチューナー等が早期に安価に市場に出回るよう取り組む。

(3) 使いやすい機器の普及促進

デジタル放送の視聴者の裾野を広げていくため、デジタル放送を視聴するための機器に付属するリモコンについて、高齢者等にも使いやすい簡易な製品の開発やその普及推進、視聴者への周知啓発等が図られるよう、引き続き関係メーカー等に働きかける。

(4) 経済的に困窮している方への支援

平成21年度から平成23年度にかけて、NHK受信料全額免除世帯に対し、受信機器購入等に係る支援を行う。

2. 共聴施設の整備促進

(1) 辺地共聴施設のデジタル改修促進
約2万施設あるすべての辺地共聴施設の完全改修に向け、NHKが管理する施設の計画的改修に合わせ、自主共聴施設について支援を継続しつつ市町村との連携を強化する等により早期改修を促す。
平成20年12月に策定・公表した辺地共聴施設のデジタル化対応に関するロードマップにより、進捗状況の把握を行い、改修促進に取り組む。

なお、平成21年度には、デジタル難視聴対策のための共聴施設の新設等に対する支援を充実している。

(2) 受信障害対策共聴施設の改修促進

①施設改修の働きかけ

関係業界の協力を得て、全国の受信障害対策共聴施設の最新情報を取りまとめた管理簿の整備を行ったところであり、大規模施設所有者に対して、受信障害範囲の調査の早期実施、直接受信が可能となる世帯へのお知らせ、受信障害が継続する世帯に対して施設改修等の適切な対応を行うこと等の働きかけを加速する。

②施設管理者等による施設改修の検討の促進

デジタル化未対応の共聴施設の管理者及び聴聴世帯に対し工事等の専門家が個別に訪問して説明を行い、デジタル化対応の促進を図る。
関係業界と協力して、共聴施設の標準的な改修方法や経費のめやすを整理し、広く情報提供する。
公共施設等により発生している受信障害については、関係機関において、平成22年12月末までにすべての公共施設等による受信障害へのデジタル化対応が終了することを目指として取り組む。

③施設改修への支援等

施設のデジタル化に向けた当事者間の協議促進等を図るため、デジサボにおいて、必要な受信調査を実施する。
デジタル化が進展していない受信障害対策共聴施設について、デジタル化改修を行う際の住民負担が過重とならないようにするための支援を行う。
さらに、当事者間の協議が難航した場合に第三者が相談対応やあっせん・調停等を行う简易な紛争処理機能の仕組みを提供する。

(3) 集合住宅共聴施設の改修促進

①施設改修の働きかけ

関係業界との密接な連携のもと、デジサボを中心には、説明会の開催やマンション管理会社やマンション管理組合等に対し、デジタル化への対応の働きかけを強化する。また、デジタル化対応に関する情報共有等のための管理簿の更新を行う。

②施設改修への支援等

標準的な改修方法や経費のめやすを整理し、広く情報提供することにより、当事者の対応を側面支援する。
また、平成21年度は、デジタル化改修を行う際の住民負担が過重とならないようにするための支援を行う。

3. 公共施設における地上放送のデジタル化への対応

公共施設における地上放送のデジタル化対応については、関係機関において、平成22年12月末までにすべての公共施設におけるデジタル化が終了することを目標として取り組む。なお、学校や社会福祉施設等のデジタル化対応について、平成21年度に国が支援

を行う。

III. 送信側の取組

1. デジタル中継局の整備

(1) 中継局整備の促進
中継局ロードマップに示された中継局が着実に整備されるよう条件不利地域の中継局整備支援を含め、引き続き取り組む。

(2) デジタル難聴対策

アナログ放送を視聴できているにもかかわらずデジタル放送が難聴感となるると推定される世帯（最大35万世帯）について、平成21年8月までに地区別の対策計画（中継局新設、共聴新設等）を策定する。国の支援等により平成23年春までに対策を行い、デジタル難聴世帯の数の最小化を目指す。

2. デジタル混信への対策

放送事業者とともに、継続的にデジタル混信の発生状況を把握するよう努める。平成20年度末までに開局した中継局に係るデジタル混信については、実際に影響のある地区や世帯の見極めを平成21年8月までに完了する。
既に混信による受信障害の発生が確認されている地域については、障害の状況、対策内容、実施時期、実施主体等を整理した個別問題ごとの「対策計画」を平成21年8月までに策定する。
なお、平成21年度には、混信対策に関する支援措置を拡充し、混信の発生状況に対応した対策手法の選択肢を増やしていく。

3. ケーブルテレビ等の活用

(1) ケーブルテレビ

①ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進
地上アナログ放送終了までにできるだけ早期に、かつ、早くとも平成22年12月までにすべてのケーブルテレビ施設においてデジタル対応を完了するよう、引き続きそのデジタル化を推進する。
②ケーブルテレビの導入を推進する。

②地上デジタル放送のみの再送信サービス等の導入の推進
地上デジタル放送のみの再送信サービスの早期導入に向け、ケーブルテレビ業界に視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等の検討を働きかけているところであり、引き続き同サービスの導入を推進する。

③デジアナ変換サービスの暫定的導入の推進

地上デジタル放送のアナログ変換による再送信サービスの暫定的導入について、平成22年3月までに、運用期間等を明らかにした上で、ケーブルテレビ事業者に対してデジア

ナ変換サービスの暫定的導入を要請する。

(2) IP再送信

サービスの技術的改善が行われ、視聴者に利用しやすい条件で、平成22年末までにできるだけ広いサービスエリアで提供されるとともに、実施時期を示したロードマップが公表されるよう、引き続き、総務省から電気通信役務利用放送事業者に対して働きかけを行う。

(3) 政府をあげた推進体制

アナログ放送の円滑な終了に向けて、平成21年4月に関係閣僚等を構成員とする「デジタル放送移行完了対策推進会議」(議長：官房長官)を設置したこところであり、政府をあげて地上デジタル放送の推進に取り組む。

4. 暫定的な衛星利用による難視聴地域対策

デジタル難視聴世帯(最大35万世帯)のうち物理的・費用的に対策が困難な世帯に対し、暫定的(5年間)に放送衛星により地上放送と同様の番組を提供するシステムを構築し、平成21年度内に運用を開始する。国として送信・受信側双方への支援を行う。
暫定的な衛星利用の対象となった地域については将来的に、地上系放送基盤による視聴が可能となるよう取り組む。

IV. アナログ放送終了等に当つての取組

1. アナログ放送終了の放送対応手順

(1) アナログ放送終了計画

平成23年7月にアナログ放送を円滑に終了できるよう、視聴者の混乱防止の観点から、

- ・ 地域間で終了時期に差を設けることはしないこと
- ・ 放送終了に向けた取組を段階的に強化すること

を基本とした放送事業者の取組が円滑に実施されるよう環境整備に取り組む。

(2) アナログ放送終了のリハーサル

地域を限定してアナログ放送を先行して止めるアナログ放送終了のリハーサルを、石川県珠洲市において実施し、アナログ放送の終了に伴う課題や対策を確認する。

2. アナログ放送終了のための体制整備等

(1) 地域レベルで関係者が連携する推進体制

アナログ放送を円滑に終了するため、総務省、放送事業者、地方自治体、販売店、工事業者、ケーブルテレビ事業者、メーカー等の関係者が都道府県単位で連携して対策を講じていくための推進組織を立ち上げて、都道府県単位の行動計画を策定したところであり、この行動計画が着実に実施されるよう、取り組む。

(2) 廃棄・リサイクル

アナログ放送の終了後も、引き続きアナログテレビが使用できることについて、注意喚起を行ふ等、関係省庁と連携して、廃棄・リサイクル対策に取り組む。また、エコポイントでリサイクル料金相当を還元することにより、平成21年度に前倒しでアナログテレビ

のリサイクルが行われるよう取り組む。

3. アナログ停波後のチャンネル切替

中継局毎の切替手順や視聴者への情報提供の方法、実施体制等を明確にした「リバックの実施計画」を着実に実施するとともに、チャンネル切替を実施するために必要な受信実態の現地調査や地域への情報提供、相談体制の確立、中継局の送信機の切替工事等について、支援を行ふ。

I. 国民に地上デジタル放送についてご理解いただくための取組						
項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	概要	
・放送事業者への働きかけ					放送事業者による放送を通じた取組を強化するよう働きかける。	
・全家庭へのお知らせ					全てのご家庭にアナログ放送の終了及びデジタル移行に関するお知らせの送付。	
・説明会の開催及び戸別訪問					デジサガにおいて、説明会・受信相談会を開催するとともに、高齢者等への戸別訪問の実施。	
・地方公共団体等との連携					地方公共団体・自治区・民生委員等その地域に窓着した方々の協力を得ながら、すべての国民に正確な情報が届くよう取り組む。	
・誤購入の防止					大型シールの貼付を引き継ぎメーカーや販売店に働きかけるとともに、地元電器店の協力を得て、説明資料の配布等に取り組む。	
・国民運動の展開					国民運動推進本部を設置。	
・悪質商法対策					関係省庁間の連絡体制を強化し、悪質商法等の情報を収集・共有し、連携して対策を講じる。	

II. 受信側の取組						
項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	概要	
・エコポイントによる受信機の普及					省エネ効果が高いデジタルテレビの購入に対するエコポイントの付与。	
・簡易なチューナーの開発・流通の促進					デジタル放送を視聴するための最小限の機能を有する簡易なチューナー等が早期に安価に(例:平成21年夏までに、5千円以下)市場に出回るよう取り組む。	
・受信機購入等の支援					NHK受信料全額免除世帯に対し、受信機器購入等に係る支援を実施。	
・辺地共聴施設のデジタル改修促進					自主共聴施設について支援を継続。市町村との連携を強化する等により早期改修を促進。	
・受信障害対策共聴施設の改修促進					住民負担が過重となるないようにするための支援措置を講じるなどともに、デジタル化を図るために受信調査を実施。	
・集合住宅共聴施設の改修促進					デジサガを中心とした説明会の開催をするとともに、平成21年度は、住民負担が加重とならないようするための支援措置を講じる。	
・公共施設のデジタル化への対応					関係機関において、平成22年12月末までにすべての公共施設におけるデジタル化が終了することを目指す。	

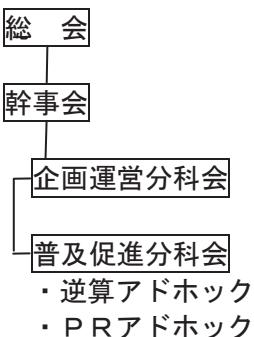
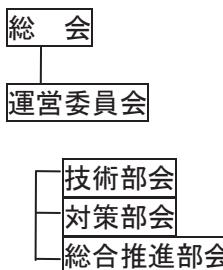
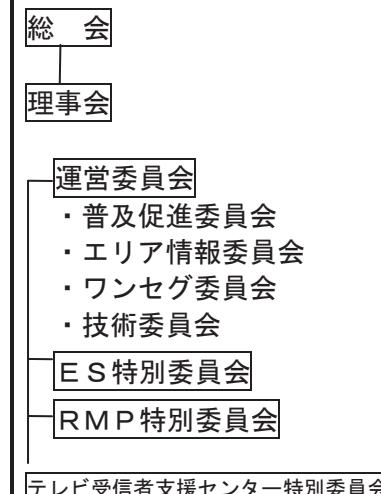
III. 送信側の取組						
項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	概要	
・中継局整備の促進					条件不利地域の中継局整備の支援を継続。	
・デジタル難視聴対策					対策計画を策定し、デジタル難視聴世帯数を最小化するための支援を実施。	
・デジタル混信への対策					デジタル混信に対する対策の選択肢を増やし、混信解消のための支援を拡充。	
・ケーブルテレビの活用					ケーブルテレビ施設のデジタル化を推進するとともに、デジアナ変換による再送信サービスの暫定的導入の推進。	
・衛星利用による難視聴地域対策					平成21年度内に衛星の運用を開始。送信側・受信側双方への支援を実施。	

IV. アナログ放送終了等に当たっての取組

項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	概要
・アナログ放送終了のリハーサル					アナログ放送終了のリハーサルを平成21年度及び平成22年度に実施。
・地域単位での推進体制					地域単位で連携して対策を講じる組織により、都道府県単位の行動計画を着実に実施。
・政府をあげた推進体制					政府あげた総合的な移行完了対策の推進に取組。
・アナログ停波後のチャンネル切替					リバッタの実施にあたっての現地調査、送信機の切替工事等の支援を実施。

資料8

地上デジタルテレビ放送関連団体の役割等

団体名 (略称)	地上デジタル推進全国会議 (全国会議)	全国地上デジタル放送 推進協議会 (全国協議会)	デジタル放送推進協会 (D p a)
設立年月	2003年5月	2001年7月	2007年4月※
法人格	任意団体	任意団体	社団法人
代表者	議長 岡村 正 (日本商工会議所会頭)	会長 河合 久光 ((株) 静岡朝日テレビ 代表取締役社長)	理事長 間部 耕莘 (日本テレビ放送網(株) 最高顧問)
構成員	NHK 民放テレビ全127社 放送関連団体、メーカー 販売店、消費者団体 地方公共団体、経済団体 マスコミ、総務省等の代表	NHK 民放テレビ全127社 総務省	NHK 民放テレビ全127社 受信機メーカー 等
性 格	各界のトップリーダーにより構成され、地上デジタルテレビ放送の普及に関し、分野横断的かつ国民運動的に推進を図るための組織	放送事業者と総務省により構成され、主に送信側からデジタルへの移行に伴う諸課題についての検討を行うための組織	放送事業者、メーカー等により構成され、地上デジタル及びBSデジタル放送の普及並びにこれらに関する事業を実施することにより、アナログ放送からデジタル放送への円滑な移行を図る等のための組織
役 割	○「デジタル放送推進のための行動計画」の改訂・フォローアップ ○受信機器の普及方策の検討、普及計画のフォローアップ ○その他デジタルテレビ放送の普及促進に関する各分野における検討	○アナログ周波数変更対策の進め方についての制度的・技術的検討 ○デジタルテレビ放送の進め方についての制度的・技術的検討 ○放送事業者が行う周知広報の取組について検討 ※検討結果を必要に応じて本行動計画にも反映	○地上デジタルテレビジョン放送及びBSデジタル放送並びにそれらの受信の普及促進 ○地上デジタルテレビジョン放送及びBSデジタル放送に関する調査・研究 ○地上デジタルテレビジョン放送及びBSデジタル放送の送・受信技術に関する規格化の推進 等
組織等	 <pre> graph TD A[総会] --> B[幹事会] B --> C[企画運営分科会] C --- D[普及促進分科会] C --- E[逆算アドホック] C --- F[PRアドホック] </pre>	 <pre> graph TD A[総会] --> B[運営委員会] B --> C[技術部会] C --> D[対策部会] D --> E[総合推進部会] </pre>	 <pre> graph TD A[総会] --> B[理事会] B --> C[運営委員会] C --- D[普及促進委員会] C --- E[エリア情報委員会] C --- F[ワンセグ委員会] C --- G[技術委員会] C --> H[ES特別委員会] C --> I[RMP特別委員会] C --> J[テレビ受信者支援センター特別委員会] </pre>

※ (社)地上デジタル放送推進協会(2003年設立)と(社)BSデジタル放送推進協会(1991年設立)が統合。